

令和4年度

高松市包括外部監査報告書

公認会計士 内橋 翔

令和4年度包括外部監査報告書

目次

第1 包括外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件(監査テーマ).....	1
(1) 外部監査の対象.....	1
(2) 監査対象期間.....	1
3 事件(監査テーマ)を選定した理由.....	1
4 外部監査の方法.....	2
(1) 監査の視点.....	2
(2) 主な監査手続き.....	2
5 外部監査の実施期間及び対象.....	2
6 外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格.....	2
7 利害関係.....	2
8 指摘事項の記載方法.....	3
9 その他.....	3
第2 総論.....	4
1 外郭団体について.....	4
2 市と外郭団体との取引(令和3年度)について.....	6
3 監査結果の概要.....	12
第3 個別事項.....	18
I 高松市土地開発公社.....	18
1 概要.....	18
2 市と外郭団体との関係性.....	20
3 事業の内容.....	20
4 貸付業務に関する監査.....	22
5 外郭団体が関連する関連施策.....	22
6 外郭団体の経営状況.....	22
7 現金・預金等の財産の管理状況について.....	24
8 所管課による評価及び課題認識について.....	25
9 指摘/意見.....	26
II 公益財団法人高松市学校給食会.....	30
1 概要.....	30
2 市と外郭団体との関係性.....	33

3 補助事業に関する監査	33
4 外郭団体の経営状況	34
5 現金・預金等の財産の管理状況について	38
6 所管課による評価及び課題認識について	39
7 指摘/意見	40
III 公益財団法人高松市福祉事業団	41
1 概要	41
2 市と外郭団体との関係性	42
3 外郭団体が関連する関連施策	42
4 当該団体の残余財産	42
5 当該団体が清算されるまでの経緯	43
6 指摘/意見	43
IV 公益財団法人高松市スポーツ協会	44
1 概要	44
2 市と外郭団体との関係性	45
3 補助事業に関する監査	45
4 委託事業に関する監査	46
5 外郭団体が関連する関連施策	46
6 外郭団体の経営状況	47
7 現金・預金等の財産の管理状況について	51
8 指定管理委託の状況	51
9 所管課による評価及び課題認識について	53
10 指摘/意見	54
V 公益財団法人高松市国際交流協会	57
1 概要	57
2 市と外郭団体との関係性	57
3 補助事業に関する監査	58
4 直近の補助金交付状況	59
5 外郭団体が関連する関連施策	59
6 外郭団体の経営状況	63
7 現金・預金等の財産の管理状況について	67
8 所管課による評価及び課題認識について	68
9 指摘/意見	68
VI 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	71
1 概要	71
2 市と外郭団体との関係性	72

3 補助事業に関する監査	73
4 外郭団体が関連する関連施策	73
5 外郭団体の経営状況	73
6 現金・預金等の財産の管理状況について	77
7 所管課による評価及び課題認識について	78
8 指摘/意見	79
VII 有限会社湯遊しおのえ	83
1 概要	83
2 市と外郭団体との関係性	84
3 「塩江湯愛の郷センター」に関する委託について	85
4 外郭団体が関連する関連施策	86
5 外郭団体の経営状況	87
6 現金・預金等の財産の管理状況について	91
7 所管課による評価及び課題認識について	92
8 指摘/意見	92
VIII 株式会社高松市食肉卸売市場公社	93
1 概要	93
2 市と外郭団体との関係性	94
3 外郭団体が関連する関連施策	94
4 外郭団体の経営状況	94
5 現金・預金等の財産の管理状況について	98
6 所管課による評価及び課題認識について	98
7 指摘/意見	99
IX 有限会社香南町農業振興公社	102
1 概要	102
2 市と外郭団体との関係性	102
3 外郭団体が関連する関連施策	103
4 外郭団体の経営状況	103
5 現金・預金等の財産の管理状況について	106
6 所管課による評価及び課題認識について	107
7 指摘/意見	107
X 公益財団法人高松市文化芸術財団	111
1 概要	111
2 市と外郭団体との関係性	120
3 補助事業に関する監査	120
4 委託事業に関する監査	121

5 外郭団体が関連する関連施策	121
6 外郭団体の経営状況	123
7 現金・預金等の財産の管理状況について	128
8 所管課による評価及び課題認識について.....	129
9 指摘/意見.....	130
第4 関連する法令・基準等	136

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 外部監査の対象

高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

なお、監査対象とした外郭団体等は、次のとおりである。

- ① 高松市土地開発公社
- ② 公益財団法人高松市学校給食会
- ③ 公益財団法人高松市福祉事業団
- ④ 公益財団法人高松市スポーツ協会
- ⑤ 公益財団法人高松市国際交流協会
- ⑥ 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
- ⑦ 有限会社湯遊しおのえ
- ⑧ 株式会社高松市食肉卸売市場公社
- ⑨ 有限会社香南町農業振興公社
- ⑩ 公益財団法人高松市文化芸術財団

(2) 監査対象期間

原則として令和3年度(必要に応じて、過年度についても対象とした。)

3 事件(監査テーマ)を選定した理由

市の外郭団体の定義によると、当該団体の基本財産、資本金等に占める市の出資金又は出捐金の割合が 25%以上であり、かつ、市の出資又は出捐の割合が最も大きい法人とされ、現在 10 団体を有している。

市の「外郭団体」は、市からの出資のほか補助金、委託料等の取引関係がある。

市では、平成 16 年9月に制定された「高松市外郭団体の運営等指導基準」に基づき、設立の趣旨に沿ってその業務が適正かつ効率的に運営されているかどうかを定期的に監督、指導するとともに、事業・業務運営等経営評価システムを創設し、経営評価を実施し、結果等を公表することとしている。

なお、目的の達成や特定団体相互あるいは民間企業等と競合するなど社会情勢の変化に伴う事業は、当該事業の見直しを行い必要性が乏しくなっているものについては、廃止又は縮小することとしている。

また、上述で定義されている外郭団体には該当しないものの、継続的に人的又は法人の運営

に関する補助金等財政的な支援を受け、かつ市がその設立において主導的立場で関与し、市の政策・施策と密接な関係を有する財団法人、社団法人及び社会福祉法人(ここでは等とする)もある。

市と「外郭団体等」の関係及び指導内容を検証し、10年前の財務状況と比較するとともに第三者としての視点により社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応しているかの検証を行う意義はあるものとする。

4 外部監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 財務に関する事務の執行の適正性
- ② 事務事業の合规性、各法令への準拠性及び会計処理の適正性
- ③ 資産等の管理の適正性
- ④ 市からの補助金及び委託料等の適正性
- ⑤ 指定管理者制度導入施設に関するモニタリングの状況
- ⑥ 市(所管課)としての指導状況
- ⑦ 過去の包括外部監査の指摘事項に対する措置状況

(2) 主な監査手続き

- ① ヒアリング
- ② 関係書類の閲覧・照合
- ③ 関連法規・条例等の整合性チェック
- ④ 分析、比較
- ⑤ 視察、現況確認

5 外部監査の実施期間及び対象

令和4年4月1日から令和5年1月31日まで

6 外部監査人並びに補助者の氏名及び主な資格

包括外部監査人	内橋 翔(公認会計士)		
補助者	藤田 武俊(弁護士)	矢野 基樹(公認会計士)	
	石川 たか子(税理士)	川田 浩史	御園 友貴

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8 指摘事項の記載方法

合規性に問題があるもの、手続き上の不備、誤謬、政策目的から著しく乖離した業務実施等について、監査の指摘として記載し、経済性・効率性・有効性の観点から課題のあるもの、また市民間の公平性に課題のあるもの、市の政策目的実施のために実施方法に改善が望まれるものについては意見として記載することとした。

9 その他

- 当報告書上の団体・法人・個人名等の記載方法、掲載の可否については、高松市情報公開条例及び高松市個人情報保護条例に従って判断している。
- 当報告書上に掲載したデータについては、可能な限り出典を記載しているが、高松市から入手した資料については、出典を記載していないものがある。
- 数値については、単位未満を四捨五入して表示している表があり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は必ずしも一致しない。

第2 総論

1 外郭団体について

令和3年度末時点の市の外郭団体数は10団体、出資及び出捐総額は411,750千円であった。

市の外郭団体数10団体は、中核市62団体(高松市含む。)の外郭団体数の平均値8団体※を上回っていた。

他方、市の出資及び出捐総額は、中核市の出資及び出捐総額の平均値は1,865,784千円※に比べて小さい。これは、他の中核市が地方独立行政法人(公立大学や市民病院)等を有していることによるものである。

※出所:総務省 令和3年度第三セクター等の状況に関する調査 全国集計ファイル(令和2年度決算)をもとに監査人が集計。

ここでは、市の外郭団体の財務状況を横断的に比較検討することとした。なお、各団体の監査状況については、個別に後述することとする。

(1)市の外郭団体の所管課、出資・出捐金、市出資比率

No.	団体名	所管課	出資・出捐金	市出資比率
1	高松市土地開発公社	財産経営課	5,000千円	100%
2	公益財団法人高松市学校給食会	保健体育課	10,000千円	100%
3	公益財団法人高松市福祉事業団	健康福祉総務課	20,000千円	100%
4	公益財団法人高松市スポーツ協会	スポーツ振興課	10,000千円	100%
5	公益財団法人高松市国際交流協会	観光交流課都市交流室	30,000千円	100%
6	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	観光交流課	300,000千円	72.2%※1
7	有限会社湯遊しおのえ	観光交流課観光エリア振興室	2,250千円	25.2%
8	株式会社高松市食肉卸売市場公社	農林水産課	15,000千円	50.1%
9	有限会社香南町農業振興公社	農林水産課	9,500千円	95.0%
10	公益財団法人高松市文化芸術財団	文化芸術振興課	10,000千円	100%

※1 出資比率は、指定正味財産を分母とし、市の出捐金及び市の基本財産積立金の合算を分子として算定している。

※2 市は上記の他、高松丸亀町まちづくり株式会社:5%、ケーブルメディア四国株式会社:2.5%、エフエム高松コミュニティ放送株式会社:4.8%に出資しているものの、出資比率が25%未満であるため、外郭団体として指導監督する対象ではない。

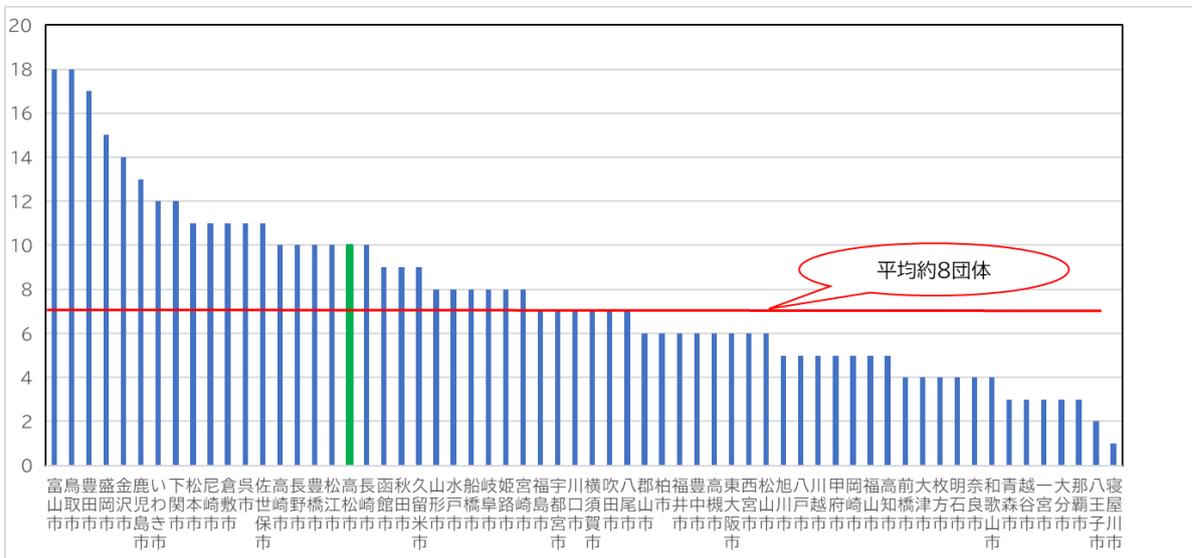
(2) 法人形態別の外郭団体

	地方公社	公益財団法人	株式会社・ 有限会社	計
法人数	1	6	3	10

市の外郭団体の法人形態は、公益財団法人が最も多い。

(3) 中核市の外郭団体数

中核市の中で最も外郭団体数が少なかったのは寝屋川市の1団体で、最も多かったのは富山市と鳥取市の18団体であった。令和4年度に公益財団法人高松市福祉事業団を清算したことにより、市の外郭団体は9団体となることから、概ね中核市の平均数となっている。



(出所: 総務省 令和3年度第三セクター等の状況に関する調査 全国集計ファイル(令和2年度決算)をもとに監査人が作成)

(4) 外郭団体の設立時期について

◆事業開始時期	昭和55年	平成元年	平成10年	平成20年	令和元年
1 高松市土地開発公社	◆昭和43年3月31日				
2 公益財団法人高松市学校給食会	◆昭和50年4月1日				
3 公益財団法人高松市福祉事業団	◆昭和56年11月11日				
4 公益財団法人高松市スポーツ協会	◆昭和61年4月1日				
5 公益財団法人高松市国際交流協会		◆平成2年8月17日			
6 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー		◆平成6年9月27日			
7 有限会社湯遊しおのえ			◆平成9年4月1日		
8 株式会社高松市食肉卸売市場公社				◆平成11年10月4日	
9 有限会社香南町農業振興公社				◆平成13年5月1日	
10 公益財団法人高松市文化芸術財団					◆平成15年1月29日

市の外郭団体のうち、設立時期が最も古い団体が高松市土地開発公社(昭和43年3月設立)で55年目を迎えており、最も新しい団体が公益財団法人高松市文化芸術財団(平成15年1月設

立)で20年目を迎えている。

2 市と外郭団体との取引(令和3年度)について

市の外郭団体への支出総額は、令和3年度 1,302,307 千円であった。

外郭団体別の支出額は以下の表のとおりである。

(1) 市が支出する外郭団体への補助金等の額(団体別)

(単位:千円)

No.	団体名	合計	補助金及び 交付金	指定管理料 及び委託料	貸付金
1	高松市土地開発公社	27,400	—	—	27,400
2	公益財団法人高松市学校給食会	33,079	33,079	—	—
3	公益財団法人高松市福祉事業団	94,606	—	94,606	—
4	公益財団法人高松市スポーツ協会	659,381	6,956	652,425	—
5	公益財団法人高松市国際交流協会	954	954	—	—
6	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	79,965	79,965	—	—
7	有限会社湯遊しおのえ	890	—	890	—
8	株式会社高松市食肉卸売市場公社	—	—	—	—
9	有限会社香南町農業振興公社	14,254	—	14,254	—
10	公益財団法人高松市文化芸術財団	391,779	9,270	382,508	—
	合計	1,302,307	130,224	1,144,683	27,400

補助金及び交付金は、公益性があると認め、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であって、事業運営のための財政援助である。こうした事業運営のための補助金は、補助基準や対象経費が曖昧になる傾向にあり、本来、自立した団体として自らが賄うべき経費に対して補助することで団体の自立を阻害する恐れもある。そのため、可能な限り最小限にすることが望ましく、長期化・常態化している補助金については、開始当初の必要性や効果が薄れていないか検証し、なるべく廃止または縮小していくべきである。

他方、指定管理料及び委託料は、主に指定管理業務をはじめとする事務委託に関する対価の支払いである。これらは、仕様書や事務処理要領に基づいて執行され、最終的な成果は受託者から所有権が移転し、市に帰属する。

(2) 外郭団体間の財務比較分析

外郭団体各々の経年比較と合わせて、団体間の財務分析を行うことで団体の財務的な特徴や課題を洗い出すことができる。市は、市政概況等により、団体ごとの状況把握は行っているものの、団体間の財務比較分析を実施していない。団体間比較することにより、新たな視点で団体の経営状況を検討することが可能となるため、毎年度実施することが望まれる。

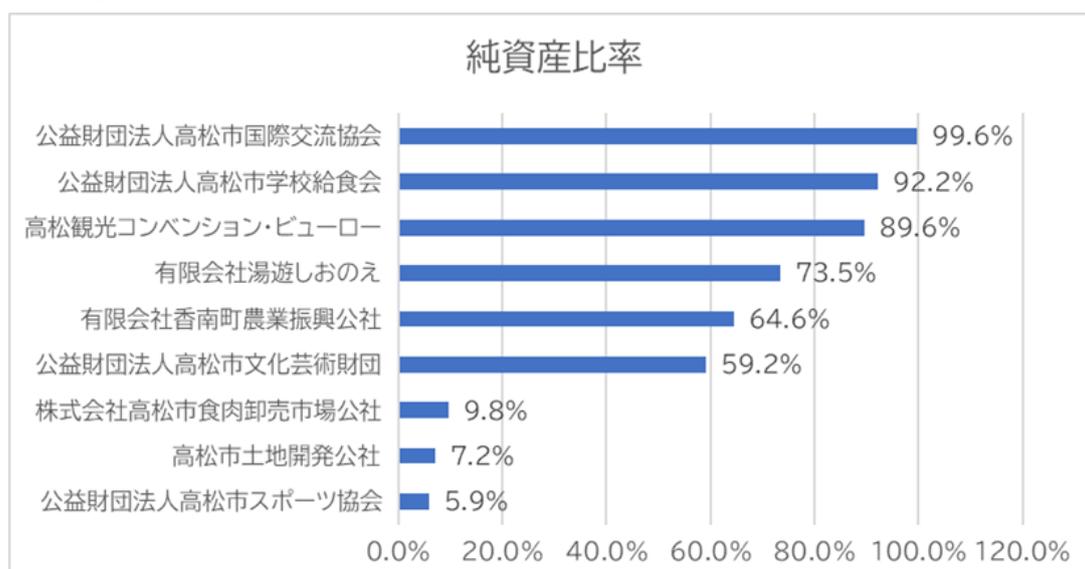
※財務比較分析について

- ※1 令和3年度決算(直近年度)の数値をもとに分析している。
- ※2 公益財団法人高松市福祉事業団は、令和4年度中に清算されているため、財務分析対象から除いている。
- ※3 「公益財団法人高松観光・コンベンション・ビューロー」は「高松観光・コンベンション・ビューロー」と記載し、一部省略している。

1) 純資産比率(低いほど将来(世代)の負担が大きい。)

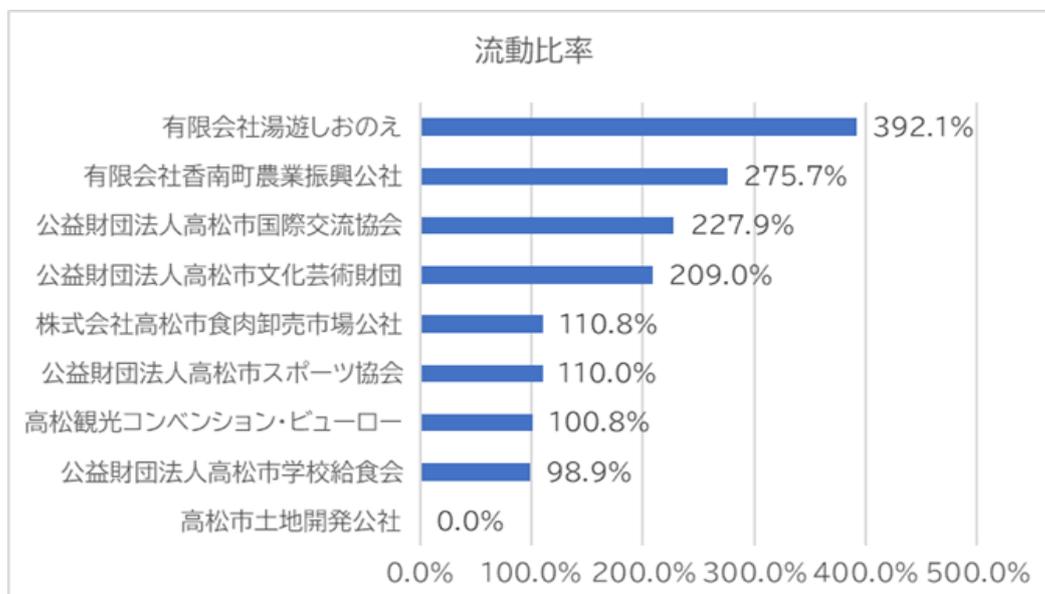
いずれの団体も純資産比率はプラスであり、欠損は生じていない状況にあるものの、団体間で差が大きく、純資産比率の小さい団体は財務健全性が低い状況にあると考えられる。

また、純資産比率はプラスであるものの、当初の出捐金又は出資金を毀損している団体もあり、投下資本の回収ができない可能性のある団体も一部存在する。



2) 流動比率(低いと債務弁済が行えず、運転資金を賄えない恐れが生じる。)

いずれの団体も概ね 100%を超えており、短期的な資金繰りに問題はないと考えられる。しかしながら、一般的に流動比率は 200%が目標とされており、それを下回る団体が半数近くあることから、財務安定性が必ずしも高いとは言えない団体も存在する。

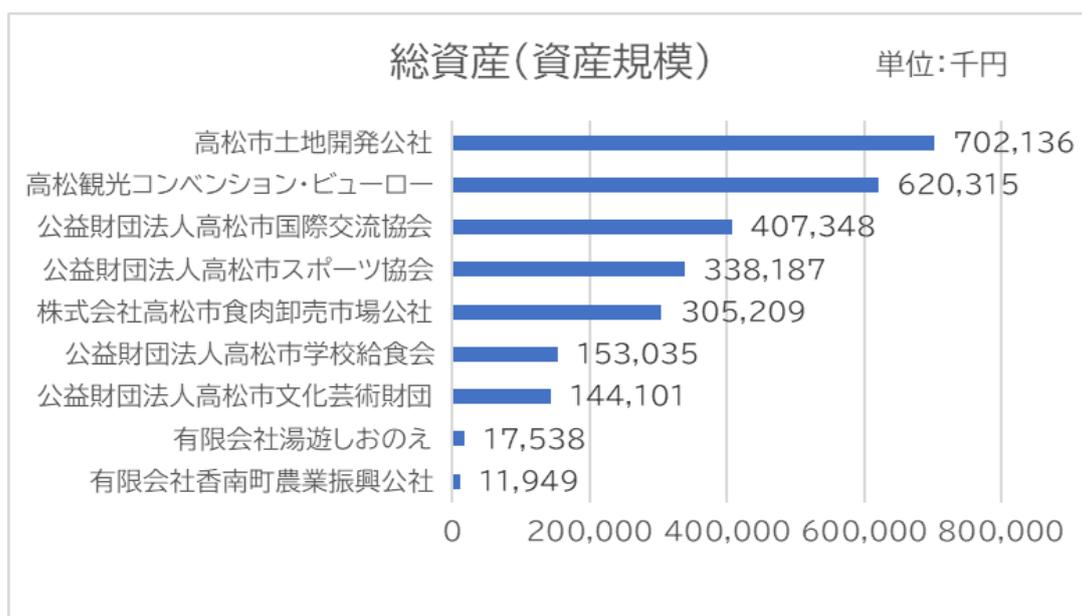


3) 総資産(資産規模)の状況

事業の性質上、資産(土地)の保有が大きい高松市土地開発公社が最も大きく、次に市の出資金が最も大きな公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローが2番目に大きい。

総資産とは、会社が運用している財産の総額すなわち資産の合計を意味するものであり、各外郭団体の大きさを表す代表的な指標の一つである。

総資産額が小さくとも売上高や各段階損益が大きい場合には、小さな投資額で大きな成果を上げていると考えられ、効率の良い経営ができているとも言える。したがって、総資産回転率(=売上高÷総資産)等で比較することも外郭団体の状況を把握する上では有用と考える。



4) 資産・負債等の状況

市の外郭団体の資産・負債等の状況をまとめると以下のとおりである。前述のとおり各団体の事業の性質等によって、その規模や比率は各団体によって特色があることが分かる。

単位:千円

令和3年度	資産総額	負債総額	純資産総額	純資産比率	流動資産	流動負債	流動比率
高松市土地開発公社	702,136	651,817	50,320	7.2%	702,136	-	0.0%
公益財団法人高松市学校給食会	153,035	11,931	141,105	92.2%	131,004	132,430	98.9%
公益財団法人高松市スポーツ協会	338,187	318,368	19,819	5.9%	108,469	98,650	110.0%
公益財団法人高松市国際交流協会	407,348	1,472	405,876	99.6%	3,355	1,472	227.9%
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	620,315	64,682	555,633	89.6%	31,724	31,479	100.8%
有限会社湯遊しおのえ	17,538	4,650	12,888	73.5%	16,279	4,152	392.1%
株式会社高松市食肉卸売市場公社	305,209	275,399	29,810	9.8%	305,136	275,399	110.8%
有限会社香南町農業振興公社	11,949	4,231	7,717	64.6%	11,667	4,231	275.7%
公益財団法人高松市文化芸術財団	144,101	58,779	85,322	59.2%	122,874	58,779	209.0%
合計	2,699,819	1,391,329	1,308,490	48.5%	1,432,646	606,593	236.2%

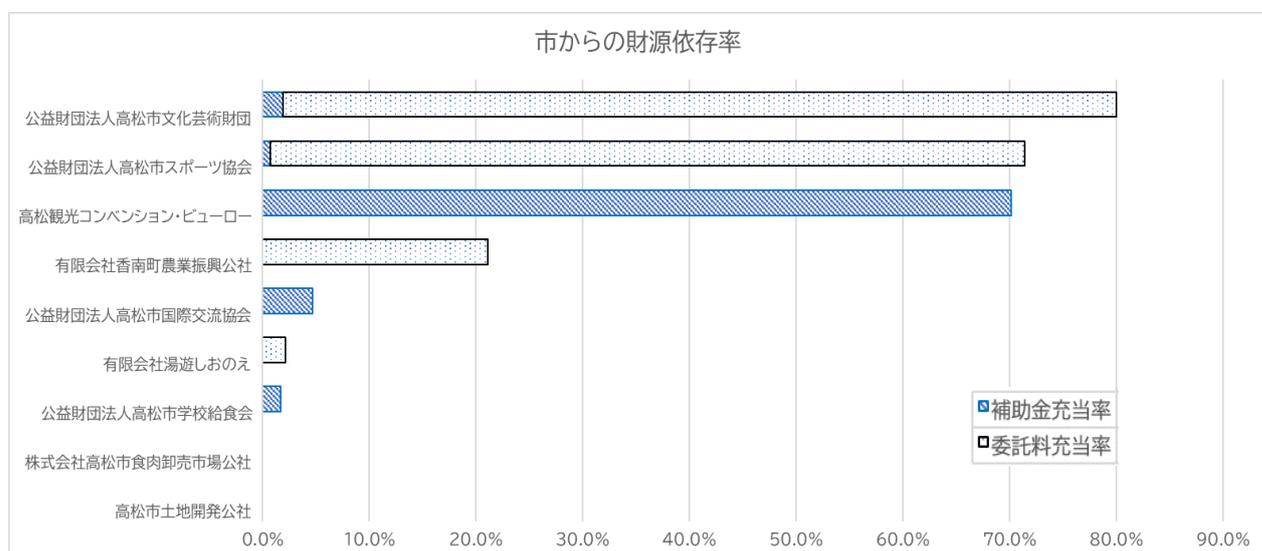
※流動比率:土地開発公社は流動負債が0のため、0.0%としている。

5) 市からの財源依存率

市からの財源依存率は、経常費用に対しての市からの補助金等(補助金+委託料)の充当割合を示すものである。補助金収入の充当率が最も大きい団体は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローであり、主に国内外からのコンベンションの誘致及び支援のための経費に充当されている。

他方、委託料収入の充当率が最も大きい団体は、公益財団法人高松市文化芸術財団であり、主にサンポートホール高松の指定管理を担っている。

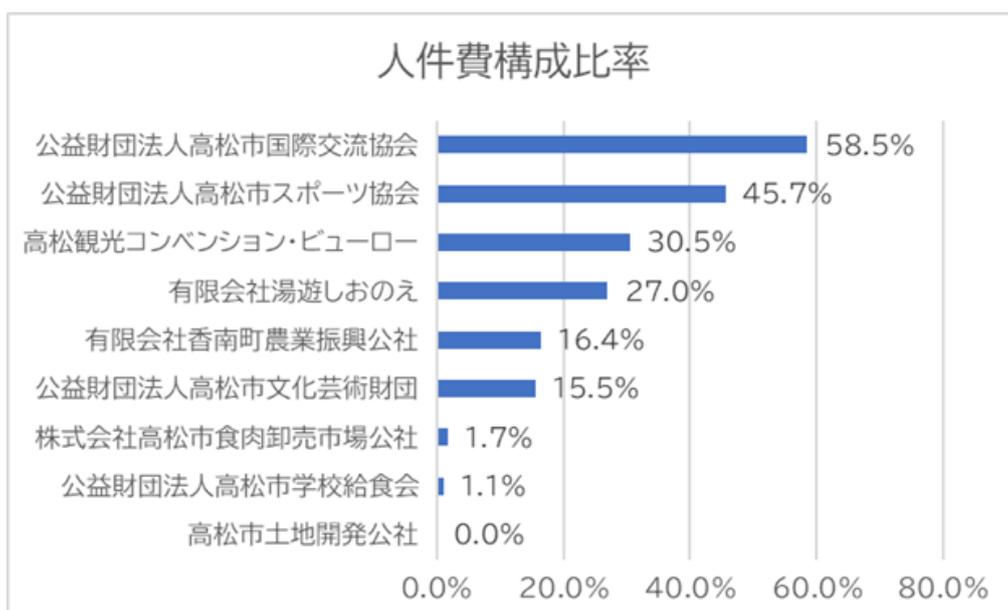
他の中核市における同様の外郭団体の決算書等をもとに、市からの財源依存率や取組内容を比較検証することは、自らの経営状況を検討するうえで有用であり、実施することが望まれる。



	高松市土地開発公社	株式会社高松市食肉卸売市場公社	公益財団法人高松市学校給食会	有限会社湯遊しおのえ	公益財団法人高松市国際交流協会	有限会社香南町農業振興公社	高松観光コンベンション・ビューロー	公益財団法人高松市スポーツ協会	公益財団法人高松市文化芸術財団
補助金充当率	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	4.7%	0.0%	70.1%	0.8%	1.9%
委託料充当率	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	21.1%	0.0%	70.7%	78.2%

6) 人件費構成比率の状況

経常費用に占める人件費は以下のとおりである。市及び外郭団体の施策を実行する上で、経営資源としての労働力がどの程度拠出され、効果的かつ効率的な配分が行われているかを見る指標と言える。人件費構成比率が最も大きい公益財団法人高松市国際交流協会は、新型コロナウイルス禍において海外派遣等の事業費が小さかったことにより、令和3年度は高い状況にあった。

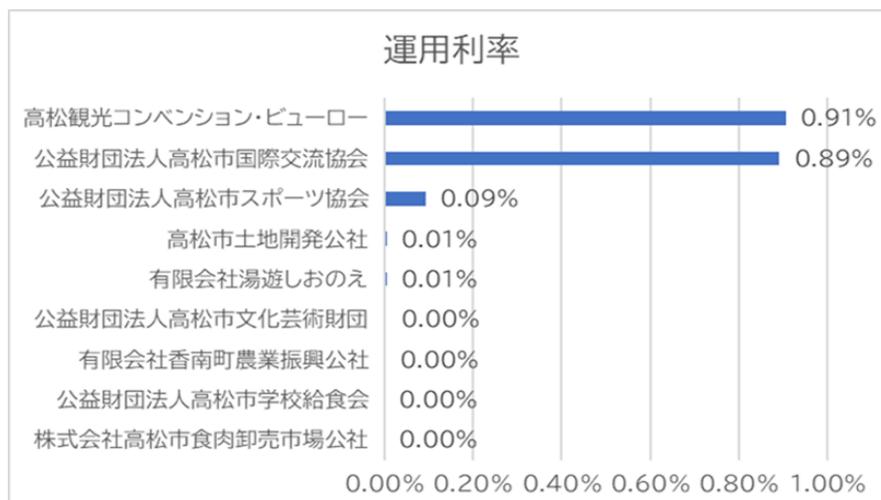


(参考) 経常費用、市からの補助金等収入等の状況

令和3年度	単位:千円		財源依存率	単位:千円	
	経常費用	市からの補助金等収入		人件費	人件費構成比率
高松市土地開発公社	68	-	0.0%	-	0.0%
公益財団法人高松市学校給食会	1,923,966	33,079	1.7%	21,616	1.1%
公益財団法人高松市スポーツ協会	923,345	659,381	71.4%	421,664	45.7%
公益財団法人高松市国際交流協会	20,338	954	4.7%	11,901	58.5%
高松観光コンベンション・ビューロー	114,004	79,965	70.1%	34,810	30.5%
有限会社湯遊しおのえ	41,713	890	2.1%	11,243	27.0%
株式会社高松市食肉卸売市場公社	184,007	-	0.0%	3,120	1.7%
有限会社香南町農業振興公社	67,517	14,254	21.1%	11,097	16.4%
公益財団法人高松市文化芸術財団	489,433	391,779	80.0%	75,901	15.5%
合計	3,764,390	1,180,302	31.4%	591,352	15.7%

7) 運用利率の状況

各団体の決算書類をもとに比較したところ、以下のように資産運用において差が見られる。外郭団体の目的は、資産の運用益を求めるところにはないが、効率的な資産運用を行うことで、外郭団体にとっては新たな財源を獲得することができ、他方、市としても補助金等の減額による歳出の削減につなげることができると思う。



運用利率：資産運用収益(※1)÷運用資産(※2)にて簡便的に算定している。

※1 資産運用収益：令和3年度における基本財産及び特定資産等の受取利息や受取配当金の額

※2 運用資産：令和3年度末における現金・預金、基本財産及び特定財産に含まれる定期預金や投資有価証券等の額

3 監査結果の概要

監査を実施したところ、監査の指摘としたものが23件(複数の団体に共通する指摘も外郭団体ごとに1件としてカウントしている。)、監査の意見としたものが20件の合計43件であった。これらは、「(1)外郭団体の評価や今後の運営方針に関する指摘・意見」、「(2)管理体制や経営強化に関する指摘・意見」、「(3)契約・選定プロセスに関する指摘・意見」、「(4)資産運用・管理に関する指摘・意見」、「(5)決算報告・財務報告に関する指摘・意見」及び「(6)会計処理に関する指摘・意見」の大きく6つの分類の指摘・意見に大別できる。

また、外郭団体ごとの指摘にみると、以下のとおりである。

団体名	所管課	指摘	意見	合計
高松市土地開発公社	財産経営課	2件	2件	4件
公益財団法人高松市学校給食会	保健体育課	1件	1件	2件
公益財団法人高松市福祉事業団	健康福祉総務課	0件	0件	0件
公益財団法人高松市スポーツ協会	スポーツ振興課	3件	2件	5件
公益財団法人高松市国際交流協会	観光交流課都市交流室	4件	2件	6件
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	観光交流課	4件	2件	6件
有限会社湯遊しおのえ	観光交流課観光エリア振興室	1件	1件	2件
株式会社高松市食肉卸売市場公社	農林水産課	1件	4件	5件

団 体 名	所 管 課	指摘	意見	合計
有限会社香南町農業振興公社	農林水産課	3件	4件	7件
公益財団法人高松市文化芸術財団	文化芸術振興課	4件	2件	6件
合計		23件	20件	43件

(1) 外郭団体の評価や今後の運営方針に関する指摘・意見

外郭団体の評価や今後の運営方針に関する指摘及び意見については、公益財団法人高松市福祉事業団を除く全団体(9団体)に共通する指摘が1件、各団体に関する意見が5件の合計6件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘No. ()内:頁	団 体 名	所 管 課	指摘	意見	内 容
共通1 (26) (40) (54) (68) (79) (92) (99) (107) (130)	高松市土地開発公社 公益財団法人高松市 学校給食会 公益財団法人高松市 スポーツ協会 公益財団法人高松市 国際交流協会 公益財団法人高松観 光コンベンション・ビュ ーロー 有限会社湯遊しおの え 株式会社高松市食肉 卸売市場公社 有限会社香南町農業 振興公社 公益財団法人高松市 文化芸術財団	財産経営課 保健体育課 スポーツ振 興課 観光交流課 都市交流室 観光交流課 観光交流課 観光エリア 振興室 農林水産課 農林水産課 文化芸術振 興課	○		外郭団体の指針に基づく評価が行われていない。
I-3 (28)	高松市土地開発公社	財産経営課		○	土地開発公社の存在意義について再度検討することが望ましい。

指摘No. ()内:頁	団 体 名	所 管 課	指摘	意見	内 容
VI-4 (81)	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	観光交流課		○	中長期計画の立案がなされていない。
VII-1 (92)	有限会社湯遊しおのえ	観光交流課 観光エリア 振興室		○	会社の存続可否を検討すべきである。
VIII-2 (100)	株式会社高松市食肉卸売市場公社	農林水産課		○	中長期計画の立案がなされていない。
IX-5 (109)	有限会社香南町農業振興公社	農林水産課		○	中長期計画の立案及び会社の存続可否を検討すべきである。

(2) 管理体制や経営強化に関する指摘・意見

管理体制や経営強化に関する監査の指摘及び意見については、各団体に関する指摘が5件、意見8件の合計13件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘No. ()内:頁	団 体 名	所 管 課	指摘	意見	内 容
I-1 (27)	高松市土地開発公社	財産経営課	○		長期保有土地活用の方針が示されていない。
I-2 (28)	高松市土地開発公社	財産経営課		○	遊休資産の評価替え可否を検討することが望ましい。
V-1 (68)	公益財団法人高松市国際交流協会	観光交流課 都市交流室	○		外国人留学生への助成制度の在り方を検討すべきである。
V-2 (69)	公益財団法人高松市国際交流協会	観光交流課 都市交流室	○		助成金の交付日付を記録すべきである。
V-4 (70)	公益財団法人高松市国際交流協会	観光交流課 都市交流室		○	協会誌の配布場所の検討を行うことが望ましい。
V-5 (70)	公益財団法人高松市国際交流協会	観光交流課 都市交流室		○	新たな財源獲得の検討を行うことが望ましい。
VIII-1 (99)	株式会社高松市食肉卸売市場公社	農林水産課		○	生産者による租税特別措置法の利用状況を確認することが望ましい。
IX-1 (107)	有限会社香南町農業振興公社	農林水産課	○		株主名簿を作成すべきである。

指摘No. ()内:頁	団 体 名	所 管 課	指摘	意見	内 容
Ⅸ-2 (108)	有限会社香南町農業 振興公社	農林水産課	○		通帳残高と帳簿残高が一致していなかった。
Ⅸ-3 (108)	有限会社香南町農業 振興公社	農林水産課		○	施設の老朽化対策を検討することが望ましい。
Ⅸ-4 (108)	有限会社香南町農業 振興公社	農林水産課		○	他団体との連携による活動を強化することが望ましい。
Ⅸ-6 (109)	有限会社香南町農業 振興公社	農林水産課		○	経理規程を作成することが望ましい。
X-5 (132)	公益財団法人高松市 文化芸術財団	文化芸術振 興課		○	サンポートホール高松の設備・備品に係る料金 設定が複雑である。

(3) 契約・選定プロセスに関する指摘・意見

契約・選定プロセスに関する監査の指摘及び意見については、各団体に関する指摘が3件、意見3件の合計6件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘No. ()内:頁	団 体 名	所 管 課	指摘	意見	内 容
Ⅳ-1 (54)	公益財団法人高松市 スポーツ協会	スポーツ振 興課	○		公平な業者選定方法に見直すべきである。
Ⅳ-2 (54)	公益財団法人高松市 スポーツ協会	スポーツ振 興課	○		本来、市で発注すべき工事を委託料として支出 する場合、当該団体における業者選定プロセス を指導・監督するべきである。
Ⅳ-3 (55)	公益財団法人高松市 スポーツ協会	スポーツ振 興課		○	指定管理者選定における公平性を確保すること が望ましい。
Ⅳ-4 (55)	公益財団法人高松市 スポーツ協会	スポーツ振 興課		○	当該団体の意見を取り入れ、ファシリティ・マネ ジメントを実施することが望ましい。
X-3 (130)	公益財団法人高松市 文化芸術財団	文化芸術振 興課	○		指定管理料に別の委託事業の委託料の一部が 含まれていた。
X-4 (131)	公益財団法人高松市 文化芸術財団	文化芸術振 興課		○	指定管理業務の選定については非公募となっ ている。

(4) 資産運用・管理に関する指摘・意見

資産運用・管理に関する監査の指摘及び意見については、各団体に関する意見が1件のみであり、その概略は以下のとおりである。

指摘No. ()内:頁	団体名	所管課	指摘	意見	内容
Ⅱ-1 (40)	公益財団法人高松市 学校給食会	保健体育課		○	特定資産である退職給付引当資産の運用方法について、在り方を検討することが望ましい。

(5) 決算報告・財務報告に関する指摘・意見

決算報告・財務報告に関する監査の指摘及び意見については、各団体に関する指摘が3件、意見2件の合計5件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘No. ()内:頁	団体名	所管課	指摘	意見	内容
V-3 (69)	公益財団法人高松市 国際交流協会	観光交流課 都市交流室	○		一括償却資産に係る会計処理及び注記事項に誤りがあった。
VI-1 (79)	公益財団法人高松観 光コンベンション・ビュ ーロー	観光交流課	○		財務諸表の注記が適切に記載されていない。
VI-5 (82)	公益財団法人高松観 光コンベンション・ビュ ーロー	観光交流課		○	より分かりやすい財務報告を作成することが望ましい。
VIII-4 (100)	株式会社高松市食肉 卸売市場公社	農林水産課		○	より分かりやすい財務報告を作成することが望ましい。
X-1 (130)	公益財団法人高松市 文化芸術財団	文化芸術振 興課	○		役員報酬に関する規定が公表されていなかった。

(6) 会計処理に関する指摘・意見

会計処理に関する監査の指摘及び意見については、各団体に関する指摘が3件、意見1件の合計4件あり、その概略は以下のとおりである。

指摘No. ()内:頁	団 体 名	所 管 課	指 摘	意 見	内 容
VI-2 (80)	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	観光交流課	○		退職手当引当金の算定に誤りがあった。
VI-3 (80)	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	観光交流課	○		外貨建て満期保有目的債券に係る会計処理を適切に行うべきである。
VIII-3 (100)	株式会社高松市食肉卸売市場公社	農林水産課		○	役員退職慰労引当金を計上することが望ましい。
X-2 (130)	公益財団法人高松市文化芸術財団	文化芸術振興課	○		市からの出捐金が一般正味財産として計上されている。

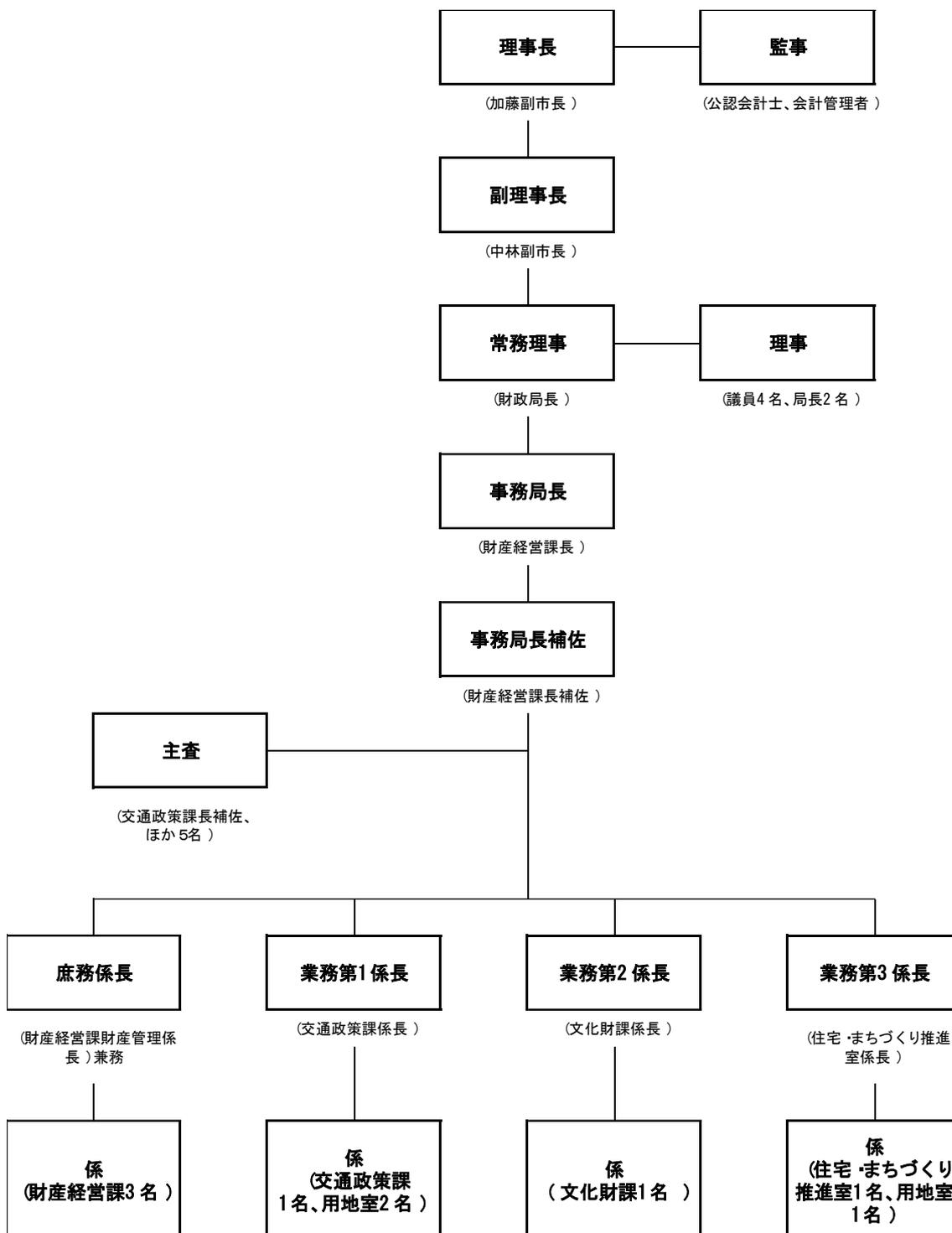
第3 個別事項

I 高松市土地開発公社

1 概要

会社分類	地方公社
設立時期/沿革 事業概要	<p>昭和 48 年3月 31 日設立</p> <p>市の事業計画に基づく、公共用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>定款に掲げられている事業は以下のとおり。</p> <p>(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 ロ 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地 ハ 公営企業の用に供する土地 ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地 <p>(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと</p> <p>(3) 前2号の業務に付帯する業務を行うこと</p> <p>(4) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと</p>
所在地	香川県高松市番町一丁目8番 15 号(高松市役所内)
情報公開	特段の定めなし。

(参考)組織図

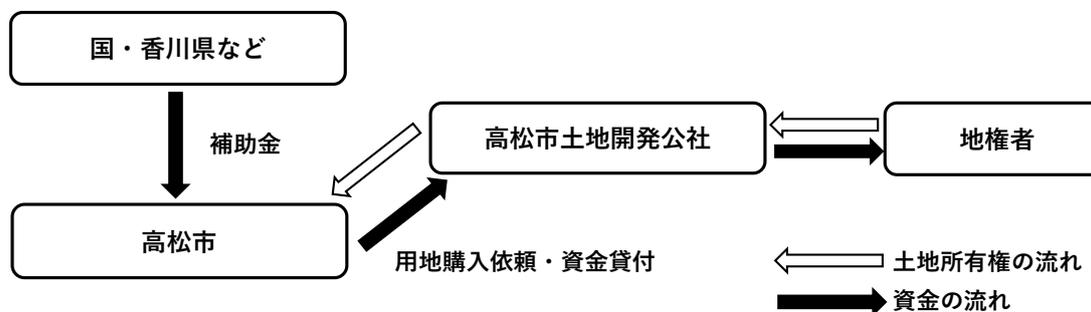


2 市と外郭団体との関係性

所管課/政策関連部課	財産経営課						
市との関係 役員・職員	役員 11 名(理事9名/監事2名) うち6名が市の職員、4名が市議会議員。 職員については、19 名全員が市の職員。						
市の出資	出捐時期・金額:昭和 48 年3月 31 日 5,000 千円 出資証券の有無・保有状況:有り。市の出納室にて保管。						
全体:出資金等	基本財産 5,000 千円						
出資比率	100%						
市からの補助金等	市からの補助金の額(直近3か年) 該当なし。 市からの負担金の額(直近3か年) 該当なし。 市からの指定管理料及び委託料の額(直近3か年) 該当なし。 市からの貸付金の額(直近3か年) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>101,000 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>－千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>27,400 千円</td> </tr> </table> 令和3年度末時点の貸付金残高は、651,817 千円である。 債務保証/債務被保証の有無 いずれも該当なし。	令和元年度	101,000 千円	令和2年度	－千円	令和3年度	27,400 千円
令和元年度	101,000 千円						
令和2年度	－千円						
令和3年度	27,400 千円						
関連補助要綱の有無	該当なし。						

3 事業の内容

(1) 基本的な事業スキームは下図のとおりとなっている。



- ① 市の事業における用地購入を、当該団体が代理する形となっている。
- ② 当該団体は市から用地購入資金を借り入れる。
- ③ 所有権は、地権者⇒当該団体⇒市、の順で移転する。

(2) 土地開発公社を介在させる理由について

上記スキームにおいて、当該団体が介在する理由については以下のとおり。

- 1) 市の事業には、国庫補助金が得られるものがあるが、補助決定以前に取得した用地購入費については、対象事業費から除かれるケースがある。これを防ぐため、当該団体が先行取得し、複数年度にわたって取得した事業用地をまとめて市に売却する。
- 2) 当該団体を介在させることで、土地購入においてスピーディーかつ柔軟な対応が可能となる。
- 3) 土地価格の上昇局面において、土地を先行取得することで得られるメリットがある。ただし、現代においてはそのような状況にはなく、このメリットは薄れている。

このため、市のすべての用地購入に当該団体が介在しているのではなく、用地取得が年度を跨ぎ、かつ補助金対象事業である場合に介在することとなる。

(3) 中核市の状況

中核市における土地開発公社事業実績については、以下のとおり。

事業実績あり	37
事業実績なし	25
合 計	62

上表のとおり、土地開発公社事業実績がない(廃止した団体を含む。)中核市も存在している。

(4) 借入金の取扱い

現在、用地購入資金は、高松市土地開発公社事業資金貸付契約書(昭和 60 年 3 月 25 日締結)に基づき、市から無利息で借り入れている。

その後、当該用地を市に売却し、その代金をもって借入金を返済している。なお、売却代金は地権者から購入した金額(原則借入金額と同額)であり、当該団体は一切の利益を求めている。

4 貸付業務に関する監査

貸付業務の概要 仕様書・協定書の有無	当該団体からの事業資金借入申込をもって、財産経営課において 伺い文作成、市長決裁となっている。 根拠契約は、高松市土地開発公社事業資金貸付契約書である。
貸付業務に関するプロセス	業務の流れは以下のとおり。 ① 不動産売買契約書(案)を作成【公社】 ② 契約書(案)に基づき、事業資金借入申込書を作成【公社】 ③ 申込内容に基づき、伺い文起票【高松市】 ④ 市長決裁後、通知を発行【高松市】 ⑤ 貸付を執行【高松市】

5 外郭団体に関連する関連施策

土地の取得を伴うあらゆる政策に関連するため、複数の政策に関連する。

6 外郭団体の経営状況

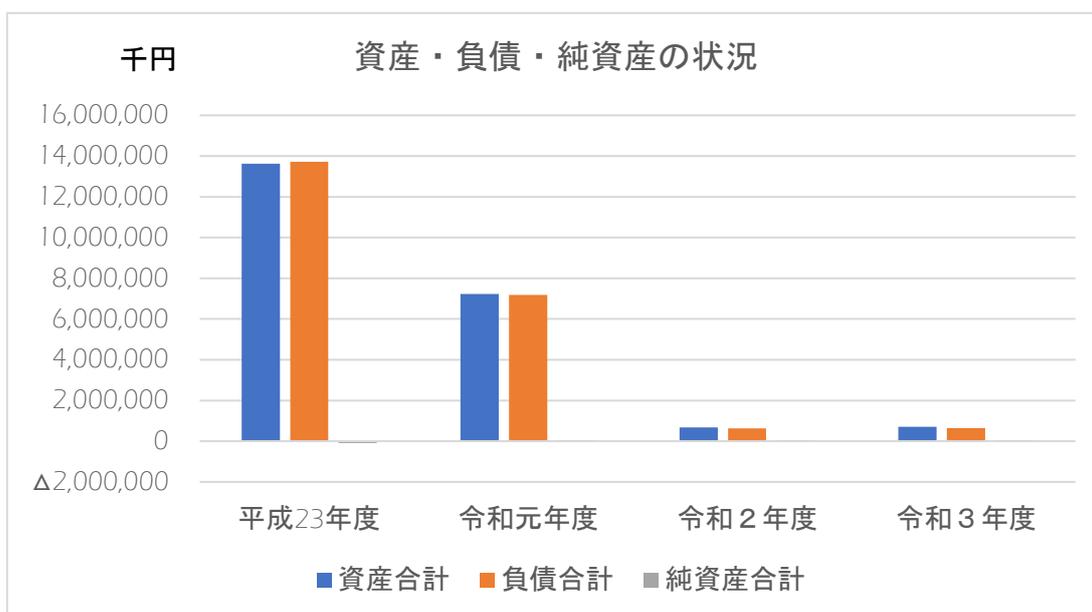
(1) 財政状態(貸借対照表(資産・負債))について

○資産

現金及び預金については、概ね 50,000 千円で推移している。公有用地とは当該団体名義で取得した土地のことを指し、代行用地とは市名義で取得した土地のことを指す。勘定科目は分かれているが、実態としては当該団体が保有する土地であり大きな違いはない。令和2年度にサンポート高松の土地を市に売却したため、残高が大きく減少したが、令和2年度末と令和3年度末においては大きな増減はない。これは増減しない土地(長期保有土地)があることを示している。

○負債

負債として計上されているのは、長期借入金のみである。これは用地購入代金として市から借り入れたものであり、保有土地の金額と近い金額になっている。つまり、土地の売却状況に比例して、長期借入金の残高も連動するということを示している。



(参考)高松市土地開発公社 貸借対照表

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金及び預金	85,087	50,059	50,138	50,077
未収入金	-	21	-	-
公有用地	12,112,424	6,871,717	314,488	341,887
代行用地	1,433,730	310,172	310,172	310,172
流動資産合計	13,631,242	7,231,970	674,798	702,136
固定資産合計	-	-	-	-
資産合計	13,631,242	7,231,970	674,798	702,136
流動負債合計	-	-	-	-
長期借入金	13,718,040	7,181,647	624,417	651,817
固定負債合計	13,718,040	7,181,647	624,417	651,817
負債合計	13,718,040	7,181,647	624,417	651,817
資本金	5,000	5,000	5,000	5,000
利益剰余金	△91,798	45,323	45,380	45,320
純資産合計	△86,798	50,323	50,380	50,320

(2) 経営成績(損益計算書)について

○収益

収益として計上されるのは、主に土地売却に係るもののみであり、その他収益を生み出すような事業(例えば、土地貸付事業等)は行っていない。また、原則として取得価額(支払利息、登記費用を含む)と同額で売却するため、売上原価も同額となり、結果として売上総利益もゼロとなる構造となっている。

○費用

費用については、職員は全て市の職員であり兼務による従事のため、人件費は計上していない。経費として計上しているのは、消耗品費等の必要最低限の経費のみである。

(参考)高松市土地開発公社 損益計算書

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	1,153,885	138,223	6,557,230	-
売上原価	1,153,885	138,223	6,557,230	-
売上総利益	-	-	-	-
販売費及び一般管理費	67	152	68	68
営業損益	△67	△152	△68	△68
営業外収益	196	402	125	8
営業外費用	-	-	-	-
経常損益	129	250	57	△61
特別利益	-	-	-	-
特別損失	171,885	-	-	-
税引前当期純損益	△171,756	250	57	△61
法人税等	-	-	-	-
税引後当期純損益	△171,756	250	57	△61

7 現金・預金等の財産の管理状況について

(1) 管理規程等の状況

職務分掌及び公印保管については、高松市土地開発公社処務規程の別表第2及び第3に定められている。

(2) 現金管理状況

特筆すべき事項はない。

現金:主に謄本取得や各種証明書等取得に充てる費用のみを現金で取り扱っている。

取扱頻度も少なく、少額の決済であり特段の問題はないと考えられる。

印鑑:財産経営課内にて鍵のかかる場所に保管している。

預金:出納のある都度、担当者及び責任者が残高確認を実施している。

供託金証書等:当該団体から市に対して発行しており、出納室において責任者が鍵のかかる場所に保管している。

(3) 金庫の管理状況

特筆すべき事項はない。

(4) 保有資産のうち、遊休資産の有無・状況

本来、市の事業の進捗に伴い用地は売却されるが、現状、市において明確な使途が定められていないことから以下の物件が長期保有となっている。

種 類	用 地 名	取 得 年	取 得 経 費	現 状
公有用地	市営住宅等	昭和 55 年	198,670 千円	未利用(ちびっこ広場として暫定的に運用している。)
	新病院を核としたまちづくり推進事業	平成 24 年	115,817 千円	未利用(高松市公共事業用の資材置き場として一時的な運用はしている。)
代行用地	高松城跡整備事業用地	平成 16 年	310,172 千円	未利用。

(5) 保有施設の更新(耐震化、長寿命化)計画の有無
用地のみの保有であり、該当なし。

(6) 保有資産において、有価証券等の運用資産の状況
預金のみ取引であり、運用資産はなし。

(7) 直近3か年の配当の有無
該当なし。

8 所管課による評価及び課題認識について

事業を進めるうえで国庫補助の存在は大きく、当該団体が介在することで最大限補助を得ることができるという大きなメリットがある点を評価している。また、このことによりスピーディーかつ柔軟に対応できるという点も、当該団体の存在意義であると考えている。

現在においても、ことぞん新駅(太田～仏生山駅間)駅前広場整備事業の用地買収を進めているところであり、今後も必要とされる事業においては同様の対応となる予定である。

他方、過去取得した用地が長期保有土地として残っているという点は課題として認識している。しかし、市で買い戻す際には、一般財源での措置となるため相応のハードルがあり、対応ができていないというのが現状である。

9 指摘/意見

【財産経営課、人事課行政改革推進室】

(指摘ー共通1)外郭団体の指針に基づく評価が行われていない。

【状況】

設立当初からの社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応しているかといった視点での外郭団体の在り方の検証や経営評価が定期的に行われておらず、評価結果の公表もなされていない。

仮に、事業規模の縮小や事業の代替的な担い手組織の出現により、役割を終えているのであれば、出資金(投下資本)の回収を行う等の検討が必要であると考えられる。

高松市外郭団体の運営等指導基準

14 経営評価及び情報公開システムの推進

主管局長は、次の基準に基づき、経営評価及び情報公開システムの推進について指導する。事業・業務運営等経営評価システムを創設し、経営評価を実施し、結果等を公表する。

また、後述する公益財団法人高松市福祉事業団を例とすると、上記基準に基づいて外郭団体の在り方の検証や経営評価が定期的に行われておらず、高松市総合福祉会館の耐震化の問題発生後、当該施設や団体そのものの在り方を検討し、施設の閉館、さらには当該団体の解散までに10年以上費やす結果となった。

【改善事項】

定期的な評価を行うことは、施策と組織の在り方を見直す有用な取り組みとなり得る。上記の例でも外郭団体の在り方の検討については長期間に及んでおり、既存の外郭団体についても施策の見直しまでには相当の時間を要することが想定される。その間の補助金や委託料等が市の財政負担となる可能性、また、経営悪化に伴い投下資本が毀損する可能性、さらには市民ニーズへの対応の遅れに伴う機会損失等が生じる可能性がある。

したがって、他都市の取組事例を参考に、外郭団体の評価の仕組みを構築した上で、市としての評価結果を公表すべきである。外郭団体の経営の方向性を分類する場合には、他市の事例等を参考にすると、4つのカテゴリに分けて検討することが考えられる。

パターン	考え方
① 統合・廃止の検討を行う団体	<input type="checkbox"/> 速やかに廃止すべきもの <input type="checkbox"/> 廃止に向け、協約期間中に残務・財産整理等を計画的に進めるべきもの <input type="checkbox"/> 統合等により、現在の公益サービスの継続を目指すべきもの
② 民間主体への移行に向けた取組を進める団体	<input type="checkbox"/> 市の関与を見直し、協約期間中に民間主体の経営へ移行すべきもの <input type="checkbox"/> 財務状況改善後等に民間主体の経営へ移行する

	ため、協約期間中に財務状況の改善を進めるべきもの
③ 事業の整理・重点化等に取り組む団体	<input type="checkbox"/> 団体運営（公益的使命等）の実現及び財務状況の改善に向け、事業の統廃合を伴う経営改革を進めるべきもの <input type="checkbox"/> 団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの
④ 引き続き経営の向上に取り組む団体	<input type="checkbox"/> 引き続き、現在の団体運営及び財務状況の維持・向上を図るとともに、使命の達成に向け、効果的・効率的な経営を進めるべきもの <input type="checkbox"/> 団体運営（公益的使命等）に問題はないが、財務状況の改善に向けた取組を進めるべきもの <input type="checkbox"/> 団体運営（公益的使命等）に問題はないが、経常損益の早期黒字化を図りつつ、今後の運営形態について幅広く検討すべきもの

<p>【財産経営課】 （指摘－個別Ⅰ－1）長期保有土地活用の方針が示されていない。</p>
<p>【状況】</p> <p>過去事業に関連付ける予定で取得した用地のうち、令和3年度末現在において長期保有土地となっている用地が3明細存在する（取得経費合計 624,660 千円）。</p> <p>各明細には長期保有となっている要因がそれぞれ存在するが、その要因は別として、当初想定された用途で使用の目途が立っていないことは明白である。</p> <p>当該土地の取得に係る財源は、市の一般財源から当該団体への貸し付けによるものであり、市の財務諸表上は貸付金となっている。他方、当該団体は市が 100%出資している団体であるため、実態は用途未決定の遊休の土地を市が保有している状況である。</p> <p>また、貸付金は無利息であり、当該団体としても特段の費用が発生している状況ではなく、市としても当該土地に対する費用を支出している状況ではない（諸経費を除く。）。しかしながら、現状において機会損失が発生している状況である可能性は否定できないことから、以下の改善策を講じるべきである。</p>
<p>【改善事項】</p> <p>現状を踏まえ、各明細の今後の方針を検討すべきである。</p> <p>方針の候補としては、以下のとおりである。</p> <p>① 民間（企業・個人問わず）への払い下げを検討する。</p>

当該方針のメリットは、固定資産税等の税収を確保できる点にある。当該土地の取得時より地価は下落しており、売却となれば売却損は発生するが、今後地価が上昇する見込みは薄いと考えられ、具体的な用途が決定しない場合には早急に売却を検討する方が賢明であると考えられる。

② 市で買い戻し、用途転用のうえ活用する。

遊休地を他の用途で活用することにより、市民の利益につなげることができる。

③ 国庫補助の対象となる別事業で活用する。

上記②の方針を採用する場合、当初国庫補助事業の予定で買収した用地を一般財源で買い戻すこととなるため、抵抗を感じる点は理解できる。しかしながら、当初の想定用途での使用に目途が立たず、実質未利用地となっている現実を直視し、今後の方向性について検討すべきである。

【高松市土地開発公社】

(意見一個別 I -2) 遊休資産の評価替え可否を検討することが望ましい。

【状況】

土地開発公社経理基準要綱(平成 17 年 1 月 21 日改正)の第 25 条第 1 項によると、「特定土地、(中略)については、その時価が取得原価より著しく下落したときは、近い将来明らかに回復する見込みがあると認める場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない」と規定されている。

※特定土地…公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項第 1 号の規定により公社が取得した土地のうち、地方公共団体等に再取得される見込みがなくなった土地を言う。

つまり、当該団体の長期保有土地が特定土地に該当する場合には、時価評価を採用するか否かの検討が必要となる。

【改善事項】

まず、長期保有土地が法に規定される特定土地に該当するか否かを検討し、特定土地に該当するのであれば、次に、経理基準要綱に規定される時価評価を求められる土地であるか否かの検討を実施することが望ましい。

【財産経営課、高松市土地開発公社】

(意見一個別 I -3) 土地開発公社の存在意義について再度検討することが望ましい。

【状況】

財産経営課の認識では、当該団体の存在意義が相応にあるということであるが、市の職員が当該団体の職員も兼ねており、事務手続きが二重に発生している状況である。

例えば、当該団体の予算・決算作業、通帳・公印管理、市からの貸付事務等、当該団体を廃

止し、市が地権者との契約主体になれば解消される手間も多いと考えられる。

本意見は平成21年度における包括外部監査でもあがった項目であり、それを受けて平成24年度に当該団体の理事会において議論され、当時は『保有資産が少なくなってきた時点で、解散について改めて協議する』との結論に至っている。

しかしながら、当該理事会から10年の年月が経過していること、また他の中核市においても土地開発公社を解散する自治体もあることから、当該団体が存在することによるメリットは当該団体が存在しなければ達成し得ないのか、という点からも再度協議することが望ましいと考える。

【改善事項】

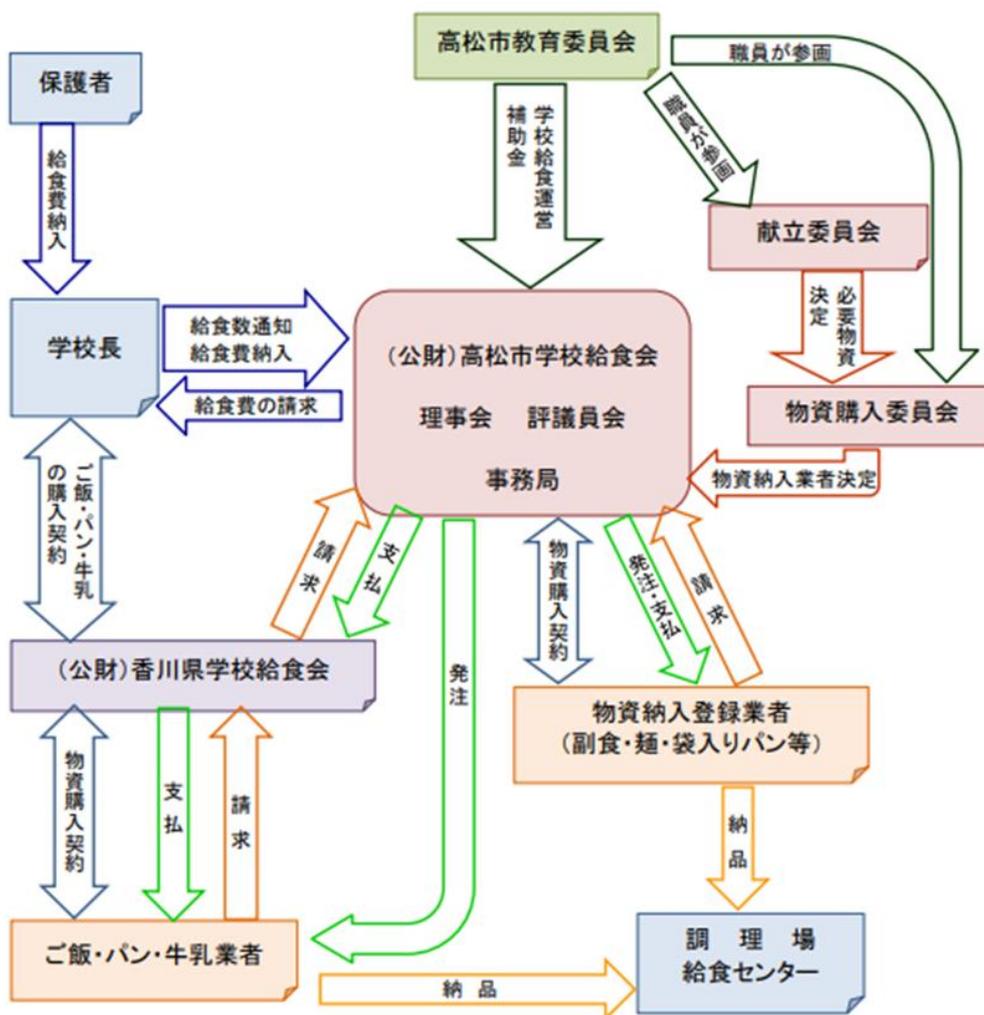
当該団体の存在意義について、進行中の事業が完了したタイミングで理事会等において再度検討することが望ましい。

II 公益財団法人高松市学校給食会

1 概要

会社分類	公益財団法人
設立時期/沿革 事業概要	<p>昭和 38 年 12 月 17 日設立 昭和 50 年 4 月 1 日法人化</p> <p>学校教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施及びその充実発展に努め、学校教育における食育の推進を支援することにより、子供の心身の健全な発達並びに市民の豊かな食生活の実現に寄与することを目的としている。</p> <p>この目的を達成するため、安心・安全な給食物資を低廉な価格で安定的に確保するとともに、地場産物や旬の食材、郷土料理等を献立に取り入れ、学校給食を通じて自然や地域の食文化等について学べるよう献立を策定し、給食用物資の調達に努めている。</p> <p>定款に掲げられている事業は以下のとおり。</p> <p>(1) 学校給食に必要な物資の調達及び配給並びに給食費に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要なこと。</p>
所在地	香川県高松市朝日新町 26 番 25 号
情報公開	<p>決算書の公告(定款)</p> <p>定款第 50 条 公告の方法「この法人の公告は、電子公告により行う。」とされている。</p> <p>役員報酬の公表/役員の退職金支給の有無</p> <p>役員報酬の公表:無し</p> <p>役員の退職金支給:無し</p> <p>組織図、役員・評議員名簿、定款及び事業計画書・決算書類等は、当該団体のホームページで公開している。</p>

(参考)学校給食の仕組み及び組織図



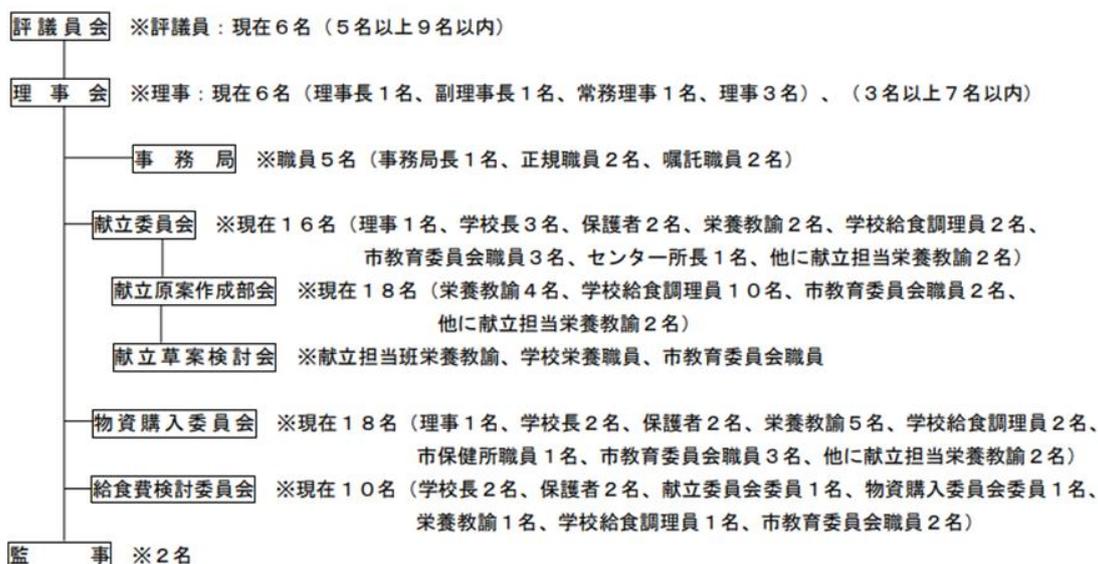
(出典:公益財団法人高松市学校給食会 HP)

当該団体は、主に小中学校及び高松市立幼稚園等に提供される給食の献立作成、給食用物資の調達、給食費の検討等を実施している。

収入は、児童生徒の保護者等が負担し、学校長等が納入する給食費、市からの補助金が大半を占めており、給食用物資の調達資金を給食費から献立作成その他にかかる事務的経費(人件費含む。)を市からの補助金で賄っている状況である。当該団体が、保護者等からの収納事務を行うことはない。

なお、各調理場設備は、市が保有しており、調理場で働く調理員も市が雇用しており、当該団体での調理員に係る人件費の負担はない。

(参考)公益財団法人高松市学校給食会組織図



献立については献立委員会、給食用物資の調達には物資購入委員会にて決定しており、この委員会には栄養教諭、市の職員（調理員含む。）や学校長、保護者が含まれる。

特に給食用物資の調達については、市のような入札を実施していないが、この物資購入委員会で決定されたものを調達することとなっており、給食会職員と物資納入業者との癒着等は発生させない仕組みとなっている。

(参考)学校給食年間実施延食数の状況 ※教職員を含む。

単位：食

区分	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対10年前比
小学校	4,953,365	4,448,117	4,474,003	4,730,301	△223,064
中学校	1,995,275	1,854,655	1,898,866	1,988,204	△7,071
幼稚園	176,874	73,771	63,805	54,465	△122,409
計	7,125,514	6,376,543	6,436,673	6,772,970	△352,544

上表は高松市学校給食の食数推移を表したものであるが、少子化の進行によって減少傾向である。さらに、直近3か年においては新型コロナウイルス感染症の影響による減少が顕著にみられる。

2 市と外郭団体との関係性

所管課/政策関連部課	保健体育課						
市との関係 役員・職員	評議員6名、役員8名(理事6名/監事2名) うち評議員:学校長2名(龍雲中学校長、香南小学校長)。役員:市の職員2名、学校長1名(保健体育課長、学校教育課長、新番丁小学校長)。						
市の出資	出捐時期・金額:昭和50年4月1日 10,000千円 出資証券の有無・保有状況:有り。市の出納室にて保管。						
全体:出資金等	基本財産 10,000千円						
出資比率	100%						
市からの補助金等	<p>市からの補助金の額(直近3か年)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>27,217千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>27,907千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>33,079千円</td> </tr> </table> <p>市からの負担金の額(直近3か年) 該当なし。</p> <p>市からの指定管理料及び委託料の額(直近3か年) 該当なし。</p> <p>市との賃貸借(無償含む)・目的外使用 該当なし。</p> <p>債務保証/債務被保証の有無 いずれも該当なし。</p>	令和元年度	27,217千円	令和2年度	27,907千円	令和3年度	33,079千円
令和元年度	27,217千円						
令和2年度	27,907千円						
令和3年度	33,079千円						
関連補助要綱の有無	該当なし。						

3 補助事業に関する監査

補助事業の概要 仕様書・協定書の有無	<p>【補助事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食会における献立作成 給食用物資の調達事務 <p>【仕様書・協定書】</p> <p>該当なし。</p>
補助事業に関するプロセス	<p>当該補助金については、上記献立作成と給食用物資の調達事務に係る経費及び人件費が対象となっている。</p> <p>このため、委託費としての性格が強く、当該年度に係る経費・人件費を見積り、補助金額を算定している。</p>

4 外郭団体の経営状況

(1) 財政状態(貸借対照表(資産・負債))について

○資産

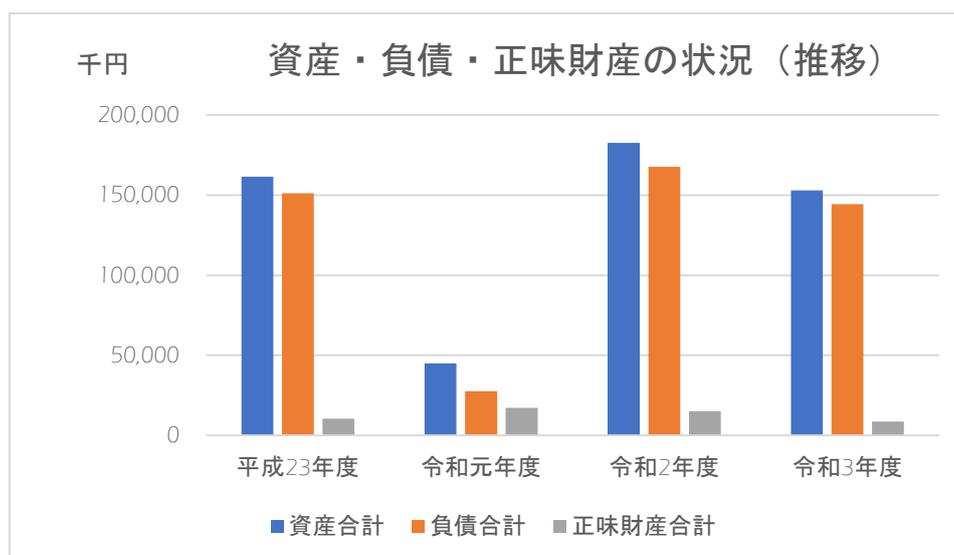
現金及び預金は、給食事業収入の約1か月分程度の水準で推移している。基本的には給食材料費の購入に充てる費用であり、未払金の金額と近い数字となっている。未収金は給食費の未収部分であり、貯蔵品は主に給食材料のストック分という位置付けになる。

退職給付引当資産は、職員の退職金に備えて保有している資産であり、普通預金として保有している。

○負債

主に給食材料費支払の未払金を計上している。当該団体の主な収入源である給食事業収入(学校長へ請求する給食費)を給食用物資の支払いに充てるため、概ね現金及び預金残高と連動する形となっている。

退職給付引当金は、職員が仮に当該年度末で退職した際に支払う必要のある金額を計上している。



○流動比率

概ね 100%から 140%程度で推移している。これは現金及び預金をはじめとする流動資産が、未払金をはじめとする流動負債を辛うじて上回っていることを表しており、支払いはできているものの、余裕がある状況とは言えない。



(参考)公益財団法人高松市学校給食会 貸借対照表

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金及び預金	120,938	13,747	151,725	123,272
未収金	29,872	3,386	9,658	6,735
貯蔵品	662	8,348	1,088	996
流動資産合計	151,472	25,481	162,471	131,004
基本財産特定預金	10,000	10,000	10,000	10,000
基本財産合計	10,000	10,000	10,000	10,000
退職給付引当資産	-	9,254	10,133	11,931
特定資産合計	-	9,254	10,133	11,931
電話加入権	101	101	101	101
その他固定資産合計	101	101	101	101
資産合計	161,572	44,836	182,705	153,035
未払金	150,651	18,180	157,360	132,248
預り金	473	183	188	182
未払消費税等	80	-	-	-
流動負債合計	151,204	18,363	157,549	132,430
退職給付引当金	-	9,254	10,133	11,931
固定負債合計	-	9,254	10,133	11,931
負債合計	151,204	27,617	167,682	144,361
指定正味財産	-	-	-	-
一般正味財産	10,369	17,218	15,023	8,675
正味財産合計	10,369	17,218	15,023	8,675

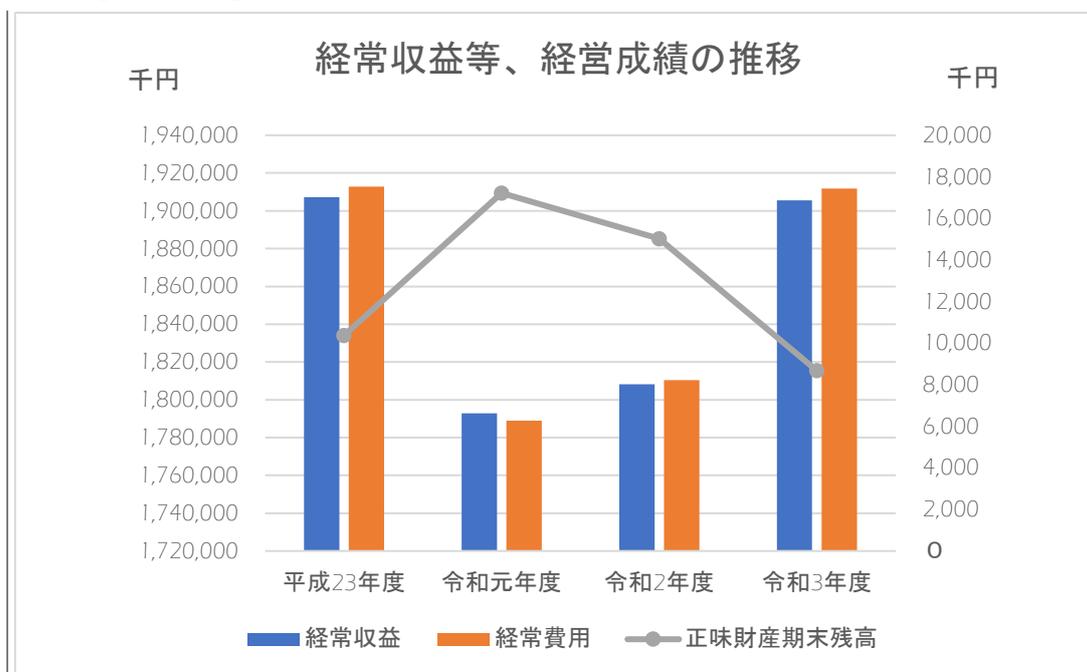
(2) 経営成績(損益計算書)について

○収益

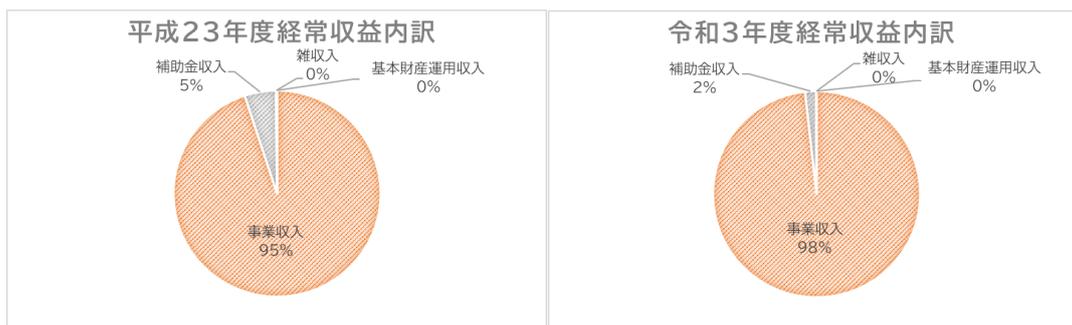
収入の構成としては、主に児童生徒の保護者等が負担する給食費の収入(材料費収入)と、当該団体を運営するに当たって必要な経費(人件費及び事務経費)見合いの補助金収入となっている。

○費用

費用の内訳としては、給食材料費に係る費用が大半を占め(令和3年度:総費用の98.2%)、次いで人件費支出となっている。特に令和3年度以降は材料費の高騰が深刻になっており、給食費収入の範囲内で給食用物資を調達する中、給食の質を落とさず、栄養バランスの取れた給食を提供するため、令和4年度については、市から材料費高騰分の補助を受け、事業を運営している状況である。



経常収益の構成としては、令和3年度決算においては、平成23年度と比較して事業収入の占める割合が増え、他方で補助金の占める割合が減少している。

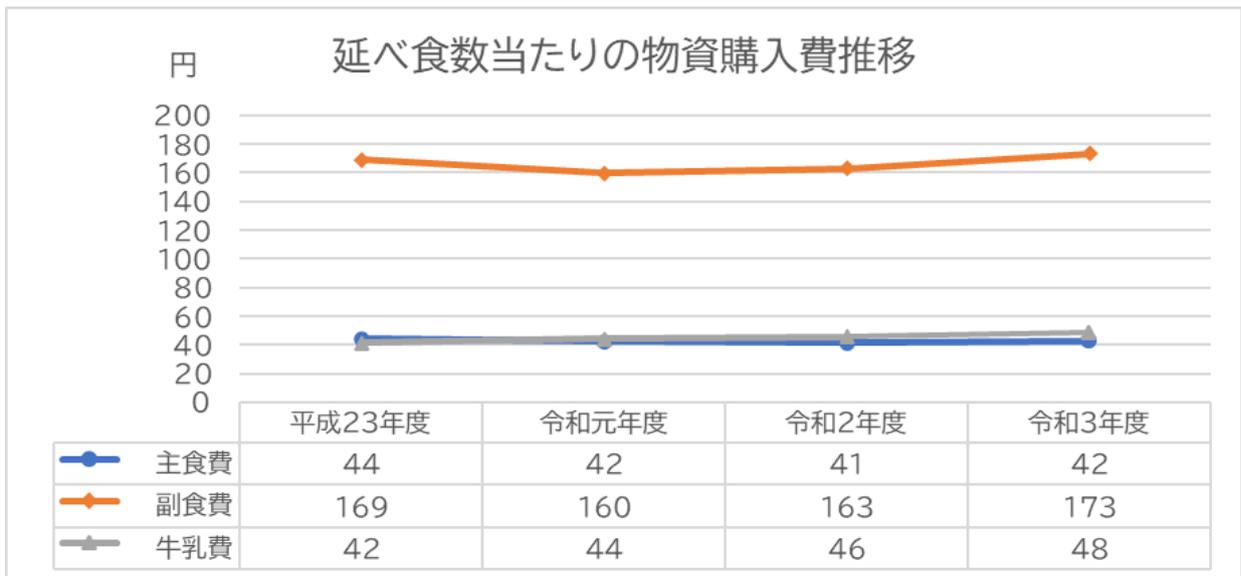


(参考)公益財団法人高松市学校給食会 正味財産増減計算書

単位 :千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般正味財産増減の部				
経常収益				
基本財産運用収入	49	1	1	1
事業収入	1,810,778	1,763,008	1,779,953	1,871,590
補助金収入	93,430	27,217	27,907	33,079
雑収入	2,918	2,561	446	850
経常収益合計	1,907,174	1,792,786	1,808,307	1,905,519
経常費用				
事業費	1,912,740	1,782,538	1,804,042	1,904,828
うち人件費	40,745	14,961	15,179	16,558
管理費	-	6,363	6,460	7,040
うち人件費	-	4,453	4,533	5,058
経常費用合計	1,912,740	1,799,718	1,821,495	1,923,966
当期経常増減額	△5,566	△6,931	△13,189	△18,447
経常外収益	-	-	-	-
経常外費用	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	△5,566	△6,931	△13,189	△18,447
法人税、住民税及び事業税	80	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△5,646	△6,931	△13,189	△18,447

(参考)延べ食数当たりの物資購入費の分析



5 現金・預金等の財産の管理状況について

(1) 現金管理状況

特筆すべき事項はない。

(2) 金庫の管理状況

特筆すべき事項はない。

(3) 保有資産のうち、遊休資産の有無・状況

遊休資産はない。

(4) 保有施設の更新(耐震化、長寿命化)計画の有無

該当なし。

(5) 保有資産において、有価証券等の運用資産の状況(令和3年度末)

勘定科目	保管方法	保管先	金額
現金預金	普通預金(決済専用)	百十四銀行	123,272 千円
基本財産特定預金	定期預金	香川県農業協同組合	10,000 千円
退職給付引当資産	普通預金(決済専用)	百十四銀行	11,931 千円

有価証券等での運用はなく、上記のとおり普通預金及び定期預金で保有している。

(取引実施に関する意思決定機関)

有価証券等での運用がなく、該当なし。

(6) 直近3か年の配当の有無

該当なし。

6 所管課による評価及び課題認識について

当該団体は、学校教育において重要な役割を担う学校給食における一日当たり約3万7千食の給食用物資を安定的かつ計画的に調達し、各調理場への配送調整、不良品が生じた場合や学級閉鎖等、不測の事態への対応等、多岐に渡る業務を担っており、大きな役割を果たしている。特に、地場産物の活用に努めるとともに、地域の郷土食や行事食を取り入れた献立作成や給食材料の調達など、専門性やノウハウが必要とされる領域であり、安全性にも十分に配慮する必要がある。当該団体はその役割を全うできるだけの知識・経験を備えた人材を有しており、円滑に運営している。

なお、物資調達や献立については各委員会で実施しており、当該団体が独断でその判断を下すのではなく、委員会のまとめ役としての存在感を発揮している。また、各給食調理場からの要望や緊急性の高いトラブルに対しても、その専門性や経験を活かして冷静に対応しており、市にとって当該団体の役割は重要であると考えている。

他方、少子化による給食食数の減少や物価高騰に伴う給食材料の高騰、新型コロナウイルス感染症の影響等、学校給食を取り巻く環境は厳しいものとなっている。また、給食調理場の老朽化も一部では進行している状況にあり、市としては学校給食の安定的な供給を持続するため、施設整備においては『高松市学校給食調理場整備計画』に基づき整備を進めていくこととしている。

また、学校給食費については、令和5年度から学校給食費の公会計化に移行することとしており、円滑な制度移行に向け準備を進めている。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰等が長期化する中、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、これまでどおり、栄養バランスの取れた豊かな給食の提供に努めるため、学校給食費を値上げすることなく、当該団体へ補助を実施しているところであり、当該団体が開催する『給食費検討委員会』（直近では、令和4年1月開催）において学校給食費の適正化について検証する等、今後においても当該団体と連携・協力し、取り組んでいく方針である。

7 指摘/意見

【保健体育課、人事課行政改革推進室】

(指摘－共通1)外郭団体の指針に基づく評価が行われていない。

【状況】/【改善事項】

I 高松市土地開発公社9指摘/意見(指摘－共通1)参照

【公益財団法人学校給食会】

(意見－個別Ⅱ－1)特定資産である退職給付引当資産の運用方法について、在り方を検討することが望ましい。

【状況】

令和3年度末時点において、当該団体が保有している預金は前述したとおりであるが、金融機関別にみると、百十四銀行 135,203 千円、香川県農業協同組合 10,000 千円となっている。

百十四銀行における預金残高は、預金保険制度の保護(いわゆるペイオフ方式)対象である 10,000 千円を超えている状況であるが、保有する2口座ともに決済専用口座であり、万一預入先である百十四銀行が破綻したとしても、保有する預金は全額保護される状況にある。

しかしながら、決済専用口座は利息がつかない口座であるため、本来ならば受け取れるはずの利息収入が得られないというデメリットもある。

保有している2つの普通預金口座のうち、給食用物資の支払いに充てている事業運営用口座(令和3年度末残高:123,272 千円)については、入出金の頻度が高く、流動性も確保する必要がある。また、残高もペイオフ方式の対象である 10,000 千円を上回るタイミングが多いことから、現状の決済専用口座である妥当性は高いと考えられる。

他方、退職給付引当金を保管している口座(令和3年度末残高:11,931 千円)については、退職者が発生した場合に備えて一定の流動性を確保する必要はあるが、頻繁に入出金が発生するものでもなく、決済専用口座である必要性が乏しいと考えられる。

【改善事項】

退職給付引当金を保管している口座については、決済専用口座であることによるメリット(預金保険制度の全額保護対象)と、機会損失をしている(利息を受け取ることができない)というデメリットを比較し、再度運用方法について検討することが望ましい。

なお、残高が 10,000 千円を超える部分についてはペイオフ方式対象外となるため、他行へ預け入れする等の留意が必要であり、この点は当該団体の事務負担等を鑑みたくえ、他の外郭団体等の対応も参考にし、適切に対応されることが望ましい。

III 公益財団法人高松市福祉事業団

1 概要

会社分類	公益財団法人
設立時期/沿革 事業概要	<p>昭和 56 年 11 月 11 日設立</p> <p>昭和 57 年に開設した高松市総合福祉会館において在宅心身障害者(児)や支援が必要な高齢者等が通所により、必要な訓練を行うことで社会参加を促進し、また、青年婦人の福祉活動の場を設けて、社会福祉の拠点とすることを目的としている。</p> <p>設立趣意書によると、急速な経済成長とその後の社会情勢の変化や市民意識の変容により、社会福祉の在り方として地域社会を中心とした地域福祉の推進が求められる中で、まず、老人や障害者(児)等に対する地域を中心とした福祉施策を進めなければならず、この福祉ニーズにこたえるための一つとして、市が総合福祉会館を開設し、当該施設等を効率的・弾力的に運営するために財団法人による福祉事業団の設立に至っている。</p> <p>定款に掲げられている事業は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉施設等の利用者の福祉の増進等に関する事 (2) 高松市から指定を受けた福祉施設の管理運営に関する事 (3) 障害者(児)の相談支援に関する事 (4) その他目的を達成するために必要な事業 <p>なお、当該団体は令和4年7月 15 日に清算が終了している。</p>
所在地	香川県高松市香西南町 476 番地1
情報公開	<p>決算書の公告(定款/寄付行為の定め)</p> <p>定款第 41 条 公告の方法「この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。」とされている。</p> <p>役員報酬の公表/役員の退職金支給の有無</p> <p>役員報酬の公表:無し</p> <p>役員の退職金支給:無し</p>

2 市と外郭団体との関係性

所管課/政策関連部課	健康福祉総務課						
市との関係 役員・職員	評議員6名、役員8名(理事6名/監事2名) うち派遣人数及びOB人数は、評議員1名(総務局長)、副理事長(健康福祉局長)、常務理事1名(健康福祉局次長)、監事1名(会計管理者) 非常勤職員のうち2名がOBであった。						
市の出資	出捐時期・金額:昭和56年11月20,000千円						
全体:出資金等	指定正味財産20,000千円						
出資比率	100% ※指定正味財産を分母に、市の出捐金を分子とした。						
市からの補助金等	市からの補助金の額(直近3か年) 該当なし。 市からの負担金の額(直近3か年) 該当なし。 市からの指定管理料及び委託料の額(直近3か年) <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>92,823千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>95,993千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>94,606千円</td> </tr> </table> 市との賃貸借(無償含む)・目的外使用 <ul style="list-style-type: none"> 高松市ふれあい福祉センター勝賀の目的外使用(有償) 債務保証/債務被保証の有無 いずれも該当なし。	令和元年度	92,823千円	令和2年度	95,993千円	令和3年度	94,606千円
令和元年度	92,823千円						
令和2年度	95,993千円						
令和3年度	94,606千円						
関連補助要綱の有無	該当なし。						

3 外郭団体が関連する関連施策

政策	支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成
施策	地域包括ケアシステムの構築
事務事業	老人福祉センター等運営事業
関連成果指標	—(評価対象外)

4 当該団体の残余財産

1) 残余財産の額について

当該団体は、定款40条に定めるところにより、令和4年7月14日に残余財産の分配を行い、令和4年7月15日に清算が終了した。

残余財産の分配額(=債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額-債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額)は21,548千円となり、全額

市に帰属した。これにより、投下資本(出資額)20,000千円については全額回収されている。

5 当該団体が清算されるまでの経緯

当該団体が、清算に至った大きな経緯は主たる事業であった高松市総合福祉会館の閉館に伴うものである。高松市総合福祉会館の閉鎖については、以下のような経緯であった。

年度	高松市総合福祉会館の閉館までの経過内容
平成 20 年	耐震診断調査の結果「b」(大地震時に倒壊等の危険性がある)と診断
平成 23 年	耐震費用が高額となり、耐震化を断念
平成 24 年2月～7月	総合福祉施設の在り方に係る検討委員会開催(計 10 回)
平成 24 年 11 月	高松市議会教育民生調査会で移転改築方針説明
平成 25 年 11 月	公開施設評価実施
平成 27 年8月	総合福祉会館内 老人福祉センター茶寿荘廃止
平成 27 年 10 月	瓦町 FLAG の市民交流プラザ内に瓦町健康ステーションを設置
平成 27 年 11 月	高松市総合福祉会館の在り方について公表
平成 30 年3月	身体障害者福祉センターコスモス園が福祉コミュニティセンター東館移転
平成 31 年3月	閉館

令和5年1月時点において、会館の解体は行われておらず、跡地の利用は協議中ではあるものの、具体的には進んでいない。

6 指摘/意見

特筆すべき事項はない。

IV 公益財団法人高松市スポーツ協会

1 概要

会社分類	公益財団法人
設立時期/沿革 事業概要	<p>昭和 61 年4月1日設立</p> <p>住民のスポーツ・レクリエーションを振興し、体力の向上を図り、生涯スポーツを推進することにより住民が広くスポーツに親しむとともに、高松市等から指定管理者としての指定を受けたスポーツ施設等を効果的、効率的に活用して豊かな人間性の涵養と健康で文化的な住民生活の実現に資することを目的としている。</p> <p>また、市が策定した「高松市スポーツ推進計画」の基本方針等を踏まえ、各専門部が持つ専門的な知識や経験及びネットワークを効果的に活用し、競技スポーツ、地域スポーツ、健康・レクリエーションスポーツ及び青少年スポーツの振興を図っている。</p> <p>令和3年度の公益目的事業としては、各種スポーツ教室(104 教室)、レクリエーション教室(3教室)の開催、イベント開催事業としてスポーツ大会等を7事業開催している。</p> <p>定款に掲げられている事業は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種スポーツ・レクリエーション教室の実施に関する事 (2) 生涯スポーツの推進に関する事 (3) スポーツ相談、スポーツ情報の収集及び提供に関する事 (4) 高松市等から指定を受けたスポーツ施設及び附属施設等の管理運営並びにサービス向上に関する事 (5) 競技スポーツ及び地域スポーツ並びに健康・レクリエーションスポーツの振興に関する事 (6) 青少年のスポーツに関する活動の促進に関する事 (7) スポーツに関する団体及び人材の育成に関する事 (8) スポーツによる交流事業の実施及び支援に関する事 (9) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業
所在地	香川県高松市福岡町四丁目 36 番1号
情報公開	<p>決算書の公告(定款の定め)</p> <p>定款第 41 条 公告の方法「この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。」とされている。</p> <p>役員報酬の公表/役員退職金支給の有無</p> <p>役員報酬の公表:無し</p> <p>役員退職金支給:無し</p>

2 市と外郭団体との関係性

所管課/政策関連部課	スポーツ振興課																		
市との関係 役員・職員	評議員 13 名、役員 16 名(理事 14 名/監事2名) うち派遣人数及び OB 人数は、監事1名 職員については、事務局長(OB)、事務局次長(OB)の2名であり、 現役の市の職員の派遣等はなし。																		
市の出資	出捐時期・金額:昭和 61 年4月 10,000 千円 出資証券の有無・保有状況:有り。市の出納室にて保管。																		
全体:出資金等	指定正味財産 10,000 千円																		
出資比率	100%																		
市からの補助金等	<p>市からの補助金の額(直近3か年)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>5,210 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>5,206 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6,956 千円</td> </tr> </table> <p>市からの負担金の額(直近3か年)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>207 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>—千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>—千円</td> </tr> </table> <p>市からの指定管理料及び委託料の額(直近3か年)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>646,126 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>746,630 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>652,425 千円</td> </tr> </table> <p>市との賃貸借(無償含む)・目的外使用 該当なし。</p> <p>債務保証/債務被保証の有無 いずれも該当なし。</p>	令和元年度	5,210 千円	令和2年度	5,206 千円	令和3年度	6,956 千円	令和元年度	207 千円	令和2年度	—千円	令和3年度	—千円	令和元年度	646,126 千円	令和2年度	746,630 千円	令和3年度	652,425 千円
令和元年度	5,210 千円																		
令和2年度	5,206 千円																		
令和3年度	6,956 千円																		
令和元年度	207 千円																		
令和2年度	—千円																		
令和3年度	—千円																		
令和元年度	646,126 千円																		
令和2年度	746,630 千円																		
令和3年度	652,425 千円																		
関連補助要綱の有無	高松市補助金等交付規則																		

3 補助事業に関する監査

補助事業の概要 仕様書・協定書の有無	<p>平成 30 年4月に、高松市関係5団体(旧高松市体育協会、旧高松市スポーツ少年団、旧高松市体力づくり市民会議、旧高松市地区体育協会連絡協議会、高松市スポーツ振興事業団)を統合した。</p> <p>このため、各団体で実施していた補助事業も当該団体が引き継いでいる。</p>
-----------------------	--

	主な補助内容は以下のとおり。	
	競技スポーツ専門部運営事業	各専門団体への補助
	コミュニティスポーツ専門部運営事業	市内各ブロックの競技大会経費の一部補助
	健康・体力づくり専門部運営事業	各専門団体への補助
	事務局運営事業	登山学校事務局を移管したことに伴う人件費部分補助
補助事業に関するプロセス	当該団体から各専門部会数等に基づく補助金算定根拠資料を受け、精査のうえ決定している。	

4 委託事業に関する監査

委託事業の概要 仕様書・協定書の有無	スポーツ施設における指定管理業務 (高松市総合体育館等、東部運動公園、りんくうスポーツ公園) 各委託事業において基本協定書、年度協定書の締結あり。
委託事業に関するプロセス	高松市総合体育館等の指定管理については非公募、東部運動公園及びりんくうスポーツ公園については公募にて指定管理者の選定が実施されている。

5 外郭団体に関連する関連施策

計画	総合計画
政策	元気を生み出すスポーツの振興
施策	スポーツの振興
下部計画	高松市スポーツ推進計画(平成28年3月策定)
関連成果指標	<p>【基本目標】</p> <p>成人の週1回以上のスポーツ実施率 令和5年度:70%(平成27年度実績:53.1%)</p> <p>【施策目標】※いずれも令和5年度目標</p> <p>① スポーツ振興課ホームページアクセス数(年間):55,000件</p> <p>② スポーツイベント参加者数(年間):20,000人</p> <p>③ 地域密着型トップスポーツチーム4チームのホームゲーム観戦者数(年間):179,200人</p> <p>④ 香川県障がい者スポーツ大会参加人数(年間):300人</p> <p>⑤ スポーツ推進委員の認知度:35.0%</p> <p>⑥ 総合型地域スポーツクラブ数:11クラブ</p> <p>⑦ スポーツ施設の利用者数(年間):3,137,000人</p> <p>⑧ 中学校体育施設開放の利用者数(年間):60,000人</p>

6 外郭団体の経営状況

(1) 財政状態(貸借対照表(資産・負債))について

○資産

現金及び預金について、令和2年度における残高が多い要因は、当該年度に実施した空調設備工事代金支払が年度末を跨いだためであり、それを除けば概ね 85,000 千円前後で推移している。当該団体の健全度を示す流動比率については、近年 110%前後であり、大きな懸念はない。

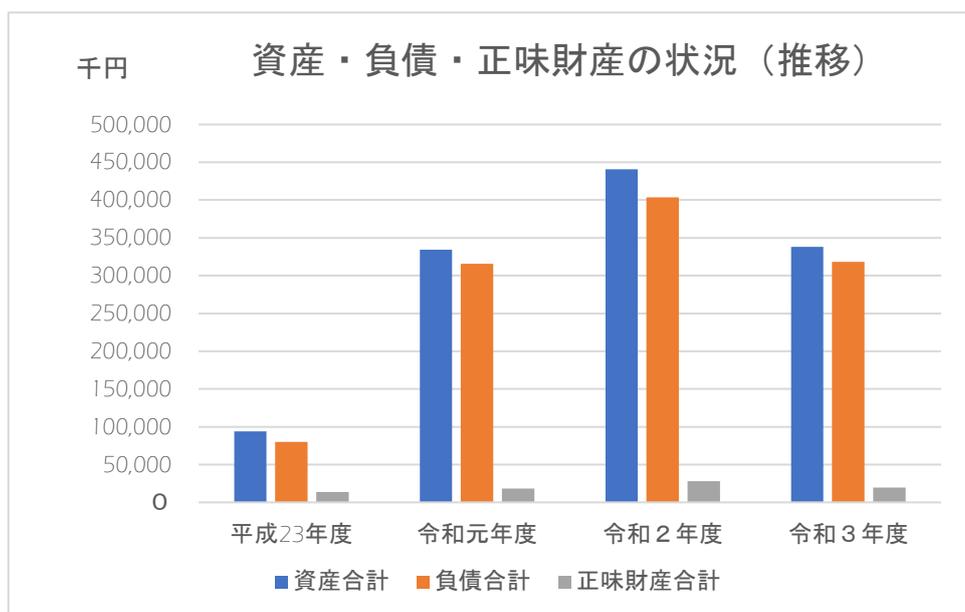
退職給付引当資産は、当該団体の職員に対する退職金支給見合いの資産であるが、このうち 200,174 千円を公債で運用している。公債であるため、貸し倒れリスクは低いものと考えられる。

また、固定資産としては他に車両運搬具を保有しているが、土地、建物等の固定資産は保有していない。これは事務所等の運営に必要な資産を市が保有しているためであり、該当施設は、高松市ファシリティ・マネジメント推進基本方針に基づき、各施設の劣化・損傷状況等について調査を行う中で、施設の廃止も含めた費用対効果の高い中長期的なスポーツ施設維持管理計画を策定し、施設の適切な維持管理・長寿命化を図ることとされている。

○負債

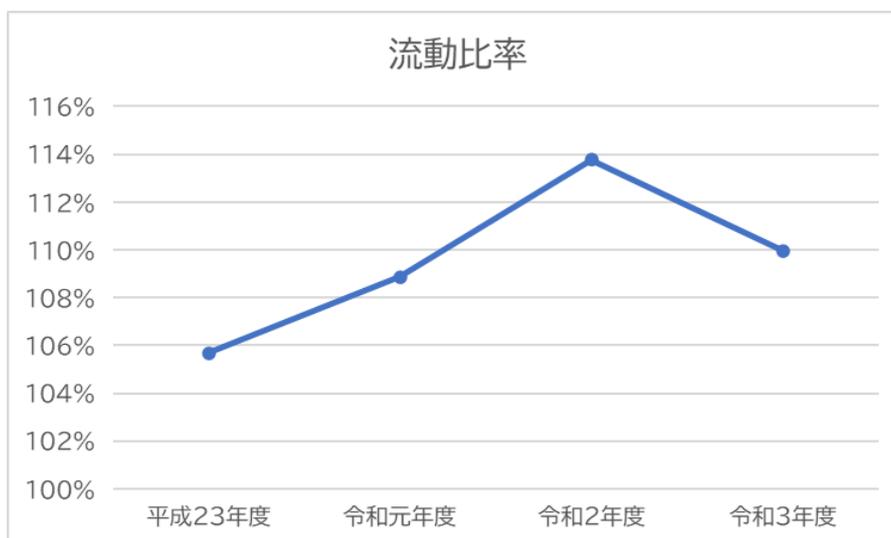
未払金については、委託料等の経費を原則翌月に支払いしていることで発生する負債である。令和2年度の残高が他の年度と比較して多い理由は、前述した空調設備の工事費に係るものである。

また、退職手当引当金は当該団体の職員が仮にその年度末で退職した場合に必要な金額を計上するが、平成 24 年度の会計基準変更に伴う積立不足額を令和5年度まで均等積立している。



○流動比率

概ね 110%前後で推移している状況にある。水準としては、最低限の目安である 100%を確保しているものの、一般に目標とされる 200%には達していない状況にあり、財務安全性が高いとは言えない。



(参考)公益財団法人高松市スポーツ協会 貸借対照表

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金及び預金	68,402	86,018	186,614	85,486
未収金	959	17,020	37,465	22,682
仮払金	-	2	-	-
繰越商品	258	287	385	301
流動資産合計	69,620	103,327	224,464	108,469
定期預金	10,000	10,000	10,000	10,000
基本財産合計	10,000	10,000	10,000	10,000
退職給付引当資産	14,305	220,926	206,277	219,718
特定資産合計	14,305	220,926	206,277	219,718
車両運搬具	-	2,166	2,166	2,166
車両運搬具減価償却累計額	-	△2,166	△2,166	△2,166
その他固定資産合計	-	0	0	0
資産合計	93,925	334,252	440,741	338,187
未払金	61,435	68,042	169,987	72,533
未払法人税等	110	1,286	1,359	253
前受金	-	2,484	4,967	5,094
預り金	4,330	1,749	1,664	1,960
賞与引当金	-	21,352	19,312	18,811
流動負債合計	65,875	94,913	197,289	98,650
退職給付引当金	14,305	220,926	206,277	219,718
固定負債合計	14,305	220,926	206,277	219,718
負債合計	80,180	315,839	403,566	318,368
指定正味財産	10,000	10,000	10,000	10,000
一般正味財産	3,745	8,413	27,175	9,819
正味財産合計	13,745	18,413	37,175	19,819

(2) 経営成績(損益計算書)について

○収益

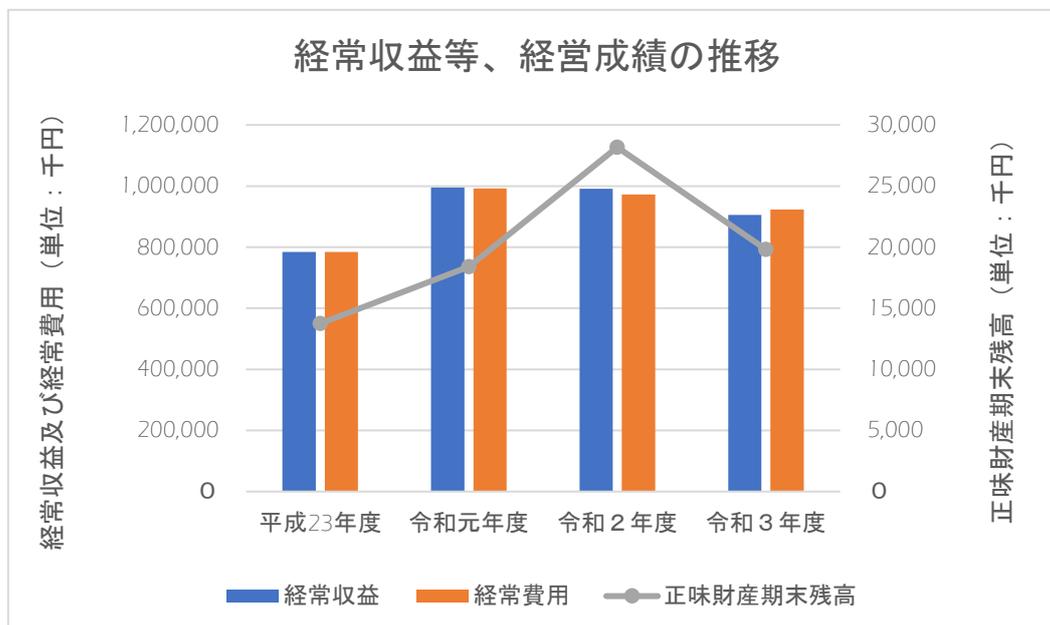
主な収益構造としては、市のスポーツ施設管理業務に対する指定管理料収入、スポーツ施設の利用料金収入となっており、令和3年度においてこの2つの収入が経常収益全体の94.8%を占めている。なお、平成23年度においては指定管理料が受取補助金等に含まれており、実態として収益構造に特段の変化はない。

○費用

費用の大部分を占めるのは人件費であり、経常費用の46.0%を占めている。次いで多いのは委託費であり、令和3年度決算において131,124千円計上(経常費用の14.2%)している。その主な内容は、施設清掃委託・プール監視・設備管理等であり、指定管理事業における一部再委託の費用となっている。

なお、令和3年度において修繕費として76,273千円計上している。施設に対する修繕費の市と当該団体の責任範囲は、指定管理契約における基本協定書別記の責任分担表にて定められており、原則1件あたり1,300千円以上か否かで判断されている。このため、修繕費は比較的

少額な支出が積み重なったものである。



(参考) 公益財団法人高松市スポーツ協会 正味財産増減計算書

単位: 千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基本財産運用益	8	1	1	1
特定資産運用益	11	392	294	292
受取会費	-	2,312	2,248	2,192
事業収益	21,332	868,600	896,821	800,837
受託収益	-	97,610	82,789	92,007
受取補助金等	762,445	6,718	5,916	7,661
受取寄付金	-	16,922	-	-
事業外収益	152	-	-	-
雑収益	199	3,254	3,573	2,999
繰入額	-	-	-	-
経常収益合計	784,146	995,810	991,643	905,988
事業費	762,662	894,371	889,990	831,197
うち人件費	379,060	376,840	354,783	345,138
管理費	21,484	97,821	82,891	92,148
うち人件費	-	81,159	67,303	76,526
経常費用合計	784,146	992,192	972,881	923,345
評価損益等調整前当期経常増減額	△0	3,618	18,762	△17,356
評価損益等	-	-	-	-
当期経常増減額	△0	3,618	18,762	△17,356
経常外収益	-	-	-	-
経常外費用	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	△0	3,618	18,762	△17,356
法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△0	3,618	18,762	△17,356

7 現金・預金等の財産の管理状況について

(1) 現金管理状況

現金を取り扱う施設は11施設あり、主に施設利用料やスポーツ教室参加費の支払いに対応している。釣銭及び施設キャンセルに伴う返金用に資金を常備しており、その日領収した現金については担当者が締め作業を実施し、翌日、別の担当者が入金専用口座に入金するルールとしている。口座の入金履歴は本部でタイムリーに確認できる体制となっている。

各施設においては、責任者が日々現預金残高と管理帳簿の突合を実施し、本部でも確認を実施しているため、仮に不正が発生した場合においても早期に発見できる体制を整えている。

(2) 預金管理状況

預金通帳は大金庫に保管しており、月次で通帳管理担当者とは別の責任者によって残高のチェックを実施している。

(3) 金庫の管理状況

特筆すべき事項はない。

(4) 保有資産のうち、遊休資産の有無・状況

遊休資産はない。

(5) 保有施設の更新(耐震化、長寿命化)計画の有無

該当なし。

(6) 保有資産において、有価証券等の運用資産の状況

投資有価証券としては、退職給付引当資産として満期保有目的で公債を保有している。

令和3年度末時点の状況は以下のとおり。

単位:千円

科目	額面額	帳簿価額	時価	評価損益
第202回共同発行市場公債	130,000	130,352	129,298	△1,054
第429回大阪府公債	70,000	69,822	70,231	+409

(7) 直近3か年の配当の有無

該当なし。

8 指定管理委託の状況

市の保有するスポーツ施設のうち、管理運営委託を実施している施設は47あり、このうち45施設を当該団体が受託している。このような状況となっている経緯は、近年整備された施設(東

部運動公園:10施設、りんくうスポーツ公園:1施設)については、指定管理者を公募し審査のうえ業者選定しているが、それ以外の施設については、非公募で包括的に指定管理委託を実施しているためである。

なお、各施設の指定管理期間は3～5年間であり、詳細は以下のとおり。

(参考)当該団体が指定管理業務を受託している施設一覧

No.	施設名称	指定管理期間
1	高松市総合体育館	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日
2	高松市ヨット競技場	
3	高松市立朝日町庭球場	
4	高松市立亀岡庭球場	
5	高松市立仏生山運動場	
6	高松市南部運動場	
7	高松市福岡町プール	
8	高松市亀水運動センター	
9	高松市西部運動センター	
10	高松市かわなベスポーツセンター	
11	高松市塩江町庭球場	
12	高松市内場池運動センター	
13	高松市ホテルと文化の里運動場	
14	高松市牟礼総合体育館	
15	高松市庵治町深間庭球場	
16	高松市庵治運動場	
17	高松市庵治ゲートボール場	
18	高松市庵治ペタンク場	
19	高松市香川総合体育館	
20	高松市香川屋外球技場	
21	高松市香川町大野河川敷運動場	
22	高松市香南体育館	
23	高松市香南庭球場	
24	高松市香南町吉光河川敷運動場	
25	高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園はくちょう温泉	
26	高松市国分寺勤労青少年ホーム	
27	高松市立仏生山公園体育館	
28	高松市立仏生山公園温水プール	
29	高松市牟礼御山公園庭球場	
30	高松市牟礼中央公園運動センター	
31	高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園B&G海洋センター	
32	高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園グラウンド	

No.	施設名称	指定管理期間
33	高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園屋内ゲートボール場	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日
34	高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園勤労者野外活動施設	
35	高松市立東部運動公園第1サッカー場	
36	高松市立東部運動公園第2サッカー場	
37	高松市立東部運動公園フットサル場	
38	高松市立東部運動公園軟式野球場	
39	高松市立東部運動公園ソフトボール場	
40	高松市立東部運動公園弓道場	
41	高松市立東部運動公園アーチェリー場	
42	高松市立東部運動公園管理棟	
43	高松市立東部運動公園更衣室棟	
44	高松市立東部運動公園クラブハウス	
45	高松市立りんくうスポーツ公園多目的グラウンド	

9 所管課による評価及び課題認識について

高松市スポーツ推進計画の達成に向け、スポーツ教室やレクリエーション教室の開催を実施し、広く市民にスポーツに関する啓発活動を実施している。また、指定管理者として長年市の保有するスポーツ施設を数多く管理しており、職員に対しては施設管理に関する様々な資格取得を推進し、技能研修等も多く実施している。施設管理とスポーツ振興活動を当該団体で実施することで、教室を開催する場所の適正な確保もスムーズに実行でき、外郭団体としての役割を果たしている。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用休止や利用者数の減少によって、利用料収入が減少しており、自主性を高める取組の実施が今後必要であると考えている。

(1) スポーツ教室開催事業の状況

項目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対10年前比
教室数	49 教室	124 教室	95 教室	104 教室	+55 教室
利用者数	25,255 人	50,946 人	23,475 人	35,142 人	+9,887 人

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催教室数・利用者数ともに減少した。しかし、令和3年度においては前年度比改善傾向にある。

(2) スポーツ施設利用者数の状況

項目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対10年前比
利用者数	1,530,808 人	1,820,360 人	1,316,709 人	1,414,484 人	△116,324 人

※平成23年度には、東部運動公園及びりんくうスポーツ公園(令和元年度利用者:348,080人)は含まれていない。

10 指摘/意見

【スポーツ振興課、人事課行政改革推進室】

(指摘－共通1)外郭団体の指針に基づく評価が行われていない。

【状況】/【改善事項】

I 高松市土地開発公社9指摘/意見(指摘－共通1)参照

【公益財団法人高松市スポーツ協会】

(指摘－個別IV－1)公平な業者選定方法に見直すべきである。

【状況】

現在、工事の業者選定方法は、市の入札参加資格を有している業者の中から、過去当該団体の発注した工事を施工した実績のある業者(令和2年度工事においては3事業者)を候補として選定し、各業者の見積額のうち最も低い金額を提示した業者を、最終的な施工業者として選定している。

この手法においては、価格の妥当性という点では一定の水準に収まることが想定されるものの、業者選定プロセスとして公平性が十分に担保されているとは言えない。

当該団体が1,300千円以上の工事発注をする場合(市との協定書で定められた当該団体が負担すべき金額基準を超える工事)、本来は市が入札を実施し、発注を行うべき工事であると考えられる。このため、1,300千円以上の工事については、市が発注主体となるケースに準じた対応を必要とする。

【改善事項】

一定金額以上の工事に対しては、公平かつ高松市民にとって有益なものとなるよう、業者選定・発注プロセスを見直すべきである。また、そのプロセスは市が発注主体となるケースに準ずるべきである。

【スポーツ振興課】

(指摘－個別IV－2)本来、市で発注すべき工事を委託料として支出する場合、当該団体における業者選定プロセスを指導・監督するべきである。

【状況】

令和2年度委託料に高松市総合体育館施設の空調設備工事費見合いの金額(74,487千円)が含まれている。このようになった経緯として、当該工事に係る財源が新型コロナウイルス臨時交付金であり、市としては9月補正予算成立後の発注では年度内の事業完了が不可能と判断した。この状況では交付金の要件を満たさないため、年度内事業完了を優先する必要があった。

そこで、スポーツ施設条例第19条第5項第1号により、条例第4条第1項第4号その他市長が必要と認める事業に当たるものと解釈し、負担については基本協定書第20条「責任分担」第

2項により、市が委託料として費用負担し、当該団体が施工することとなった。

臨時交付金の恩恵を得られるメリットと、入札を実施しないことによるデメリットを比較して当該対応に至ったことは理解できるため、このような状況下において委託料として支出することは妥当性が認められる。しかしながら、現状の当該団体における業者選定プロセスでは、業者選定の公平性が必ずしも担保されているとは言えない状況にある。

【改善事項】

上述のようなケースにおいては、委託先である指定管理者において、公平な業者選定が実施されるよう、市が発注者の立場から指導・監督するべきである。

【スポーツ振興課】

(意見一個別Ⅳ-3) 指定管理者選定における公平性を確保することが望ましい。

【状況】

令和4年4月1日時点で指定管理者制度を導入しているスポーツ施設 47 施設のうち、34 施設については非公募にて管理業者が決定されている。

当該施設の管理業務を受託している当該団体は、市の外郭団体であり、①高松市スポーツ推進計画等の政策に基づいた対応が可能であること(ソフト・ハード双方を円滑に提供することが可能)、②あらゆる専門資格を有する職員が多く在籍し管理の正確性を有していること、③長年同施設を管理しており施設状況を熟知していること、④複数施設を一事業者が管理することで料金收受等の利用者利便性が向上すること、これらを勘案すると、その資質や当該団体が多くの施設を管理することの妥当性は認められ、その点について問題はないと考えられる。

しかしながら、民間事業者等も踏まえた業者選定の公平性という点においては、非公募としている以上、公平であるとは言えない側面がある。

【改善事項】

スポーツ振興の分野において、市の政策遂行に大きな役割を担っている当該団体が多くの施設を管理することのメリットと、管理業者選定に公平性を欠いているという現状を踏まえ、今後段階的に指定管理を公募とすることを検討されることが望ましい。

【スポーツ振興課】

(意見一個別Ⅳ-4) 当該団体の意見を取り入れ、ファシリティ・マネジメントを実施することが望ましい。

【状況】

近年、国全体として公共施設の老朽化や更新にかかる費用についての問題が取り沙汰されているところであり、市においても平成 30 年 10 月(令和4年5月改定)に公共施設再編整備計画を策定し、公共施設の今後の在り方について検討しているところである。

今後の在り方を検討するうえで欠かせない点は、施設の老朽化状況を把握すること、市民をはじめとする利用状況を把握すること等であるが、この点において当該施設の指定管理を数多く受託している当該団体の意見は非常に重要であると考えられる。

今後、公共施設再編整備計画、ないしは公共施設等個別施設計画を策定するタイミングにおいては、当該団体の意見も踏まえた計画とする必要がある。

【改善事項】

ファシリティ・マネジメントの観点から、指定管理者である当該団体の意見も参考にすることが望ましい。

V 公益財団法人高松市国際交流協会

1 概要

会社分類	公益財団法人
設立時期/沿革 事業概要	<p>平成2年8月 17 日設立</p> <p>市民と行政が一体となって市の国際交流を推進する中核組織として設立され、市の国際都市としての発展に寄与するとともに、世界の人々との相互理解と友好親善を図り、もって市民福祉の向上と多文化共生社会の実現を図ることを目的としている。</p> <p>定款に掲げられている事業は以下のとおり。</p> <p>(1) 海外の諸都市と国際交流事業の実施</p> <p>(2) 市民の国際交流活動に対する支援</p> <p>(3) 国際交流に関する講演、講座、派遣研修等の実施</p> <p>(4) 留学生、研修生等在住外国人に対する支援</p> <p>(5) 国際交流に関する情報の収集及び提供</p> <p>(6) その他</p> <p>ホームページは、日本語のほか、英語、中国語の表示に対応している。また、LINE 登録でのイベント情報等を受信できるようになっている。</p>
所在地	香川県高松市番町一丁目 11 番 63 号
情報公開	<p>決算書の公告(定款/寄付行為の定め)</p> <p>定款第 46 条 公告の方法「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。」とされており、閲覧用を事務所の入口に備え置くとともに、当該団体のホームページに掲載している。</p> <p>役員報酬の公表/役員の退職金支給の有無</p> <p>役員報酬の公表:無し(定款第 30 条 役員は無報酬)</p> <p>役員の退職金支給:無し</p>

2 市と外郭団体との関係性

所管課/政策関連部課	観光交流課 都市交流室
市との関係 役員・職員	<p>評議員7名、役員 12 名(理事 10 名/監事2名)</p> <p>うち派遣人数及び OB 人数は、評議員1名(副市長)、理事1名(創造都市推進局長)、監事1名(会計管理者)。</p> <p>職員については、5名。</p> <p>うち派遣人数及び OB 人数は、OB が1名。</p>

市の出資	出捐時期・金額:平成2年8月 17 日 30,000 千円 出資証券の有無・保有状況:有り。市の出納室にて保管。 「財団法人高松市国際交流協会基本財産出捐証書第1号」						
全体:出資金等	基本財産:30,000 千円						
出資比率	100%						
市からの補助金等	<p>市からの補助金の額(直近3か年)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,033 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,323 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>954 千円</td> </tr> </table> <p>市からの負担金の額(直近3か年) 該当なし。</p> <p>市からの指定管理料及び委託料の額(直近3か年) 該当なし。</p> <p>市との賃貸借(無償含む)・目的外使用 該当なし。</p> <p>債務保証/債務被保証の有無 いずれも該当なし。</p>	令和元年度	4,033 千円	令和2年度	1,323 千円	令和3年度	954 千円
令和元年度	4,033 千円						
令和2年度	1,323 千円						
令和3年度	954 千円						
関連補助要綱の有無	高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱						

3 補助事業に関する監査

補助事業の概要	当該団体が実施する事業の経費のうち、国際交流及び多文化共生の推進に要する経費の一部を補助することにより、市民主体による幅広い国際交流活動を支援し、もって市民の国際感覚の涵養及び多文化共生社会の実現に資することを目的とした事業である。
補助事業に関するプロセス	<p>高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱(令和4年4月1日施行)に基づき、補助金交付申請書(様式第1号)の他、(1)事業計画書等、(2)収支予算書(様式第2号)、(3)その他書類による審査を行い、決定通知を提示、その後、当該団体からの請求に基づき補助金を概算交付し、当該団体は補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第9号)等を市長に提出し、その日から5日以内に精算しなければならないとされている。</p> <p>市は、補助対象事業の執行状況に係る確認作業としては、事業報告書及び財務諸表による確認を行っているとのことであった。</p>

4 直近の補助金交付状況

直近3か年は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国際交流事業の中止により予算執行率は低い状況にある。

単位:円	令和元年度	令和2年度	令和3年度
4月	1,196,250	821,750	722,875
7月	1,196,250	821,750	722,875
10月	1,196,250	821,750	722,875
1月	1,196,250	821,750	△183,125
3月出納整理期間	△751,941	△1,963,114	△1,031,176
合計	4,033,059	1,323,886	954,324
予算額	4,785,000	3,287,000	3,287,000
執行率	84.3%	40.3%	29.0%

5 外郭団体が関連する関連施策

政策	国際・国内交流の推進と定住の促進				
施策	国際・国内交流の推進				
事務事業	国際交流推進事業				
関連活動指標	姉妹・友好都市等との交流事業開催数				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (計画)	中期目標
回数	5	1	1	6	5
令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェビナー等による交流事業のみの開催であった。 ※アウトカム指標はない。					

(1) 平成29年3月に公益目的事業の変更

円滑な事業運営に資するべく、平成29年3月に公益目的事業の変更を行い、運営事務の効率化を図っている。参加者が少ない事業の廃止や他の組織に委ねられる事業を譲渡し、ニーズに合わせた事業を新設する等、時代に適合した事業編成を行っている。

変更前	変更後
(公1) 海外の諸都市との国際交流事業の実施	(公1) 国際交流・多文化共生推進事業 (新規事業)
(公2) 市民の国際交流活動に対する支援	・国際交流支援事業
(公3) 国際交流に関する講演、講座、派遣研修等の実施	・小学生英語暗唱大会 ・Kid's 国際理解出前事業/国際交流こどもス

変更前	変更後
(公4) 留学生、研修生等在住外国人に対する支援 (公5) 国際交流に関する情報の収集及び提供	クール <ul style="list-style-type: none"> • 多文化地域づくり事業 • さぬき探訪事業 • 世界のスイーツ教室 (廃止事業の一部) <ul style="list-style-type: none"> • 春節友好交流会 • かがわ国際フェスタの開催 • 外国人向け生活情報の提供

(出典: 公益財団法人高松市国際交流協会資料をもとに作成)

(2) 国際交流派遣先別人数

姉妹都市、友好都市との交流派遣は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から近年は中止されているものの、派遣を開始した当初からの派遣人数は、下表のとおり南昌市(中国)371名(平成3年度～令和3年度)、セント・ピーターズバーグ市(米国)38名(平成20年度～令和3年度)、トゥール市(フランス)16名(平成24年度～令和3年度)であった。

年度	派遣先別人数		
	南昌市 (中国)	セント・ピーターズ バーグ市(米国)	トゥール市 (フランス)
平成3年度～平成19年度	284	—	—
平成20年度～平成23年度	56	12	—
平成24年度～平成30年度	31	23	14
令和元年度	0	3	2
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
合計	371	38	16

(出典: 公益財団法人高松市国際交流協会資料をもとに作成)

親善研修生による国際交流の活動は、市民向けの報告会での発表、体験談を取り纏めた報告書(冊子)の作成並びに県立図書館、市立図書館、市内中学校、高等学校等への配布や市報誌への掲載等で紹介されている。令和3年度に開催されたセント・ピーターズバーグ市との姉妹都市提携60周年記念式典においても、親善研修生OB・OGによる派遣の経験談が発表される等、次世代に交流を紡いでいく取組が行われている。

(3) Kid's国際理解出前講座

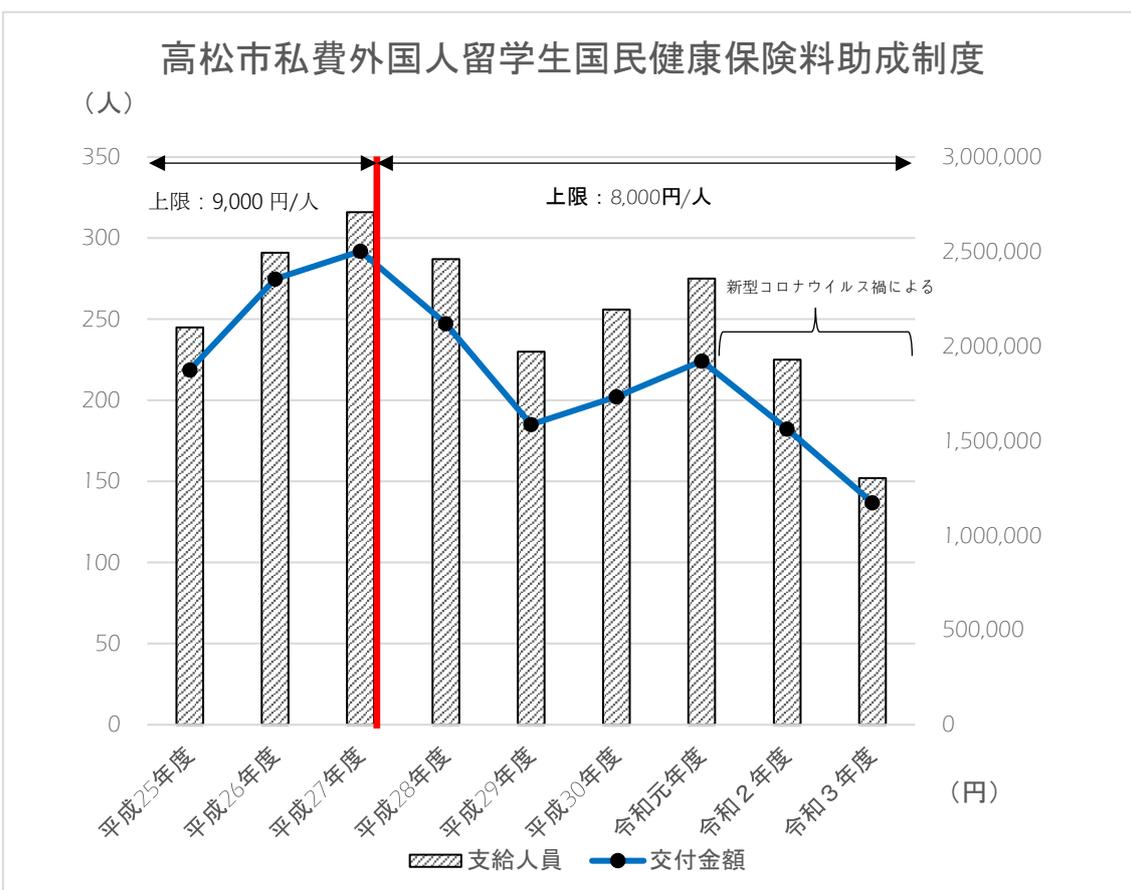
園児を対象とした出前講座は、人気があるため、倍率が年々増加している。

派遣交流員の確保や予算に課題がある。

	申請数	訪問数	応募倍率
令和元年度	9	6	1.5倍
令和2年度	9	6	1.5倍
令和3年度	16	6	2.6倍

(4) 高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成制度

助成を受ける留学生は、平成27年度の316名(2,502千円)をピークに平成29年度までは減少した。その後、平成31年度まで増加傾向に転じ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う入国規制等の影響もあることから減少している。しかしながら、毎年1,000千円を超える助成が行われている。



(出典: 公益財団法人高松市国際交流協会資料をもとに作成)

1) 高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成制度について

もともと平成3年度から平成12年度までは、高松市私費外国人留学生留学助成金支給制度であり、平成13年度に高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成制度に変わって、現在に至る。平成12年度までとそれ以降の主な違いは以下のとおり。

	高松市私費外国人留学生留学助成金支給制度(平成3年度～平成12年度)	高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成制度(平成13年度～)
要綱等	高松市私費外国人留学生助成金支給制度実施要領	高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成要綱
目的	市内の私費外国人留学生を対象に、生活や勉学に関する負担の軽減を目的とした制度	私費外国人留学生に対して、国民健康保険料を助成することにより、健康や生活の安定に資するとともに、勉学・研究の専念に寄与することを目的とした制度
対象者	市内の私費外国人留学生で、学業成績が優秀で、留学生活上、経済的援助を必要とする者	市内に在住する私費外国人留学生(※平成14年度～高松市内に居住し、出入国管理及び難民認定法において「留学」の在留資格を有する大学・短期大学・専門学校に通う私費外国人留学生含む。)で、高松市国民健康保険に加入している者
支給額 (1人当たり)	15,000円×12月	(平成13年度)16,000円程度 (平成14年度～平成15年度)12,000円上限 (平成16年度)10,000円上限 (平成17年度～平成27年度)9,000円上限 (平成28年度～)8,000円上限

(5) 国際交流の協働団体

国際交流の協働項目及び連携団体は、以下のとおり。

イベント参画	高松市、香川県、かがわ国際フェスタ実行委員会、香川県高等学校教育研究会国際教育部会、公益財団法人香川銀行青少年育成支援財団、高松屋島ライオンズクラブ、香川県青年海外協力協会、専門学校穴吹ビジネスカレッジ日本語学科、香川県ユニセフ協会、高松ライオンズクラブ、高松市日中友好協会、在日本大韓民国民団香川県地方本部、KICA 香川国際文化協会、四国カムチャツカ文化交流センターしらすぎ事務所
イベント事業へ費用一部助成	仏生山国際交流会、弦打校区国際交流協会、香川日仏協会、香川日独協会、高松ユネスコ協会、歓楽春節実行委員会、香川日華親善協会、香川日韓交流協会、公益社団法人セカンドハンド、香川SGG(香川善意通訳の会)
情報相互提供	高松北国際交流協議会、公益財団法人香川県国際交流協会、県内市町国際交流協会、香川にほんごネット、香川県留学生等国際交流連絡協議会

(出典:公益財団法人高松市国際交流協会資料をもとに作成)

6 外郭団体の経営状況

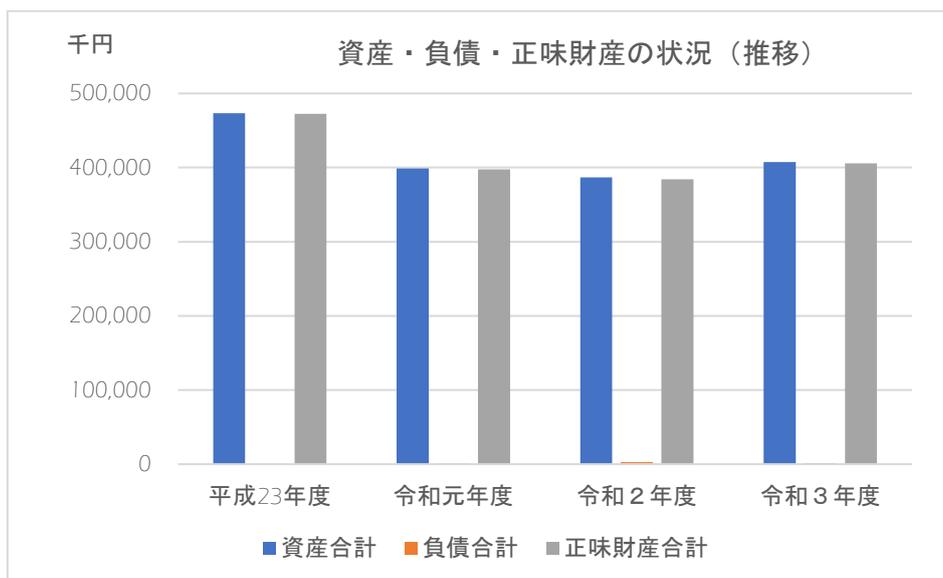
(1) 財政状態(貸借対照表(資産・負債))について

○資産

直近3か年において、概ね 400,000 千円程度の資産を保有している。10 年前と比較すると、約 70,000 千円毀損しており、経営状態は悪化しているものと考えられる。当該団体は、大規模修繕を要する資産の保有はなく、固定資産を維持するための中長期的な財政負担はないものと考えられる。

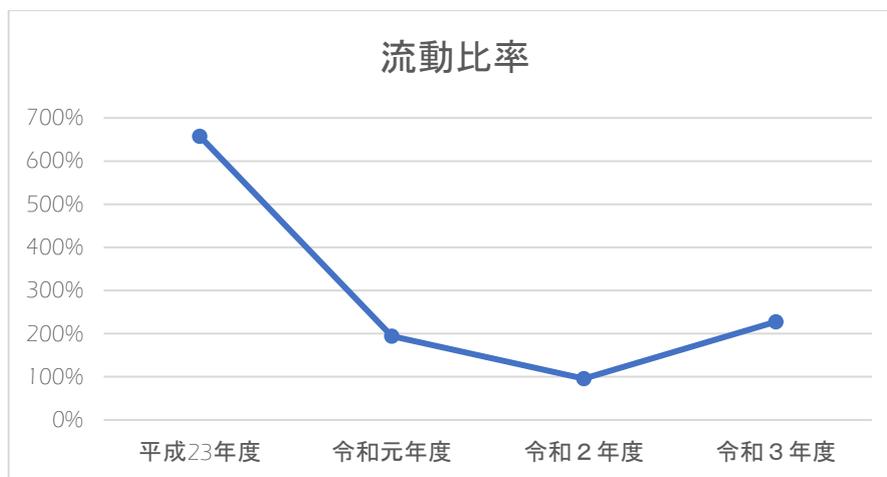
○負債

当該団体の負債は、主に社会保険料の未払金である。退職金制度もないことから、毎年同程度の負債が計上されており、大きな変化はない。



○流動比率

直近3か年において、令和3年3月期を除き、概ね 200%であった。10年前の約 658%と比較すると大きく減少に転じており、財務安全性が低下している状況にある。



(参考)公益財団法人高松市国際交流協会 貸借対照表

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金及び預金	3,224	2,157	2,428	3,355
未収金	-	4	2	-
流動資産合計	3,224	2,160	2,429	3,355
定期預金	30,000	30,000	30,000	30,000
基本財産合計	30,000	30,000	30,000	30,000
国際交流積立資産	439,716	366,005	354,005	373,685
特定資産合計	439,716	366,005	354,005	373,685
工具器具備品	-	263	115	73
電話加入権	234	234	234	234
その他固定資産合計	234	497	349	307
資産合計	473,174	398,663	386,783	407,348
未払金	253	929	2,379	1,290
預り金	237	185	156	182
流動負債合計	490	1,113	2,535	1,472
固定負債合計	-	-	-	-
負債合計	490	1,113	2,535	1,472
指定正味財産	30,000	30,000	30,000	30,000
一般正味財産	442,684	367,550	354,248	375,876
正味財産合計	472,684	397,550	384,248	405,876

(2) 経営成績(損益計算書)について

○ 経常収益

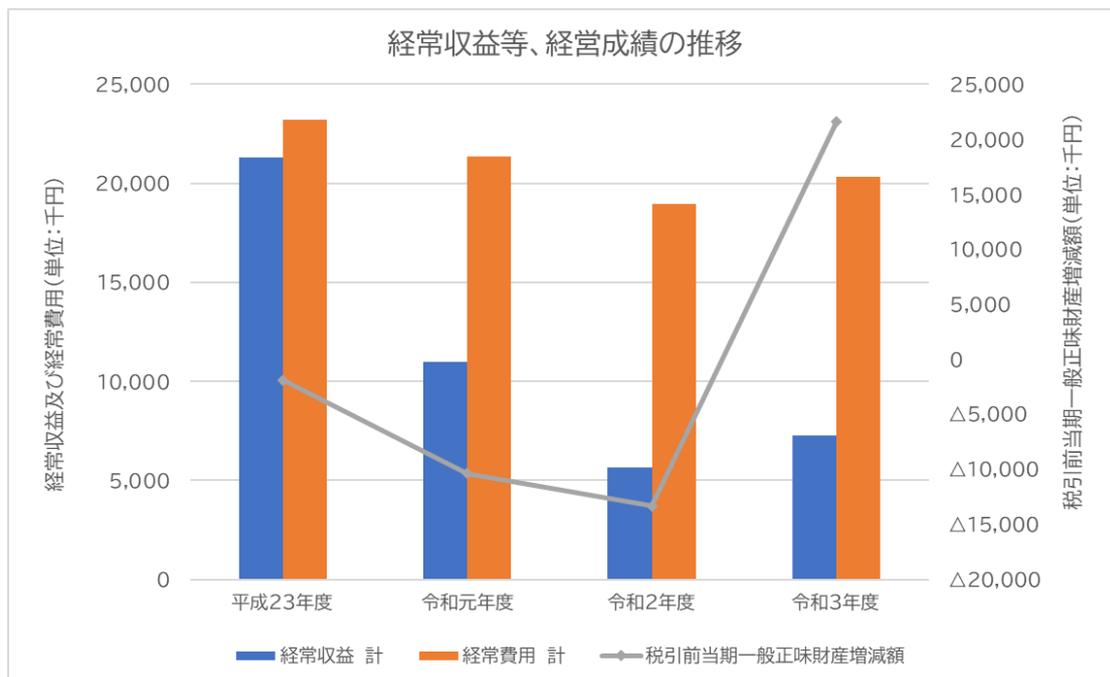
直近3か年新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国際交流派遣等の事業は中止となったため、当該事業費見合いの補助金は対10年前比でも大幅に減少している。

○ 経常費用

経常費用は、主に人件費、旅費交通費、賃借料、水道光熱費等の固定的なものである。

○ 税引前当期一般正味財産増減額

令和3年度に正味財産増減額が黒字化したのは、有価証券に係る時価評価替えによる例外的な処理によるもので、毎年の正味財産は赤字の状況にある。そのため、基金を取り崩さないと経営が回らない状況が続いており、10年前と比較しても、赤字幅は増加している。



(参考)公益財団法人高松市国際交流協会 正味財産増減計算書

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般正味財産増減の部				
経常収益				
基本財産運用収益	29	7	6	1
特定資産運用収益	3,540	3,657	3,653	3,596
事業収益	26	696	645	175
受取補助金等	17,702	6,543	1,324	3,454
雑収益	20	63	26	20
繰入額	-	-	-	-
経常収益合計	21,317	10,965	5,654	7,246
経常費用				
事業費	17,550	15,172	12,886	14,234
うち人件費	6,656	8,694	8,270	8,439
管理費	5,652	6,178	6,069	6,103
うち人件費	3,201	3,520	3,458	3,462
経常費用合計	23,202	21,351	18,955	20,338
評価損益等調整前当期経常増減額	Δ1,885	Δ10,386	Δ13,301	Δ13,091
評価損益等	-	-	-	34,718
当期経常増減額	Δ1,885	Δ10,386	Δ13,301	21,627
経常外収益	-	-	-	-
経常外費用	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	Δ1,885	Δ10,386	Δ13,301	21,627
法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	Δ1,885	Δ10,386	Δ13,301	21,627

7 現金・預金等の財産の管理状況について

(1) 管理規程等の状況

公益財団法人高松市国際交流協会処務規程(平成 23 年 12 月 20 日理事会議決)及び公益財団法人高松市国際交流協会財務規程(平成 23 年 12 月 20 日理事会議決)を設けている。

(2) 現金管理状況

特筆すべき事項はない。

現金:事務局長が鍵のかかる場所に保管している。

印鑑:事務局長が鍵のかかる場所に保管している。

預金通帳:事務局長が、印鑑とは別の鍵のかかる場所に保管している。

(3) 金庫の管理状況

特筆すべき事項はない。

(4) 保有資産のうち、遊休資産の有無・状況

遊休資産はない。

(5) 保有施設の更新(耐震化、長寿命化)計画の有無

該当なし。

(6) 保有資産において、有価証券等の運用資産の状況

ペイオフ対応として、定期預金は1行当たり 10,000 千円を限度として運用されている。

特定資産は、国債、公債(県債)といった安全性の高い資産で運用している。令和3年度の特定資産(債券)の帳簿価額(時価評価による)373,685 千円が取得価額 348,005 千円を上回っており、毀損の状況にはない。

単位:千円	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基本財産運用益	3,656 千円	3,653 千円	3,595 千円

(取引実施に関する意思決定機関)

公益財団法人高松市国際交流協会処務規程別表1によると、「財産の運用に関すること。」は、常務理事の専決事項とされている。また、公益財団法人高松市国際交流協会資金運用規程(平成 23 年 12 月 20 日理事会議決)第3条「資金の管理及び運用は、安全、適正、かつ、効率的で有利な方法で行うものとする。」とされ、同規程第7条「この規定に定めるもののほか、資金の管理及び運用に関し必要な事項は理事長が定める」とされている。

管理運用面において、問題となる事項は生じていないものの、特定資産の取崩しに伴う運用資産総額の減少が続くことは事業継続上のリスクである。10年間の収支計画を立案し、特定資産の残高水準の確認を実施している。令和3年3月2日に作成された収支計画では令和 12 年

度末時点で 214,000 千円と計画されており、令和4年3月末残 373,000 千円と比べると約 43% の減少となる見込みである。当該減少率(△15,900 千円/年)のまま進むと仮定すると、令和 26 年で特定資産は枯渇することになる。

(7) 直近3か年の配当の有無

該当なし。

8 所管課による評価及び課題認識について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴うイベントの自粛によって国際交流の機会が減少し、従前のような施策成果が上がらなかったものの、所管課として当該団体に係る課題は特段ないとの認識であった。

9 指摘/意見

【観光交流課都市交流室、人事課行政改革推進室】

(指摘－共通1) 外郭団体の指針に基づく評価が行われていない。

【状況】/【改善事項】

I 高松市土地開発公社9指摘/意見(指摘－共通1)参照

【公益財団法人高松市国際交流協会】

(指摘－個別V－1) 外国人留学生への助成制度の在り方を検討すべきである。

【状況】

外国人留学生への助成金は、平成3年度から始まり、当初は優秀な人材に対する助成であったが、平成13年度に高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成制度へと制度が変わり現在に至っている。また、平成14年度には、出入国管理及び難民認定法において「留学」の在留資格を有する大学・短期大学・専門学校に通う私費外国人留学生まで対象が広がっている。

他方、1人当たりの助成額自体も、平成13年の16,000円程度に比べると直近年度では8,000円が上限とされ、当該団体の財政状況や対象者の増加を前提として減額したものである。

【改善事項】

『高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成制度』の財源は、市からの補助金が充てられている。他方、高松市国民健康保険条例では、保険料額の減免が規定されている。当該助成制度は、本条例の例外的な対応とみることでもできる。当該補助金を継続して行うのであれば、市において、条例を見直し、減免対象として加えることを検討すべきであり、外郭団体である当該団体が行う施策でないものとする。また、当該助成制度が市の国際交流施策として、

どの程度貢献しているのか不明確であり、基金を取り崩している経営状態を加味して当該補助金を継続するか否か検討すべきである。当該団体として実施する留学生に対する助成制度の在り方について、理事や評議員の意見なども踏まえて慎重に検討すべきである。

【公益財団法人高松市国際交流協会】

(指摘一個別V-2)助成金の交付日付を記録すべきである。

【状況】

高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成制度に係る受取確認資料を閲覧したところ、受領者からの受取のサイン(名前)の記載はあるものの、いつ支給(受給)したかの明記がなかった。

【改善事項】

交付期間が限定的であるものの、受領者からの受取のサインと合わせて、受領日(協会側の支払日)を記録すべきである。

【公益財団法人高松市国際交流協会】

(指摘一個別V-3)一括償却資産に係る会計処理及び注記事項に誤りがあった。

【状況】

財務諸表の注記に「1. 重要な会計方針(2)固定資産の減価償却の方法 工具器具備品 定額法 耐用年数3年」と記載されていた。当該団体の工具器具備品はパソコンであり、法人税法(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく耐用年数では4年とされている。また、減価償却資産で取得価額が200千円未満であるものを事業の用に供した場合において、一括償却資産として取り扱うことができる。一括償却資産の償却は、取得価額の合計額を一括償却対象額として、36で除しこれにその事業年度の月数を乗じて計算した金額とする(法人税法施行令第133条の2)。

したがって、現状の会計処理による場合、貸借対照表の科目は『工具器具備品』ではなく『一括償却資産』で記載し、当該事項の注記としては、『工具器具備品 耐用年数3年』ではなく、『一括償却資産 3年間の均等償却』と記載するのが適切である。

また、令和3年度の工具器具備品として計上されているパソコンは、いずれも令和元年度に取得されていることから、令和3年度末時点の帳簿価額を0で計上すべきであった。

単位:円	取得価額	減価償却累計額	期末残高
当該団体	444,744	371,924	72,820
あるべき金額	444,744	444,744	0
差額	0	72,820	△72,820

【改善事項】

一括償却資産に関する会計処理及び財務諸表の注記を適切に行う必要がある。

【公益財団法人高松市国際交流協会】

(意見一個別Ⅴ-4)協会誌の配布場所の検討を行うことが望ましい。

【状況】

TIA NEWS THE VOICE(協会誌)の発送先リストを確認したところ、人流が多く広報として効果的な場所(例:市の玄関となる空港や駅、港等)で配布されていなかった。

【改善事項】

協会誌の発送先を、毎年見直し、国際交流者の利用が想定される場所に効果的に配布することが望ましい。

【公益財団法人高松市国際交流協会】

(意見一個別Ⅴ-5)新たな財源獲得の検討を行うことが望ましい。

【状況】

市からの補助金や特定資産の運用利息が減少するなか、財源獲得の強化が必要になっている。現状の財務状況が続くと仮定すると、令和26年に特定資産が枯渇し、事業が行えなくなることが想定される。

【改善事項】

他の国際交流協会の財源確保の取組事例を収集し、検討すべきである。

運用利回りが低い安全資産による資産運用から、持続的な経営の観点からの資産運用の在り方を検討する必要がある。また、高松市市税条例及び同条例施行規則において指定されている税額控除対象団体であること等をPRし、寄付の募集、必要に応じてクレジット決済等の導入等により、増収につなげる取組を検討する必要がある。

VI 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー

1 概要

会社分類	公益財団法人
設立時期/沿革 事業概要	<p>平成6年9月27日設立</p> <p>国内外からのコンベンションの誘致及び支援等を行うことによる高松市及び香川県におけるコンベンションの振興、観光客の誘致及び受入れを行うことによる高松市及びその周辺地域における観光の振興、サンポート高松に人・物・情報を集めることによるサンポート高松のにぎわいの創出等を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>設立趣意書によると、市は国際観光都市づくりを進めるなかで、昭和48年にコンベンション都市宣言を行い、平成元年第3次高松市総合計画の中でコンベンション機能強化が位置付けられ、全国大会等に開催補助金を交付する等コンベンションの誘致に積極的に取り組み、平成5年11月に行政と民間が一体となった高松コンベンション都市推進協議会の設置を経て法人設立に至っている。</p> <p>定款に掲げられている事業は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際会議等の誘致及び支援などコンベンションを推進する事業 (2) コンベンション開催支援補助金等交付事業 (3) 観光客等の誘致及び受入れなど観光を振興する事業 (4) 新たな観光資源開発のための旅行業法に基づく旅行業 (5) サンポート高松のにぎわいを創出する事業 (6) 高松市及び香川県への旅行者の利便の増進並びに観光資源開発のための観光案内所の運営・管理の受託 <p>(補足情報)</p> <p>コンベンションとは、「人が非日常的に、モノ、情報、文化等の共通の目的をもって一定の場所に集合する催し」のことをいう(出典:財団法人高松コンベンション・ビューローについて(高松市 高松コンベンション都市推進協議会))。</p>
所在地	香川県高松市サンポート1番1号 高松港旅客ターミナルビル7階
情報公開	<p>決算書の公告(定款/寄付行為の定め)</p> <p>定款第45条 公告の方法「この法人の公告は、電子公告により行う。」とされている。</p>

	役員報酬の公表/役員の退職金支給の有無 役員報酬の公表:有り 役員の退職金支給:無し
--	--

2 市と外郭団体との関係性

所管課/政策関連部課	観光交流課						
市との関係 役員・職員	評議員 23 名、役員 21 名(理事 19 名/監事2名) うち派遣人数及び OB 人数は、評議員1名(創造都市推進局長)、理事1名(創造都市推進局参事)、副理事長1名(OB)、専務理事1名(OB) 職員については、観光振興部5名、コンベンション推進部5名、総務企画部4名、香川・高松ツーリストインフォメーション 13 名。 うち派遣人数及び OB 人数はなし。						
市の出資	出捐時期・金額:平成6年9月 27 日 300,000 千円 (その他、香川県 150,000 千円、民間からの寄附金 1,000 千円) 出資証券の有無・保有状況:有り。市の出納室にて保管。 「財団法人高松コンベンション・ビューロー出捐証書第2号」						
全体:出資金等	指定正味財産 542,906 千円						
出資比率	約 72.2% ※指定正味財産を分母に、市の出捐金及び市の基本財産積立金の合算を分子とした。						
市からの補助金等	市からの補助金の額(直近3か年) <table border="1" data-bbox="545 1279 1107 1429"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>106,907 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>74,419 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>79,965 千円</td> </tr> </table> 市からの負担金の額(直近3か年) 該当なし。 市からの指定管理料及び委託料の額(直近3か年) 該当なし。 市との賃貸借(無償含む)・目的外使用 <ul style="list-style-type: none"> ・旧高松市インフォメーションプラザの目的外使用(無償) ・高松駅前広場地下駐車場ラック棚の使用(有償) 債務保証/債務被保証の有無 いずれも該当なし。	令和元年度	106,907 千円	令和2年度	74,419 千円	令和3年度	79,965 千円
令和元年度	106,907 千円						
令和2年度	74,419 千円						
令和3年度	79,965 千円						
関連補助要綱の有無	高松市観光交流課関係団体運営等補助金交付要綱						

3 補助事業に関する監査

補助事業の概要 仕様書・協定書の有無	観光客及びコンベンションの誘致を中心に活動を行うことで、市の経済活性化はもとより、国際会議観光都市・高松のイメージアップに寄与するための事業活動に対して補助を行うものである。
補助事業に関するプロセス	<p>公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー補助金交付規程(改正平成 28 年規程第9号)に基づき、補助金交付申請書(様式第1号)の他、(1)事業計画書等、(2)収支予算書(様式第2号)、(3)その他書類による審査を行い、決定通知を提示、その後、その完了の日から起算して 20 日以内に補助事業実績報告書(様式第6号)等を確認の後、補助金交付を実施することとされている。</p> <p>市は、補助対象事業の執行状況に係る確認作業としては、事業報告書及び財務諸表による確認を行っているとのことであった。</p>

4 外郭団体が関連する関連施策

政策	訪れたい観光・MICE の振興																				
施策	観光客誘致の推進																				
事務事業	<p>① MICE 振興事業</p> <p>② 観光コンベンション振興推進事業</p>																				
関連成果指標	<p>① 香川県の延べ宿泊者数(単位:万人)【()内は計画値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>中間目標 (令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>438</td> <td>237</td> <td>217</td> <td>(396)</td> <td>(450)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 高松シンボルタワー来場者数(単位:人)【()内は計画値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>中間目標 (令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,315,000</td> <td>1,301,000</td> <td>1,284,000</td> <td>(2,024,000)</td> <td>(2,800,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>いずれの指標も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による行動制限のため、目標値を下回る結果となっている。</p>	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	中間目標 (令和4年度)	438	237	217	(396)	(450)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	中間目標 (令和4年度)	2,315,000	1,301,000	1,284,000	(2,024,000)	(2,800,000)
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	中間目標 (令和4年度)																	
438	237	217	(396)	(450)																	
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	中間目標 (令和4年度)																	
2,315,000	1,301,000	1,284,000	(2,024,000)	(2,800,000)																	

5 外郭団体の経営状況

(1) 財政状態(貸借対照表(資産・負債))について

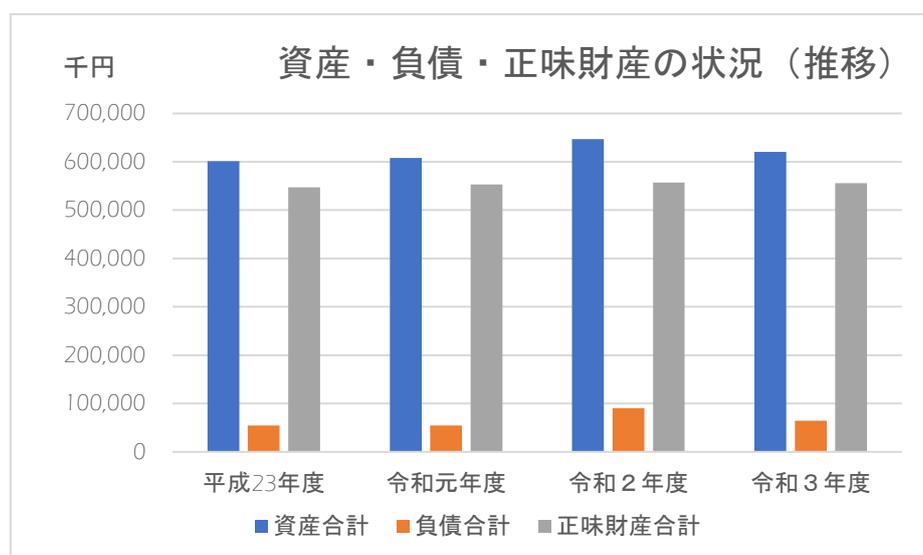
○資産

直近3か年において、概ね 600,000 千円を超える水準の資産を保有しており、10 年前と比較しても毀損の状況にないと考えられる。また、建物附属設備等を保有しているものの、大規模修繕を要する資産の保有はなく、固定資産を維持するための中長期的な財政負担はないもの

と考えられる。

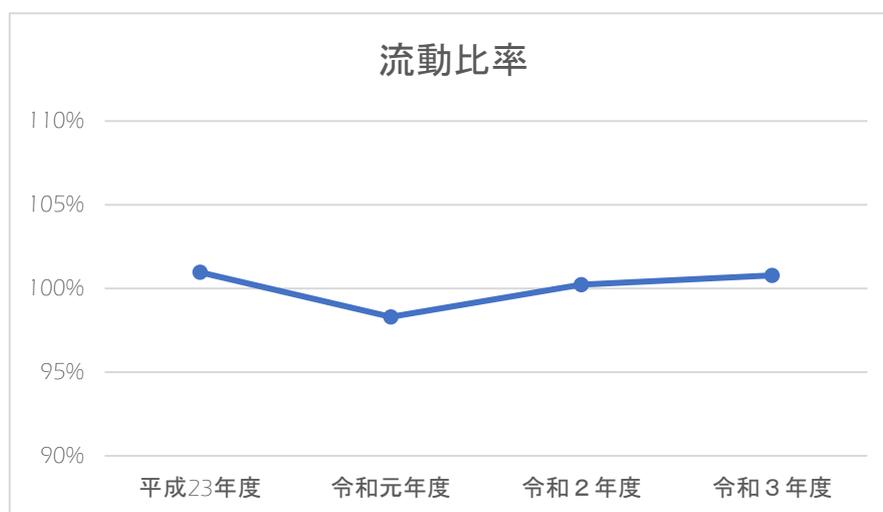
○負債

直近3か年において、未払金の増減により変動が生じている。未払金の支払いに備えて、流動資産の現金及び預金も変動している。10年前との比較で10,388千円負債が増加しているが、主に退職給付引当金の増加である。これは、将来の支出に備えた会計処理であり、財政状況の悪化を示唆する負債の増加傾向はないものと考えられる。



○流動比率

直近3か年概ね100%の水準で推移している。一般に流動比率は200%が目標とされており、それを下回る水準であることから、安全性が高い状況とは言えない。



(参考) 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー貸借対照表

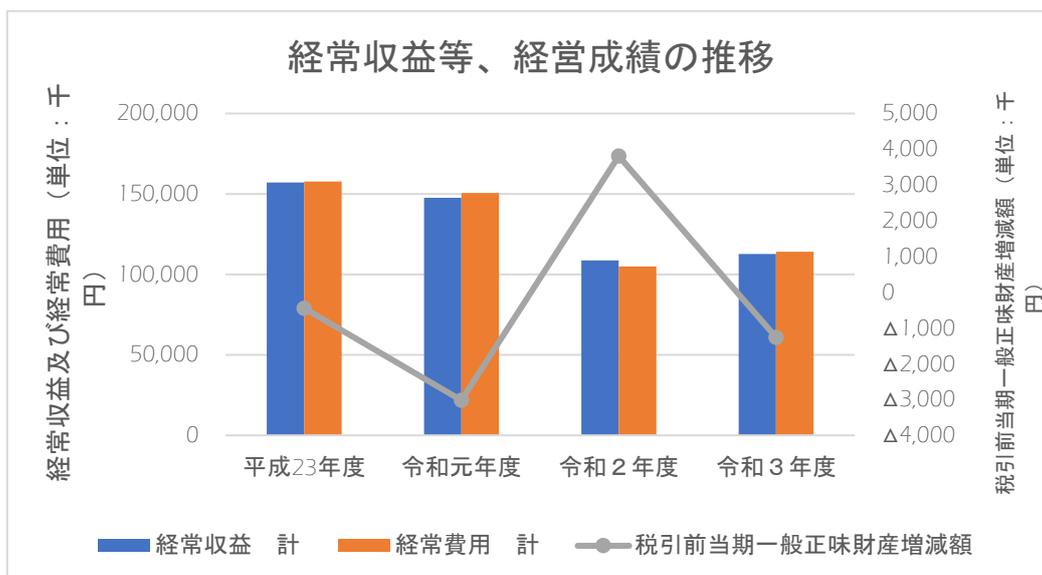
単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金及び預金	30,144	18,539	54,290	26,214
未収金	5,899	4,510	2,307	3,652
前払金	-	-	3	-
棚卸資産	891	1,960	2,221	1,858
流動資産合計	36,934	25,010	58,821	31,724
普通預金	-	0	0	0
定期預金	46,510	45,740	46,326	47,064
投資有価証券	499,098	498,054	497,651	497,248
基本財産合計	545,608	543,795	543,977	544,313
退職給付引当資産	15,612	29,391	31,202	33,202
供託金	3,000	3,000	3,000	3,000
資産取得資金	-	-	4,928	-
特定資産合計	18,612	32,391	39,130	36,202
建物	-	493	458	424
建物附属設備	-	114	103	92
器具備品	-	5,908	4,083	7,354
電話加入権	146	146	146	146
保証金	-	60	60	60
その他固定資産合計	146	6,720	4,849	8,076
土地	-	-	-	-
その他投資等	17	-	-	-
資産合計	601,317	607,916	646,778	620,315
未払金	33,900	21,472	55,148	28,391
未払費用	-	182	157	147
前受会費	-	10	-	-
預り金	1,345	753	744	840
賞与引当金	929	2,393	2,084	1,613
未払消費税等	408	632	551	489
流動負債合計	36,582	25,442	58,684	31,479
退職給付引当金	15,612	29,391	31,202	33,202
長期借入金(供託金分)	2,100	-	-	-
固定負債合計	17,712	29,391	31,202	33,202
負債合計	54,294	54,833	89,886	64,682
指定正味財産	542,906	542,906	542,906	542,906
一般正味財産	4,117	10,177	13,986	12,727
正味財産合計	547,023	553,083	556,892	555,633

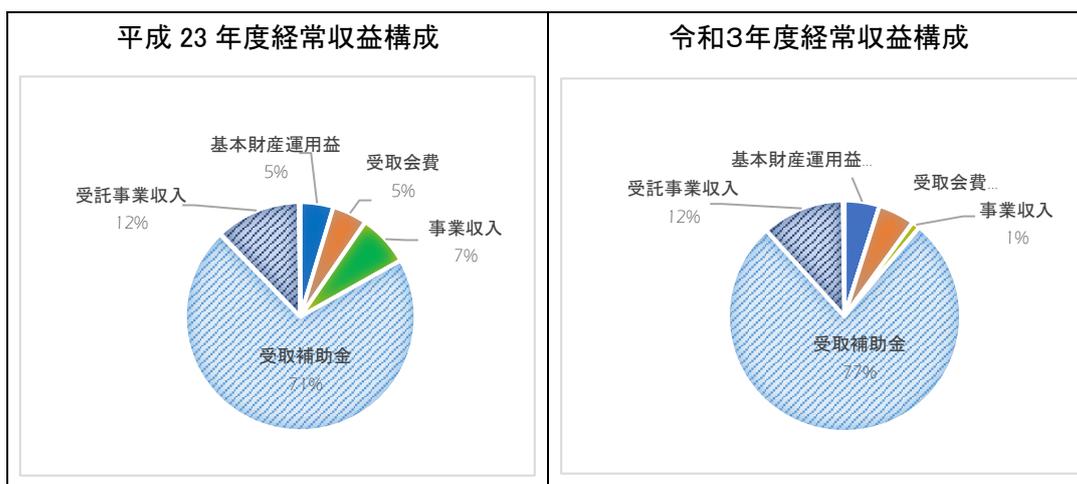
(2) 経営成績(損益計算書)について

○経常収益

直近3か年新型コロナウイルス感染症の影響で事業規模は縮小せざるを得ない状況にあり、対10年前比で約3分の1に減少している。



経常収益の構成としては、受取補助金の割合が高くなり、事業収入の割合が低くなっている。基本財産運用益や受取会費の構成割合は概ね変化がない。



以下の表のとおり、補助金及び受託事業収入への依存は大きく、仮に10年前の依存率まで下げるとすると、現行水準の経常支出を賄うための財源不足が生じ、基本財産の取崩し等が必要となる懸念がある。

指標名称	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金依存率※1	70.9%	78.5%	74.3%	77.2%
受託事業収入率※2	11.9%	12.1%	13.8%	11.5%
合計	82.8%	90.6%	88.1%	88.7%

※1 収入に占める補助金の割合(算定式:(市補助金収入/経常収益)×100)

※2 収入に占める受託事業収入の割合(算定式:(受託事業収入/経常収益)×100)

(参考)公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー 正味財産増減計算書

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般正味財産増減の部				
経常収益				
基本財産運用益	7,300	3,697	5,095	5,476
特定資産運用益	-	5	3	1
受取会費	7,695	6,865	6,740	5,735
事業収入	11,452	3,181	889	1,287
受取補助金	111,527	115,805	80,793	87,056
分担金収入	150			
受託事業収入	18,780	17,864	14,970	12,958
雑収入	294	170	274	231
経常収益合計	157,197	147,587	108,764	112,746
経常費用				
事業費	138,006	108,328	64,646	72,308
うち人件費	45,726	26,714	23,620	21,532
管理費	19,639	42,279	40,309	41,697
うち人件費	19,639	15,184	13,047	13,277
経常費用 計	157,645	150,607	104,954	114,004
評価損益等調整前当期経常増減額	△448	△3,020	3,809	△1,259
評価損益等		-	-	-
当期経常増減額	△448	△3,020	3,809	△1,259
経常外収益	-	-	-	-
経常外費用	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	△448	△3,020	3,809	△1,259
法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△448	△3,020	3,809	△1,259

6 現金・預金等の財産の管理状況について

(1)管理規程等の状況

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー処務規程(改正平成22年規程第9号)及び公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー財務規程(改正平成23年規程第15号)を設けている。

(2)現金管理状況

特筆すべき事項はない。

現金:当該団体が管理する現金収受はほぼないとのことであった。

印鑑:事務局長が鍵のかかる場所に保管している。

預金通帳:出納責任者(総務企画部長)が、印鑑とは別の鍵のかかる場所に保管している。

供託金証書等:出納責任者が鍵のかかる場所に保管している。

(3) 金庫の管理状況

特筆すべき事項はない。

(4) 保有資産のうち、遊休資産の有無・状況

遊休資産はない。

(5) 保有施設の更新(耐震化、長寿命化)計画の有無

該当なし。

(6) 保有資産において、有価証券等の運用資産の状況

ペイオフ対応として、定期預金は1行当たり 10,000 千円を限度として運用されている。

投資有価証券としては、国債、公債をはじめ、米国財務省中期証券、株式会社国際協力銀行政府保証外債を有している。令和3年度の決算書の満期保有目的債券の時価が帳簿価額を 19,000 千円上回っており、毀損の状況にはない。

単位:千円	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基本財産運用益	4,073 千円	5,095 千円	5,476 千円

(取引実施に関する意思決定機関)

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー資金運用規程(平成 29 年規程第5号)によると、理事の中から資金運用執行責任者を任命し、安全性の高い商品についてはその者が運用する商品を決定できることとされ、理事長は資金運用執行責任者を監督し、運用状況や結果の報告を随時求めることとされている。寄付者の意思や理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除き、法人の裁量により効率的に、安全性の高い商品で運用できることとされている。

(7) 直近3か年の配当の有無

該当なし。

7 所管課による評価及び課題認識について

市の掲げる関連政策の情報共有は行われており、当該政策課題に対しての取組については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い厳しい状況の中にはある。オンラインやハイブリッド型の MICE 開催等新型コロナウイルス禍における新たな開催手法のもとでの支援や経済効果を上げる施策が求められており、より一層の誘致活動の強化と開催支援体制の充実が期待されている。

しかしながら、当該団体運営の経営面においては、旅行商品収入や賛助会員収入の増加等を通じた自主財源の確保が厳しい状況にある点や、現状の職員構成が正職員2名、その他は嘱託職員であることから組織・人員体制上のリスクがあり、中長期的な運営における課題を有している。

(1) 自主財源の状況

単位:千円	平成 23 年度 (10 年前)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対 10 年前比
受取会費	7,695 千円	6,865 千円	6,740 千円	5,735 千円	74.5%
事業収入※	4,378 千円	3,181 千円	888 千円	1,287 千円	29.4%
自主財源計	12,073 千円	10,046 千円	7,628 千円	7,022 千円	58.2%

※広告等収入、使用料収入、参加料収入、旅行業販売収入、物品販売収入等の合計

(2) 会員数の状況

会員数については大きな変動がないものの、1法人当たりの口数が減少しており上表の受取会費は減少傾向にある。

単位:団体	平成 23 年度 (10 年前)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対 10 年前比
会員数	308	298	304	304	98.7%

8 指摘/意見

<p>【観光交流課、人事課行政改革推進室】 (指摘ー共通1)外郭団体の指針に基づく評価が行われていない。</p> <p>【状況】/【改善事項】 I 高松市土地開発公社9指摘/意見(指摘ー共通1)参照</p>

<p>【公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー】 (指摘ー個別VI-1)財務諸表の注記が適切に記載されていない。</p> <p>【状況】 「固定資産の減価償却の方法について ・有形固定資産 利用可能期間に基づく定額法によっている。」との記載があったが、資産ごとに利用可能期間を設定しておらず、法人税法(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく耐用年数を採用しているとのことであった。 また、「引当金の<u>経常基準</u>」で一部誤字があり、「引当金の<u>計上基準</u>」と表記すべきであった。</p> <p>【改善事項】 財務諸表のチェック体制を強化し、実体に合わせた記載(例:法人税法に基づく耐用年数)とすべきである。</p>
--

【公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー】

(指摘一個別Ⅵ-2)退職手当引当金の算定に誤りがあった。

【状況】

退職手当支給規程(※)に関して一部認識誤りがあり、退職給付債務が過小に計上されていた。

(現状の算定方法)年度末要支給額＝基本給×支給率＋調整額

(あるべき算定方法)年度末要支給額＝基本給×第3条に基づく倍率×支給率＋調整額

【改善事項】

退職手当支給規程に基づき、正確に算定すべきである。

※公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー職員退職手当支給規程(改正平成 29 年規程第9号)

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

(2)11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

(3)16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

(4)21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5)26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6)31年以上の期間については、1年につき100分の120

【公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー】

(指摘一個別Ⅵ-3)外貨建て満期保有目的債券に係る会計処理を適切に行うべきである。

【状況】

財務書類の注記(6)外貨建資産負債の換算方法において、外貨建有価証券(満期保有目的債券)につき、発生時換算法を採用しているが、公益法人会計基準に関する実務指針(2019

年3月19日 日本公認会計士協会)QA41「満期保有目的の債券については、外国通貨による償却原価(又は取得原価)に決算時の為替相場による円換算額を付する(外貨建債券について償却原価法を適用する場合における償却額は、外国通貨による償却額を期中平均相場により円換算した額による。)。この場合に生じる換算差額は「経常増減の部」の為替差損益として処理する。」こととされ、当該会計処理を行うべきであった。

【改善事項】

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー財務規程(改正平成23年規程第15号)「(財務事務処理の原則)第3条 ビューローの財務事務処理の原則は、公益法人会計基準の原則に従って経理しなければならない。」とあることから、公益法人会計基準に関する実務指針(2019年3月19日 日本公認会計士協会)QA41に準拠した会計処理を行うべきである。

【観光交流課、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー】

(意見一個別VI-4)中長期計画の立案がなされていない。

【状況】

MICE誘致等は2年以上前から着手する事業もあるものの、中長期的な事業の成果目標の設定や事業計画が立案されていない。また、当該団体の自主財源比率が低く、賛助会員事業者の増強(会員数及び口数の増加)が課題である。したがって、現況においては、市や県からの補助金に依存した運営に拠らざるを得ず、中長期的な計画を主体的に作成するのは難しい状況にあるとのことであった。また、職員の採用も嘱託職員に依存する状況にあり、職員待遇の改善や持続的な発展に向けた組織体制についても課題を有している。

『高松市外郭団体の運営等指導基準 12 事業及び財務管理』において「主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の事業及び財務管理について指導する。特定団体の設立目的を踏まえ、事業内容、活動状況、果たしている機能、市又は民間との役割分担等について、恒常的に見直しを行い、計画的かつ適正な業務運営の確保を図る。～(中略)～特定団体の計画的・安定的経営確立のため、施設稼働率や利用者数などについて、適切な成果指標を設定した中・長期的な経営計画を策定するものとする。」とされている。

【改善事項】

現況の課題等を市と共有し、中長期的に解決するための計画を立案すべきである。当該中期計画において、事業の成果目標、事業戦略(海外誘客、国内誘客、MICE振興、広報(プロモーション)、賛助会員の増強等の視点)や組織体制の強化策(人材育成、登用)等を構築すべきである。基本財産の運用による収入の安定化に加え、賛助会員目線の取組を強化し、会費収入及び事業収入の増額、ひいては市の財政負担の軽減、組織の持続的成長の基盤となることに期待したい。

【公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー】

(意見一個別Ⅵ-5)より分かりやすい財務報告を作成することが望ましい。

【状況】

各種内訳表の公益目的事業細目区分として、公1～公6の表記はあるものの、当該内容が分かりにくい状況にある。

現状)公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー 令和3年度決算より

正味財産増減計算書内訳表
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

科 目	公益目的事業会計							法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	共通		

他団体)公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー 令和3年度決算より

正味財産増減計算書内訳表
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

科 目	当年度	内訳										
		公益目的事業会計					収益事業等会計					法人会計 (管理費)
		公1 観光振興事業	公2 コンベンション事業	公3 7145/2019事業	共通	小計	収1 売掛事業等	他1 会員サービス事業	共通	小計		

【改善事項】

他の団体の事例等を踏まえ、分かりやすい表示を検討すべきである。

公益目的事業細目区分については、以下のとおり。

(公1) 国際会議等の誘致及び支援などコンベンションを推進する事業

(公2) コンベンション開催支援補助金等交付事業

(公3) 観光客等の誘致及び受入れなど観光を振興する事業

(公4) 新たな観光資源開発のための旅行業法に基づく旅行業

(公5) サンポート高松のにぎわいを創出する事業

(公6) 高松市及び香川県への旅行者の利便の増進並びに観光資源開発のための観光案内所の運営・管理の受託

VII 有限会社湯遊しおのえ

1 概要

会社分類	有限会社
<p>設立時期/沿革 事業概要</p>	<p>平成9年3月24日設立 第三セクターとなった日は平成9年7月28日</p> <p>塩江の観光及び地場産業を振興し、地域の持続的発展を図るため、平成9年に完成した「道の駅しおのえ」の農林産物加工品等展示即売施設「物産センター」を運営する団体として、旧塩江町と塩江町商工会青年部関係者の方らが第三セクター方式で設立した会社である。</p> <p>営業時間：午前8時から午後7時（11月から2月は午前8時から午後6時まで。火曜定休、祝日の場合はその翌日）</p> <p>施設：木造一部2階建（延べ床面積 187.94 m²）</p> <p>当該施設に関する条例等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 高松市塩江湯愛の郷センター条例 • 高松市塩江湯愛の郷センター条例施行規則 <p>定款に掲げられている事業は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農産・水産・畜産・林産物の生産、加工、販売及び販売斡旋業務 (2) 牧場、農場、農園の経営及び賃貸並びに農作業の請負 (3) 園芸用品の販売、賃貸及び種苗の販売 (4) 環境整備に関する調査、研究、企画、設計、管理業務の委託 (5) 環境保全・地域開発又は都市計画に関する調査、策定及び指導 (6) 工業・商業デザインの企画、設計、製作 (7) 情報通信システムの設計、施工、保守、管理 (8) 印刷物の企画製版、出版物の発行及び販売 (9) 書籍・新聞・文房具・事務用品・写真材料の販売 (10) 公告、宣伝の企画、製作及び代理店業 (11) 清掃業務の請負 (12) 梱包業及び梱包資材の販売 (13) 家庭用雑貨・荒物・金物・燃料・和洋小物類・インテリア用品・貴金属・アクセサリーの販売及びカタログ通信販売 (14) 家庭用ガラス製品の加工及び販売 (15) 服飾品・各種織物・毛皮類の加工及び販売

	(16) 美術工芸品・民芸品の製作、展示及び販売 (17) たばこ・酒類・切手・収入印紙・はがきの販売 (18) 食料品・飲料水の販売、輸出入及び販売の受託 (19) 旅館の経営及び飲食店業 (20) 興行・各種イベントの斡旋、企画、構成及び運営 (21) 前各号に付帯関連する一切の事業
所在地	香川県高松市塩江町安原上東 390 番地1
情報公開	決算書の公告(定款/寄付行為の定め) 特例有限会社であり、定款において公告の定めはない。 役員報酬の公表/役員の退職金支給の有無 役員報酬の公表:無し 役員の退職金支給:無し

2 市と外郭団体との関係性

所管課/政策関連部課	観光交流課 観光エリア振興室						
市との関係 役員・職員	役員6名(取締役5名/監査役1名) うち派遣人数及び OB 人数はなし。 職員5名(パート含む。) うち派遣人数及び OB 人数はなし。						
市の出資	出捐時期・金額:平成9年7月 16 日 2,250 千円 出資証券の有無・保有状況:有り。市の出納室にて保管。 「出資引受書 45 口」 令和4年2月 28 日現在の出資者数は、38(市含む)。						
全体:出資金等	資本総額:8,900 千円						
出資比率	25.28%						
市からの補助金等	市からの補助金の額(直近3か年) 該当なし。 市からの負担金の額(直近3か年) 該当なし。 市からの指定管理料及び委託料の額(直近3か年) <table border="1" data-bbox="544 1711 1107 1861"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>890 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>890 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>890 千円</td> </tr> </table> 市との賃貸借(無償含む)・目的外使用 倉庫:目的外使用料 8,102 円(令和3年度) 債務保証/債務被保証の有無	令和元年度	890 千円	令和2年度	890 千円	令和3年度	890 千円
令和元年度	890 千円						
令和2年度	890 千円						
令和3年度	890 千円						

	いずれも該当なし。
関連補助要綱の有無	該当なし。

3 「塩江湯愛の郷センター」に関する委託について

「塩江湯愛の郷センター」には、(1)浴場施設「行基の湯」と(2)農林産物加工等展示販売施設「道の駅しおのえ」がある。これらは、温泉資源を活用して市民の健康を保持増進し、レクリエーション等の場を提供するとともに、観光及び地場産業の振興に資するための施設である。市は、平成 19 年度から「塩江湯愛の郷センター」に指定管理者制度を導入し、塩江温泉旅館飲食協同組合が管理運営を行っている。有限会社湯遊しおのえは、その一部である観光物産館(物産センター)の運営を行っている。

市は「塩江湯愛の郷センター」の指定管理業務とは別に、県が「道の駅しおのえ」内に整備した駐車場、屋外トイレや案内所等の休憩施設の清掃・管理業務を委託している。物産館と併設した立地条件であることから最も効率的に行えるものとして非公募で業者を指名している。

市が当該団体へ管理委託している「塩江湯愛の郷センター」部分写真

屋外トイレ



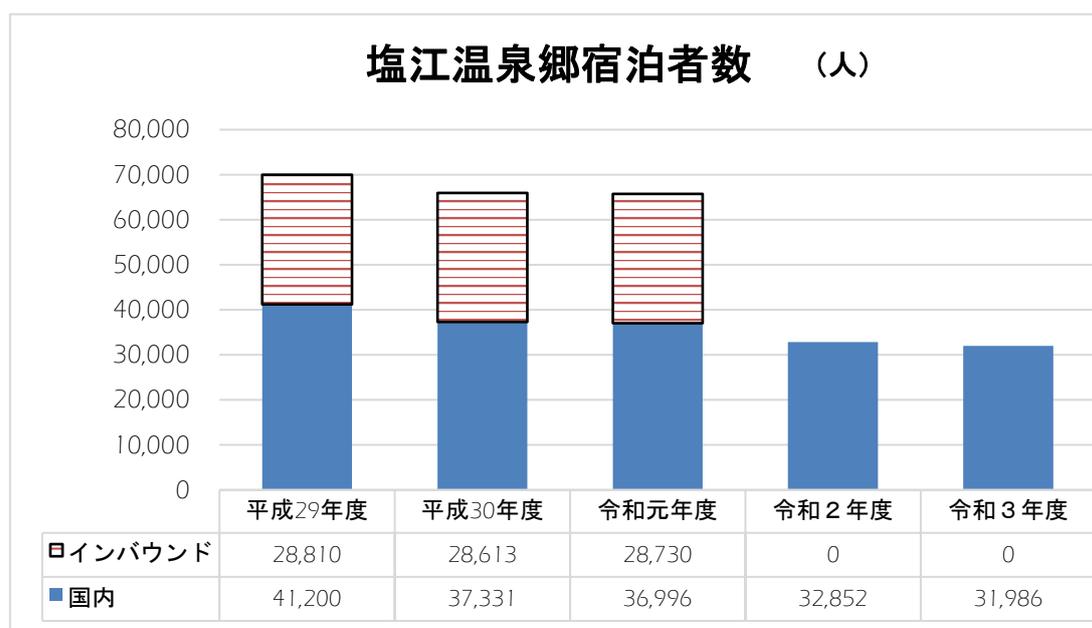
観光物産館



4 外郭団体が関連する関連施策

政策	訪れたい観光・MICE の振興				
施策	観光客受入環境の整備				
事務事業	塩江湯愛の郷センター管理運営事業				
関連成果指標	塩江温泉郷観光入込客数(単位:人)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(計画)	中期目標
入込客数	65,726	32,852	31,986	(42,000)	42,000
令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から休業要請等による影響を受け利用者数は大幅に減少した。					

(1) 塩江エリアの宿泊客推移



(出典:高松市観光交流課資料)

新型コロナウイルス感染症拡大防止による渡航制限に伴い、インバウンド需要が見込まれず、令和2年度及び令和3年度の観光客はそれまでの半分以下となっている。当該団体にとっても、経営環境としては厳しい状況にあった。また、令和2年 11 月に策定した「高松市塩江道の駅エリア整備基本計画」※に基づき、物販・飲食、温浴、観光情報発信等の複合的な機能を持つ観光関連施設と医療施設の一体的な整備を行うこととされている。当該団体が運営する観光物産館(物産センター)は令和6年度までの営業となり、今後リニューアルされる予定であることから事業運営の大きな転換点にある。

※「高松市塩江道の駅エリア整備基本計画」令和2年 11 月より、道の駅の目標と利用者イメージを抜粋することとする。

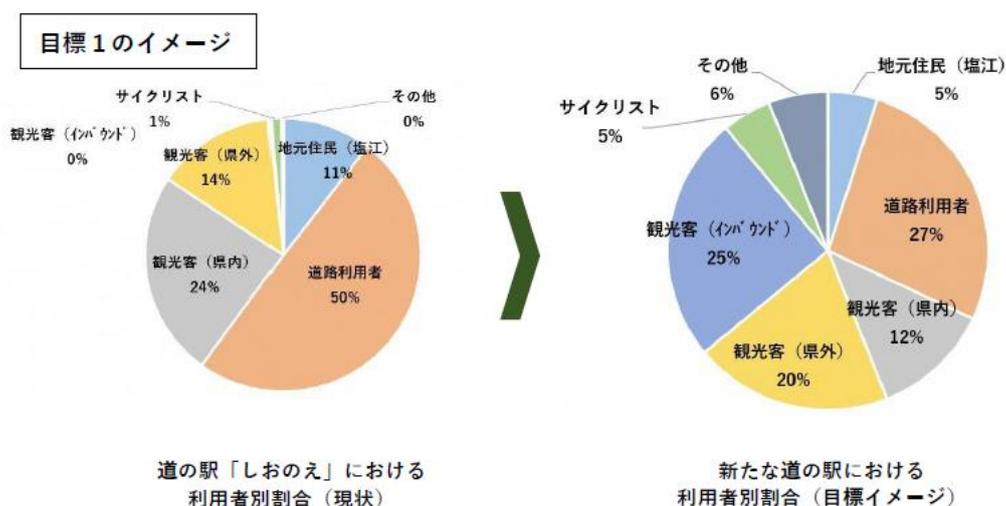
(1)「道の駅」の目標

【目標1】道の駅の利用者数を現在の2倍(約 26 万人)にすること。

【目標2】塩江地区の定住人口を維持・増加させること。

【目標3】塩江温泉郷の宿泊客数を約8万人(現在約7万人)にすること。

(2)「道の駅」の利用者イメージ



今後新たな「道の駅」が整備されることにより、農林業、観光業の産業振興の場として、地域の特産物を普及する受け皿拠点が強化されることにより、若い世代の担い手が参入し、人口減少及び産業の衰退に対する効果が期待されている。事業者間のマッチング等により、「塩江」という地域の魅力、培ってきた産業の継承されることが重要な鍵となるため、地域の様々なネットワークを活用し取り組む必要がある。

5 外郭団体の経営状況

(1)財政状態(貸借対照表(資産・負債))について

○資産

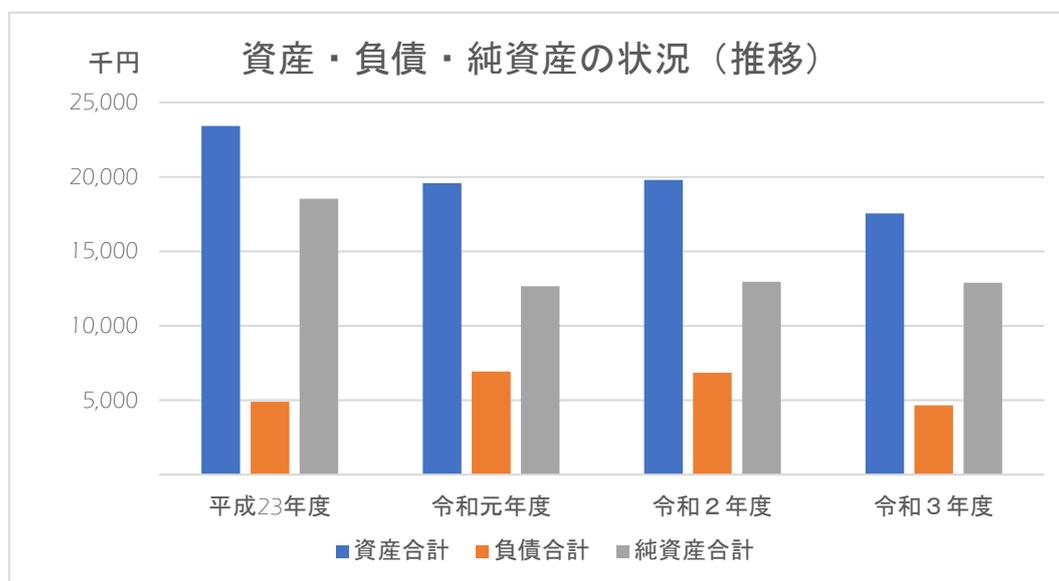
直近3か年において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による営業自粛に伴う売上高の減少により、流動資産が減少傾向にある。10年前と比較すると、6,084千円毀損しており、経営状態は悪化しているものと考えられる。当該団体は、大規模修繕を要する資産の保有はなく、固定資産を維持するための中長期的な財政負担はないものと考えられる。

○負債

当該団体の負債は、主に仕入代金と給与の未払金であり、大きな変動はない。中小企業退職金共済制度へ加入しており、退職金に係る負債の計上は必要ない状況にあると考えられる。

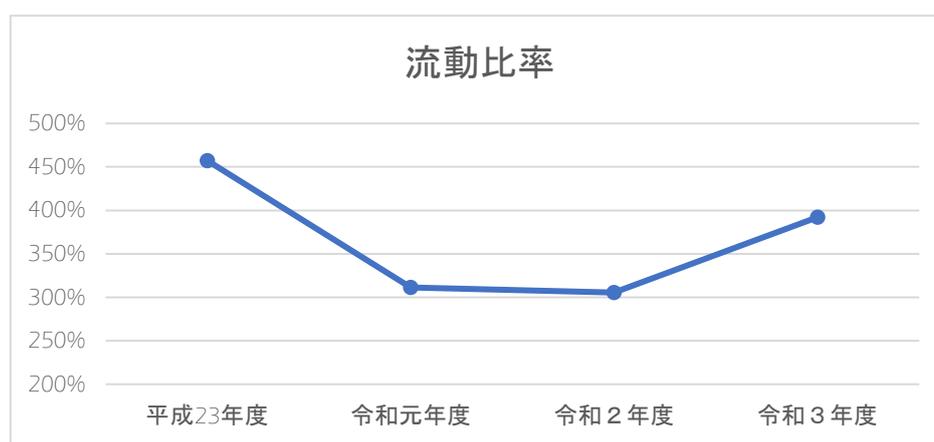
○純資産

直近3か年において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による営業自粛に伴う売上高の減少により、赤字が続いており、純資産は減少傾向にある。



○流動比率

直近3か年において、300%を超える水準にある。10年前(約457%)と比較すると減少に転じており、財務安全性が低下している状況にある。



(参考)有限会社湯遊しおのえ 貸借対照表

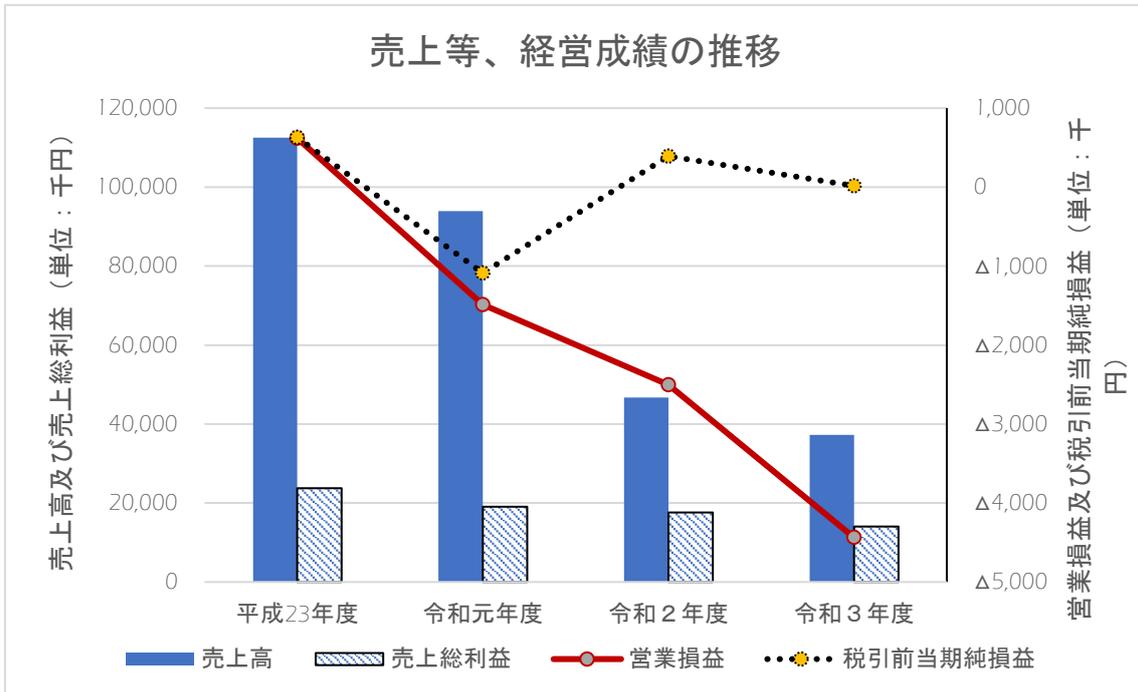
単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金及び預金	19,241	14,233	14,337	10,559
売掛金	134	88	791	503
未収入金	980	1,223	1,199	3,584
立替金	26	25	49	50
商品	1,528	1,498	1,485	1,541
貯蔵品	41	49	77	42
仮払金	38	-	-	-
短期貸付金	375	-	-	-
流動資産合計	22,363	17,118	17,939	16,279
建物	411	162	131	100
建物附属備品	41	0	0	0
車両運搬具	-	0	0	0
器具備品	554	2,228	1,656	1,100
有形固定資産合計	1,007	2,390	1,787	1,199
出資金	50	60	60	60
その他の資産合計	50	60	60	60
固定資産合計	1,057	2,450	1,847	1,259
資産合計	23,420	19,567	19,786	17,538
買掛金	3,063	3,152	3,206	2,099
未払金	1,363	1,352	1,418	1,282
未払法人税等	40	80	80	80
未払消費税等	422	347	603	225
リース債務	-	464	464	464
預り金	4	105	101	2
流動負債合計	4,891	5,500	5,872	4,152
リース債務	-	1,426	962	498
固定負債合計	-	1,426	962	498
負債合計	4,891	6,926	6,834	4,650
資本金	8,900	8,900	8,900	8,900
利益剰余金	9,629	3,750	4,059	3,996
純資産計	18,529	12,650	12,959	12,896

(2) 経営成績(損益計算書)について

○売上高/営業損益/税引前当期純損益

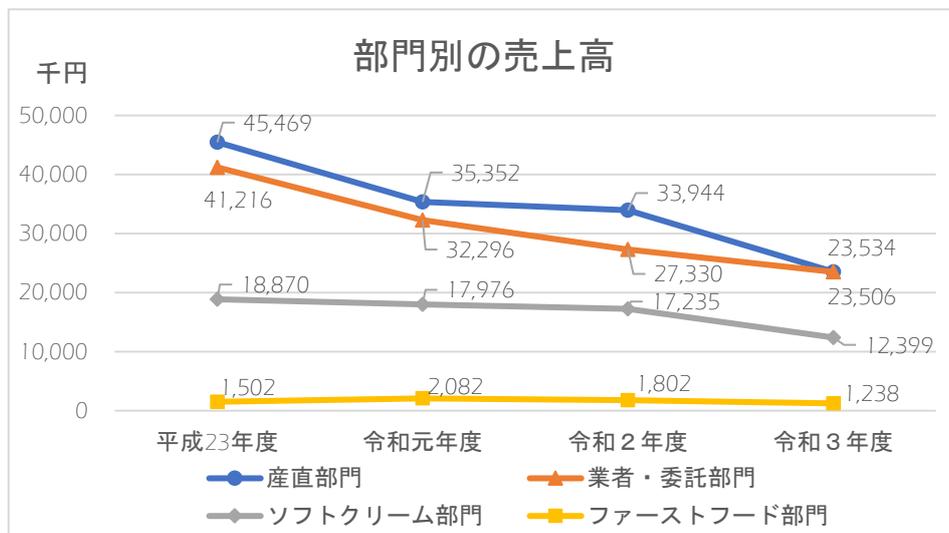
直近3か年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、営業を自粛したことに伴い大幅に減少し赤字に転落している。また、10年前と比較しても大幅に減少している。



○部門別の売上高

産直部門や業者・委託部門については、対10年前比で大幅に減少している。

部門	平成23年度 (15期)	直近3か年平均値	対10年前比
産直部門	45,469 千円	30,943 千円	△31.9%
業者・委託部門	41,216 千円	27,711 千円	△32.8%
ソフトクリーム部門	18,870 千円	15,870 千円	△15.9%
ファーストフード部門	1,502 千円	1,708 千円	13.7%



(参考)有限会社湯遊しおのえ 損益計算書

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	112,480	93,961	46,706	37,276
売上原価	88,733	74,877	29,117	23,201
売上総利益	23,747	19,084	17,589	14,075
販管費	23,128	20,573	20,093	18,512
うち人件費	13,483	12,367	12,240	11,243
営業損益	618	△1,489	△2,504	△4,436
営業外収益	11	401	2,893	4,453
営業外費用	-	-	-	-
経常損益	629	△1,088	390	17
特別利益	-	-	-	-
特別損失	-	0	-	-
税引前当期純損益	629	△1,088	390	17
法人税等	237	80	80	80
税引後当期純損益	392	△1,168	310	△63

6 現金・預金等の財産の管理状況について

(1)管理規程等の状況

経理規程はない。

レジ担当者のほか、経理責任者による確認による牽制機能が働いている。

(2)現金管理状況

特筆すべき事項はない。

現金:鍵のかかる場所に保管している。

印鑑:鍵のかかる場所に保管している。

預金通帳:印鑑とは別の鍵のかかる場所に保管している。

(3)金庫の管理状況

特筆すべき事項はない。

(4)保有資産のうち、遊休資産の有無・状況

遊休資産はない。

(5)保有施設の更新(耐震化、長寿命化)計画の有無

保有施設ではないものの、「道の駅」の再整備事業が開始している。

(6)保有資産において、有価証券等の運用資産の状況

ペイオフ対応として、定期預金は1行当たり10,000千円を限度として運用されている。

定期預金以外に運用資産はない。

(7) 直近3か年の配当の有無

過去にあるものの、直近3か年は該当なし。

7 所管課による評価及び課題認識について

新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化、地域の減少、担い手の高齢化といった課題を有しているという認識であった。

8 指摘/意見

【観光交流課観光エリア振興室、人事課行政改革推進室】 (指摘－共通1) 外郭団体の指針に基づく評価が行われていない。
【状況】/【改善事項】 I 高松市土地開発公社9指摘/意見(指摘－共通1)参照

【観光交流課観光エリア振興室、有限会社湯遊しおのえ】 (意見－個別Ⅶ－1) 会社の存続可否を検討すべきである。
【状況】 職員の平均年齢が高く、事業承継上のリスクが顕在化している。平均年齢は、役員 63 歳(6名)、正規社員 46 歳(3名)、パート・アルバイト 66 歳(2名)である。 また、産直部門や加工品の委託販売の売上高も 10 年前と比較すると約 30%減少している。 令和3年度決算によると、純資産額は 12,896 千円と資本金 8,900 千円を上回っている状況にあるものの、今後、赤字が続くと仮定すると、純資産価値(投下資本の回収額)は出資額を下回る可能性がある。
【改善事項】 「道の駅」の整備事業と合わせて、地域商工業振興の担い手確保の観点から、市として当該団体の事業継続のための「出資」を継続する(第三セクター方式の会社を存続させる)か、投下資本を回収するか否かを検討する必要がある。

VIII 株式会社高松市食肉卸売市場公社

1 概要

会社分類	株式会社
設立時期/沿革 事業概要	<p>平成 11 年 10 月 4 日設立</p> <p>平成 11 年 10 月に開設した高松市食肉センターにおいて、食肉卸売市場の開設、獣畜の屠殺処理に伴う副産物の販売委託業務及び冷凍保管に関する事業等を行い、高松市民をはじめ一般消費者に、より安全で新鮮な牛肉を供給することを目的としている。</p> <p>また、当該団体が当該センターで開設する食肉市場を租税特別措置法第 25 条第 1 項第 1 号で規定される、畜産農家が肉用牛の売却による農業所得課税の特例(注)を受けられる認定市場(平成 12 年 1 月 31 日付け農林水産省指令 12 畜 A 第 101 号、租税特別措置法施行令第 17 条第 2 項第 4 号)にすることにより、市内をはじめとする畜産農家の経営安定に資している。</p> <p>(注)家畜改良増殖法により登録されている肉用牛又は売却価額が一頭 1,000 千円未満の肉用牛(その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には 800 千円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には 500 千円未満とする。)は、食肉公社の発行する肉用牛売却証明書により税務上免税措置を受けられる特例である。</p> <p>定款に掲げられている事業は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 食肉の卸売市場の開設並びに経営管理に関する事業 (2) 食肉及び屠殺解体処理に伴う副産物の販売委託業務に関する事項 (3) 食肉及び屠殺解体処理に伴う副産物の冷凍保管に関する事業 (4) 前各合に附帯する一切の事業
所在地	香川県高松市郷東町 587 番地 197
情報公開	<p>決算書の公告(定款の定め)</p> <p>定款第 5 条 公告の方法 「当会社の公告は、官報に掲載してする。」とされている。</p> <p>役員報酬の公表/役員退職金支給の有無</p> <p>役員報酬の公表:無し</p> <p>役員退職金支給:有り</p>

2 市と外郭団体との関係性

所管課/政策関連部課	農林水産課
市との関係 役員・職員	役員8名(取締役7名/監査役1名) うち派遣人数及びOB人数はなし。 職員についても、OB及び現役の市の職員の派遣等はなし。
市の出資	出捐時期・金額:平成11年10月15,000千円 出資証券の有無・保有状況:有り。市の出納室にて保管。
全体:出資金等	資本金29,950千円
出資比率	50.1%
市からの補助金等	市からの補助金の額(直近3か年) 該当なし。 市からの負担金の額(直近3か年) 該当なし。 市からの指定管理及び委託料の額(直近3か年) 該当なし。 市との賃貸借(無償含む)・目的外使用 食肉センターの施設(有償) 債務保証/債務被保証の有無 いずれも該当なし。
関連補助要綱の有無	該当なし

3 外郭団体が関連する関連施策

政策	地域を支える産業の振興と経済の活性化
施策	農林水産業の振興
下部計画	—
関連成果指標	—(当外郭団体に対しての直接的な関連成果指標はない。)

4 外郭団体の経営状況

(1) 財政状態(貸借対照表(資産・負債))について

○資産

現金及び預金について、令和3年度は平成23年度と比較して25,886千円増加しているが、その主な要因は、事故共済の預り金の増加に伴うものであり、ほぼ同額が負債として預りに計上されている。当該預り金部分を除いた実質的に使用できる現金及び預金に大幅な増減は見受けられない。また、当該団体の健全度を示す流動比率については、近年110%前後であり、大きな懸念はない。

売掛金について、令和元年度から令和2年度にかけて44,358千円増加しており、売上高に

については減少傾向にあるものの、これは決算月である3月の売上高が、令和2年度は令和元年度と比較して110,469千円増加したことに伴うものであり、異常な増加とは言えない。また、貸倒引当金についても近年 2,000 千円前後で推移しているが、実際に滞留している債権や貸倒れた実績はなく、法人税法上の法定繰入率により計算した結果に伴うものであり、債権の回収状況も現在のところ問題はない。

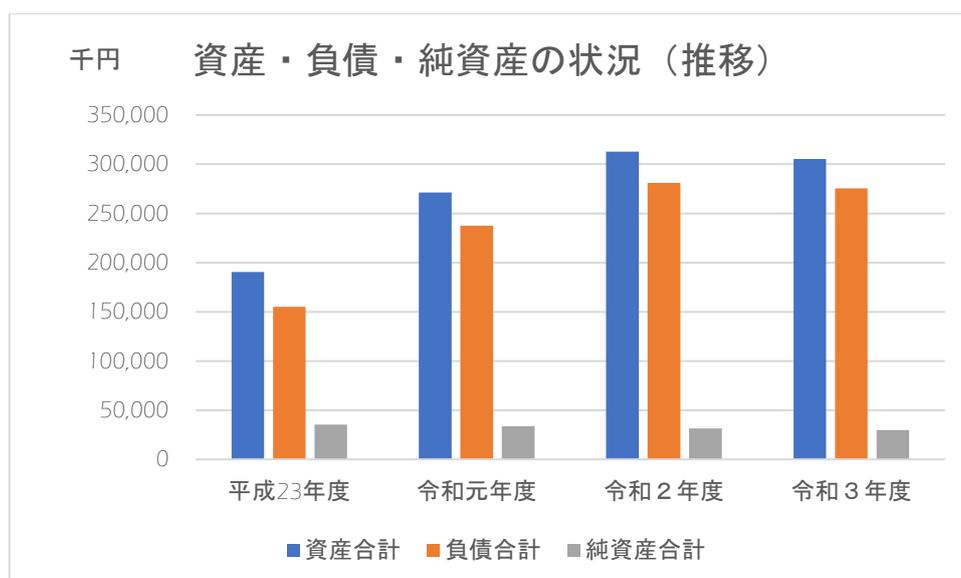
○負債

買掛金については、令和元年度から令和2年度にかけて 44,121 千円増加しているが、これは上述の売掛金同様3月の売上高の増加によるものである。

また、預り金については平成 23 年度と比較して令和3年度は大幅に増加しているが、これも現金及び預金で上述したとおり事故共済の預り金の増加に伴うものである。

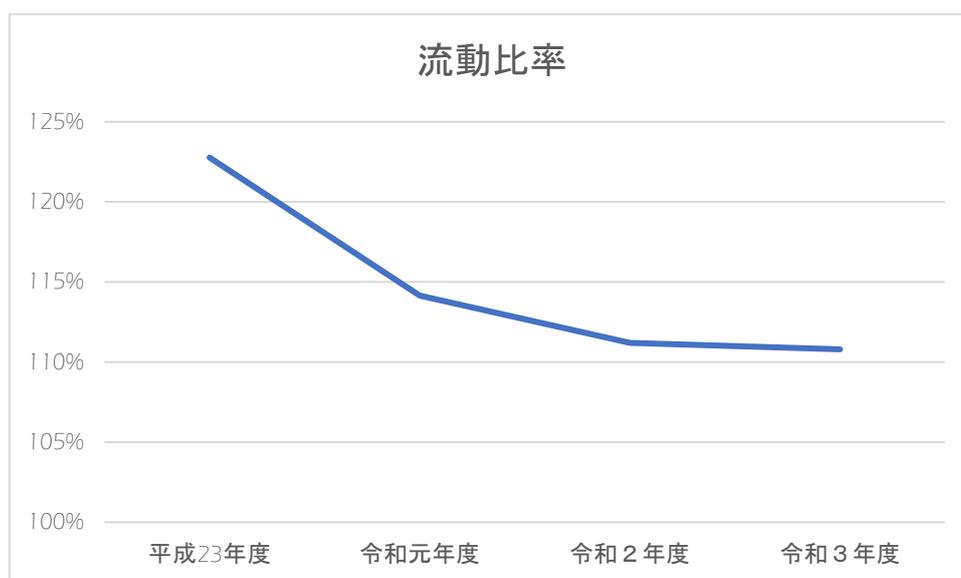
○純資産

売上高の減少に伴い、純資産は減少傾向にある。



○流動比率

直近3か年は概ね 110%超の水準で推移している。一般的に流動比率は 200%が目標とされており、それを下回る水準であることから、安全性が高い状況とは言えない。



(参考)株式会社高松市食肉卸売市場公社 貸借対照表

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金及び預金	52,235	73,499	71,204	78,122
売掛金	139,487	199,488	243,846	229,296
貸倒引当金	△1,381	△1,940	△2,422	△2,281
仮払金	-	-	16	-
流動資産合計	190,341	271,047	312,644	305,136
有形固定資産合計	-	-	-	-
電話加入権	73	73	73	73
無形固定資産合計	73	73	73	73
資産合計	190,414	271,120	312,716	305,209
買掛金	137,398	197,805	241,926	228,239
未払金	4,989	8,071	1,424	1,387
預り金	12,656	31,558	37,785	45,773
流動負債合計	155,043	237,434	281,135	275,399
固定負債合計	-	-	-	-
負債合計	155,043	237,434	281,135	275,399
資本金	29,950	29,950	29,950	29,950
利益剰余金	5,421	3,736	1,631	△140
純資産合計	35,371	33,686	31,581	29,810

(2)経営成績(損益計算書)について

○収益

収入の部の金額の大部分は、生産者から販売先に記載された販売金額が売上高として計

上されているが、実質的な当社の収益は、当該販売金額の 3.5%の市場手数料である。したがって、売上高と仕入高は同額の計上となっている。

○費用

支出の部の金額の大部分は仕入高であるが、この金額については上述の売上高での説明のとおり生産者から販売先への販売金額である。また、次いで多いのは出荷奨励金であり、令和3年度決算においては 88,313 千円計上(支出の部の 1.6%)している。内容は、生産者に対する奨励金(リベート)となっている。

(参考)株式会社高松市食肉卸売市場公社 損益計算書

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入の部				
売上高	3,296,624	4,838,755	4,710,652	5,195,055
市場手数料	115,379	169,354	164,870	181,824
証明書調整金	46	3	7	7
雑収入	1,694	-	14	-
賃貸料	-	2,619	262	262
貸倒引当金戻入益	-	-	-	141
収入の部合計	3,413,743	5,010,731	4,875,805	5,377,289
支出の部				
仕入高	3,296,624	4,838,753	4,710,651	5,195,054
出荷業務料	40,538	69,526	65,922	74,558
出荷奨励金	56,040	82,256	80,078	88,313
事業経費一般管理費	13,034	13,699	11,038	11,019
集荷特別対策費	4,999	3,942	4,443	4,676
完納奨励金	1,292	1,729	1,860	1,892
補償基金負担金	-	-	3,230	3,326
法人税等充当額	541	206	206	206
雑損失	-	-	-	16
貸倒引当金繰入	△128	319	482	-
支出の部合計	3,412,939	5,010,430	4,877,910	5,379,060
当期純利益	804	300	△2,105	△1,771

5 現金・預金等の財産の管理状況について

(1) 現金管理状況

現金は、なるべく高額を保有しないようにしており、多くとも 30 千円程度までとしている。また、現金での売掛金の回収もあるが、なるべく振込による支払いを販売先にお願ひし、現金で回収した場合であっても、遅くとも回収してから数日以内には金融機関に預け入れるように心がけているとのことであった。

(2) 預金管理状況

預金通帳は従業員が管理しているが、印鑑はその上長が保管しており、従業員が単独で振り込みができない体制を構築している。

(3) 金庫の管理状況

特筆すべき事項はない。

(4) 保有資産のうち、遊休資産の有無・状況

遊休資産はない。

(5) 保有施設の更新(耐震化、長寿命化)計画の有無

市との賃貸借契約により当該団体は、事務所を使用しており事務所の直接の所有者ではなく、市の所有となっている。

したがって、修繕については市の負担により実施される。

なお、当該団体では、中長期的な修繕計画は策定していないが、当該施設が建設されてから長期間経過しており、老朽化が進む施設設備等の補修・修繕について懸念事項と捉らえている。

(6) 保有資産において、有価証券等の運用資産の状況

該当なし。

(7) 直近3か年の配当の有無

該当なし。

6 所管課による評価及び課題認識について

高松市食肉センターにおける屠畜頭数は、増加傾向にあるものの、当該団体における受託頭数は毎年前年度対比約2%程度減少している傾向にある。これは、生産者の大規模化に伴い、租税特別措置法による農業所得課税の特例を受けることができないため、当該団体が発行する売却証明書が不要となり、当該団体を通さない取引が増加しているためである。

他方、現在の事務所は建築から約 25 年程度経過しており、老朽化が進んでいる。事務所は、当該団体ではなく市が保有しており、近年、軽微な修繕工事は行われているが、今後は大規模な修繕が必要と見込まれるため、中長期の修繕計画の策定に取り組んでいるところである。

また、今後は BCP(事業継続計画)の策定が求められるため、市、高松食肉事業協同組合及び当該団体の3者が一体となって作成を進めていく予定にしている。

(1) 枝肉等の受託頭数推移

項目	平成 23 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対 10 年前比
屠畜頭数	9,073	10,064	10,946	11,293	+2,220
受託頭数	6,537	5,828	6,270	6,257	△280
受託割合	72.0%	57.9%	57.3%	55.4%	△16.6%
取扱高	3,296,624 千円	4,838,755 千円	4,710,652 千円	5,195,055 千円	+1,898,431 千円

食用肉牛の大型化やブランド化に伴い、受託頭数は 10 年前と比較すると減少しているが、取扱高は増加傾向にある。

7 指摘/意見

【農林水産課、人事課行政改革推進室】

(指摘ー共通1)外郭団体の指針に基づく評価が行われていない。

【状況】/【改善事項】

I 高松市土地開発公社9指摘/意見(指摘ー共通1)参照

【農林水産課、株式会社高松市食肉卸売市場公社】

(意見ー個別Ⅷー1)生産者による租税特別措置法の利用状況を確認することが望ましい。

【状況】

租税特別措置法の利用に必要な売却証明書はほぼ 100%発行しているとのことであるが、食用肉牛の大型化やブランド化等により、1頭当たりの売却価格は上昇傾向にあり、令和3年度における1頭当たりの売上高(=売上高÷受託頭数)は約 830 千円と 10 年前の平成 23 年度の1頭当たりの取扱高約 504 千円と比較すると 1.5 倍以上となっている。そのため、租税特別措置法を利用していない生産者も増加傾向にあるのではないかと考えられる。

【改善事項】

当該団体の設立目的の一つは、租税特別措置法による課税の特例を受けることにあり、当該特例を受けている生産者の実数を把握することは必要であると考え。したがって、当該団体を利用する生産者から租税特別措置法の利用状況等のアンケート調査を行う等、当該団体の今後の方向性を決める判断材料の一つとすべきである。

また、売却証明書は 100%発行しているとのことであるが、当該証明書が不要な生産者には

発行しないことで事務の効率化にもつながると考えられる。

【株式会社高松市食肉卸売市場公社】

(意見一個別Ⅷ-2) 中長期計画の立案がなされていない。

【状況】

受託割合が減少している現況を踏まえると今後、当該団体の収益性は悪化することが見込まれるが、中長期的な目標計画の立案がなされていない。

『高松市外郭団体の運営等指導基準 12 事業及び財務管理』において「主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の事業及び財務管理について指導する。特定団体の設立目的を踏まえ、事業内容、活動状況、果たしている機能、市又は民間との役割分担等について、恒常的に見直しを行い、計画的かつ適正な業務運営の確保を図る。～(中略)～特定団体の計画的・安定的経営確立のため、施設稼働率や利用者数などについて、適切な成果指標を設定した中・長期的な経営計画を策定するものとする。」とされている。

【改善事項】

現況の課題と、中長期的に解決するための計画を立案し、事業戦略や組織体制の強化策等を構築し、持続可能な運営につなげることが望ましい。

【株式会社高松市食肉卸売市場公社】

(意見一個別Ⅷ-3) 役員退職慰労引当金を計上することが望ましい。

【状況】

令和元年6月に役員退任慰労金規程が作成され、役員の高齢化に伴い役員退任慰労金の支給が行われているが、役員退職慰労引当金の計上が行われていない。

【改善事項】

役員の高齢化に伴い、今後も役員退任慰労金の支給は発生する可能性があり、また、当該規定によりその支給額を見積ることができるため、毎事業年度末日における役員退任慰労金の要支給額に基づく役員退職慰労引当金を計上し、事業の経営成績及び財政状態を明らかにすることが望ましい。

【株式会社高松市食肉卸売市場公社】

(意見一個別Ⅷ-4) より分かりやすい財務報告を作成することが望ましい。

【状況】

当該団体の損益計算書は、収入の部と支出の部でのみ分かれており、売上総利益や営業利益、経常利益等の各段階損益が分かりにくい状況である。

【改善事項】

会社計算規則上、計算書類の様式については特段の定めはないものの、会社計算規則第 89 条から第 94 条までにおいて、各段階損益を表示しなければならないとされている。当該団体の損益計算書ではそれが表示されていないため、一般社団法人日本経済団体連合会が公表している「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」等を参考にしながら、より分かりやすい財務報告を作成し、経営の意思決定に活用することが望ましい。

IX 有限会社香南町農業振興公社

1 概要

会社分類	有限会社
設立時期/沿革 事業概要	<p>平成 13 年5月1日設立</p> <p>旧香南町時代に香南町花卉園芸団地管理運営主体組織及び、食料の安定供給・町土の保全等から耕作放棄地の解消を視野に入れた農業公社として、農地を取得できる農業生産法人の要件を備えた第三セクターを設立し、特色ある地域農業を形成・推進することを目的としている。</p> <p>定款に掲げられている事業は以下のとおり。</p> <p>(1) 農産物・畜産物の生産・販売</p> <p>(2) 農産物加工品・畜産物加工品の製造・販売</p> <p>(3) 農業用施設の利用貸付・管理運営</p> <p>(4) 農作業の受託・代行・請負</p> <p>(5) 飲食店の経営及び各種飲食物の販売</p> <p>(6) 公園施設の経営</p> <p>(7) 前各号に付帯する一切の事業</p>
所在地	香川県高松市香南町岡 1270 番地 13
情報公開	<p>決算書の公告(定款の定め)</p> <p>無し</p> <p>役員報酬の公表/役員退職金支給の有無</p> <p>役員報酬の公表:無し</p> <p>役員退職金支給:無し</p>

2 市と外郭団体との関係性

所管課/政策関連部課	農林水産課
市との関係 役員・職員	<p>役員5名(取締役4名/監査役1名)</p> <p>うち派遣人数及びOB人数はなし。</p> <p>職員についても、OB及び現役の市の職員の派遣等はなし。</p>
市の出資	<p>出捐時期・金額:平成 13 年5月 9,500 千円</p> <p>出資証券の有無・保有状況:有り。市の出納室にて保管。</p>
全体:出資金等	資本金 10,000 千円
出資比率	95%
市からの補助金等	<p>市からの補助金の額(直近3か年)</p> <p>該当なし。</p>

	<p>市からの負担金の額(直近3か年)</p> <p>該当なし。</p> <p>市からの指定管理料及び委託料の額(直近3か年)</p> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>10,901 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>14,120 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>14,254 千円</td> </tr> </table> <p>市との賃貸借(無償含む)・目的外使用</p> <p>指定管理業務に関する施設の無償賃貸借 債務保証/債務被保証の有無</p> <p>いずれも該当なし。</p>	令和元年度	10,901 千円	令和2年度	14,120 千円	令和3年度	14,254 千円
令和元年度	10,901 千円						
令和2年度	14,120 千円						
令和3年度	14,254 千円						
関連補助要綱の有無	該当なし。						

3 外郭団体が関連する関連施策

政策	地域を支える産業の振興と経済の活性化
施策	農林水産業の振興
下部計画	香南アグリーム管理運営等事業
関連成果指標	—(評価対象外)

4 外郭団体の経営状況

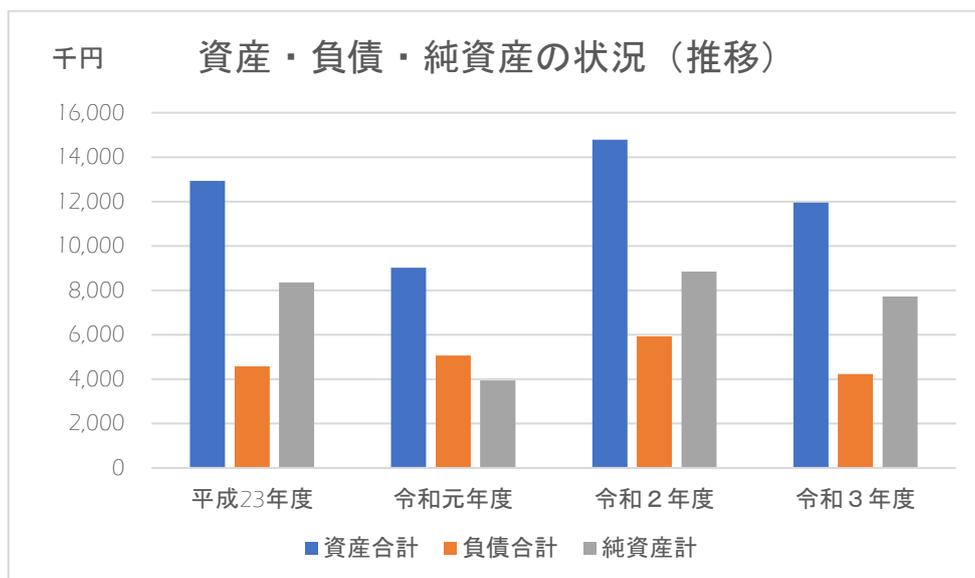
(1) 財政状態(貸借対照表(資産・負債))について

○資産

現金及び預金について、令和3年度は平成 23 年度と比較して 3,796 千円減少しているが、他方、売掛金残高は 4,128 千円増加しており、現在は回収に懸念のある売掛金先はないとのことであり、運営上問題はないが、売掛金の回収遅延や貸倒れが生じた場合には、資金繰りが厳しくなる恐れがある。

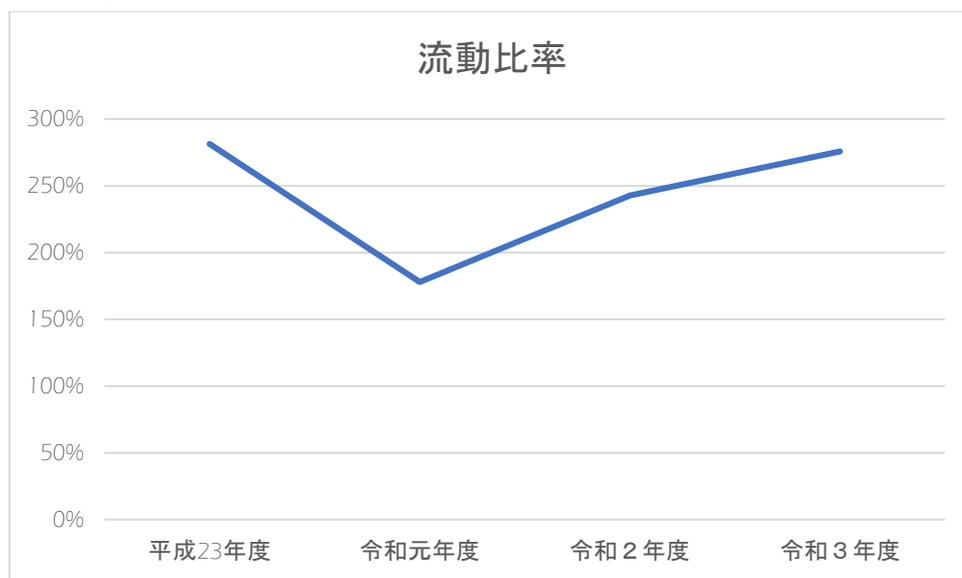
○負債

負債については、10 年前と比較しても特に大幅な増減はない。役員退職慰労引当金等将来の支出に備えた負債は計上されていないが、役員退職金規程は現状整備されておらず、過去にも支給した実績がないため、今後も支給しないのであれば、役員の退任に伴う財政状況の悪化はないものと見込まれる。



○流動比率

一般的に目標とされている 200%を上回る水準で推移しており、現在のところ安全性は高いと考えられる。



(参考)有限会社香南町農業振興公社 貸借対照表

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金及び預金	10,558	8,257	7,745	6,762
売掛金	7	55	5,678	4,135
棚卸材料	219	274	188	199
貯蔵品	350	319	433	375
リサイクル預託金	-	-	7	7
未収入金	1,709	109	193	191
仮払金	17	-	154	-
流動資産合計	12,861	9,014	14,396	11,667
車両運搬具	32	-	-	125
工具器具備品	42	-	383	157
有形固定資産合計	74	-	383	282
資産合計	12,935	9,014	14,779	11,949
買掛金	915	654	799	686
未払金	2,388	2,569	3,386	2,162
未払費用	572	581	380	610
前受金	240	464	-	-
法人税充当金	80	80	314	80
未払消費税	376	718	757	392
預り金	-	-	-	6
仮受金	-	-	297	297
流動負債合計	4,571	5,067	5,934	4,231
固定負債合計	-	-	-	-
負債合計	4,571	5,067	5,934	4,231
資本金	10,000	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	△1,636	△6,052	△1,154	△2,283
純資産計	8,364	3,948	8,846	7,717

(2) 経営成績(損益計算書)について

○収益

売上高は、10年前と比較すると香南朝市の売上の増加や喫茶部門や体験工房の利用者の増加による増収であったが、前年度対比では長引く新型コロナウイルス感染症の拡大防止等による施設利用者の減少により、約21,995千円の減収となった。

○費用

原価率については、10年前と比較すると改善傾向にあるものの、販管費については、増加傾向にある。これは、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や物価高騰に伴う経費の増加が考えられる。

(参考) 有限会社香南町農業振興公社 損益計算書

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	55,285	56,704	83,730	61,735
うち市からのもの	-	10,901	14,120	14,254
売上原価	33,214	31,353	52,413	35,125
売上総利益	22,071	25,351	31,318	26,610
販管費	21,774	24,878	29,812	32,392
うち人件費	13,481	12,006	12,471	11,097
営業損益	297	472	1,505	△5,782
営業外収益	141	738	3,710	4,804
うち市からのもの	-	-	-	-
営業外費用	13	3	3	149
経常損益	426	1,206	5,212	△1,128
特別利益	-	-	-	-
特別損失	-	-	-	-
税引前当期純利益	426	1,206	5,212	△1,128
法人税等	80	80	314	80
税引後当期純利益	346	1,126	4,898	△1,208

5 現金・預金等の財産の管理状況について

(1) 管理規程等の状況

経理規程はない。

現金管理者のほか、社長による確認による牽制機能が働いている。

(2) 現金管理状況

特筆すべき事項はない。

現金:鍵のかかる場所に保管している。

印鑑:鍵のかかる場所に保管している。

預金通帳:印鑑とは別の鍵のかかる場所に保管している。

(3) 預金管理状況

預金通帳についても現金同様にロッカーで保管しており、鍵は管理者が管理しているとのことであった。

(4) 金庫の管理状況

特筆すべき事項はない。

(5) 保有資産のうち、遊休資産の有無・状況

遊休資産はない。

(6) 保有施設の更新(耐震化、長寿命化)計画の有無

指定管理業務として、香南アグリームの維持・管理を行っている当該団体は、香南アグリームの直接の所有者ではなく、市の保有となっている。

現状では、1,300 千円までの修繕については当該団体の負担により、1,300 千円を超える修繕については市の負担により実施される。

なお、当該団体では中長期的な修繕計画は策定していないが、当該施設が建設されてから長期間経過しており、老朽化が進む施設設備等の補修・修繕について懸念事項ととらえている。

(7) 保有資産において、有価証券等の運用資産の状況

該当なし。

(8) 直近3か年の配当の有無

該当なし。

6 所管課による評価及び課題認識について

新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用者の客足が遠のいている。また、物価の高騰に伴い、損益分岐点が上がってきており、現在の指定管理料では経営が厳しい状況になっている。

病害により、当該団体の収穫体験の柱の一つであるさつまいもの生産量が十分に確保できず、今後数年間この状況が続く見込みとのことである。

さらに、香南アグリームは特徴的な建物になっているが、それ故に維持・管理に必要な支出は平均的な建築物よりも多額になっており、現在の収益ではまかなうことが厳しい状況になっている。

7 指摘/意見

【農林水産課、人事課行政改革推進室】 (指摘ー共通1)外郭団体の指針に基づく評価が行われていない。
【状況】/【改善事項】 I 高松市土地開発公社9指摘/意見(指摘ー共通1)参照

【有限会社香南町農業振興公社】 (指摘ー個別区ー1)株主名簿を作成すべきである。
【状況】 現在、当該団体において株主名簿が作成されていない。
【改善事項】 会社法第 121 条で、株主名簿の作成は義務付けられており、当該団体のような特例有限会

社においてもそれは変わらない。株主名簿を整備せずに放置しておく会社法第 976 条によって 1,000 千円以下の過料になる場合もあるため、速やかに作成・保管すべきである。

【有限会社香南町農業振興公社】

(指摘一個別区-2) 通帳残高と帳簿残高が一致していなかった。

【状況】

令和4年3月末現在の通帳残高と帳簿残高を照合したところ、若干ではあるが差異が生じていた。要因としては、保有する預金通帳の内、1つの通帳についてはほとんど使用されておらず、それ故に記帳を怠ったことによるものであるとのことであった。

【改善事項】

通帳への記帳については、少なくとも決算時においては記帳し、通帳残高と帳簿残高を照合すべきである。また、使用しない(必要でない)預金口座については、不正利用の温床にもつながるため口座の閉鎖も検討すべきと考える。

【農林水産課、有限会社香南町農業振興公社】

(意見一個別区-3) 施設の老朽化対策を検討することが望ましい。

【状況】

施設の老朽化に伴い、その維持管理のコストが増加している。当該団体が管理する香南アグリームの施設は特徴的な設計になっており、それ故、一般的な施設と比較して、維持管理コストが高くなっている。

【改善事項】

今後必要と想定される維持管理コストと改築するコストを長期的な視点から検証し、現在の施設を維持するか否かを検討することが望ましい。

また、香南アグリームが所在する場所は、一般道から少し入った場所にあるため、現在ののような特徴的な施設を建設する必要がないとも考えられるため、仮に改築する場合であっても、将来の維持管理コストも考慮した上で検討することが望ましい。

【農林水産課、有限会社香南町農業振興公社】

(意見一個別区-4) 他団体との連携による活動を強化することが望ましい。

【状況】

当該団体が管理する香南アグリームの施設は、一般道から少し入った場所にあり、近隣を自動車等で走行しただけでは、施設の有無や実施している事業の内容を確認することが困難な状況である。

【改善事項】

当該団体が行っている農業体験は、高松市だけでなく、県内の他市町やひいては県外からも訪れるほどの潜在能力はあるにも関わらず、収益性が低い状況である。

香南アグリームが所在する高松空港近隣の他の団体と連携したイベントの実施や教育現場との連携等は近年取り組んできているため、今後はその効果検証を行い、高松空港近隣のみならず市の関連する他の団体と連携する等引き続き香南アグリームへ市民や観光客が足を運ぶ仕組みづくりとすべきである。

【有限会社香南町農業振興公社】

(意見一個別区一5) 中長期計画の立案及び会社の存続可否を検討すべきである。

【状況】

役員の平均年齢が高く、事業承継上のリスクが顕在化している。

また、令和3年度決算によると、純資産額は7,717千円と資本金10,000千円を下回っている状況であり、現在、物価の高騰や維持管理コストの増加、病害等による農作物の不作により農業体験が十分に実施できない状況にあり今後も赤字が続くと仮定すると、純資産価値(投下資本の回収額)が更に下がる可能性がある。

【改善事項】

令和元年度に香南アグリームの活性化に向けた検討会が実施され、学識経験者を含めた第三者による提言書が当該団体に対して提出されており、当該提言書を参考に様々な取組を行っているとのことである。しかしながら、当該提言書は具体性に欠けており、当該団体として提言書で挙げられた課題等を中長期的に解決するための具体的な計画を立案し、事業戦略や組織体制の強化策等を構築することが望ましい。

また、上述した施設の老朽化への対応とともに、市として当該団体の事業継続のための「出資」を継続する(第三セクター方式の会社を存続させる)か、投下資本を回収するか否かを検討することが望ましい。

【有限会社香南町農業振興公社】

(意見一個別区一6) 経理規程を作成することが望ましい。

【状況】

現在、当法人においては経理規程が作成されていない。

【改善事項】

経理規程を作成することが望ましい。

経理規程は、内部規程であるため作成義務ではないものの、下記のような効果がある。

① 経理規程を作成することにより、経理業務における不正やミスの発見、及び防止機能を

高め、内部監査機能を盛り込むことで財務諸表の信頼性と処理効率性を高める。

- ② 経理業務の詳細を定形化することで業務の効率化を図り、正確な企業情報をタイムリーに収集・分析することが可能となる。
- ③ 経理業務では様々な関連法令(企業会計原則・税法等)を遵守する必要があり、これらの法令に則って、会計処理を行なうことにより法律を厳守することができる。
- ④ 経理担当者が代わったとしても規程を参照することにより、正しい会計処理やルールを理解することができ、業務に支障をきたすことなく、帳簿を締めることができる。

市の外郭団体として間接的に公金を扱う以上、適切な内部規程による経理業務が望ましい。

X 公益財団法人高松市文化芸術財団

1 概要

会社分類	公益財団法人
設立時期/沿革 事業概要	<p>平成 15 年 1 月 29 日設立</p> <p>新しいまちづくりが進むサンポート高松において、広く内外の人々が集い、交流するためのコンベンション機能を兼ね備えた、「市民文化の新たな創造拠点」としての新市民会館が整備されることを契機に、多様な文化芸術活動への支援や市民参加によって、人と人、心と心がふれあう、地域に根ざした高松らしい文化の創造と交流に寄与することを目的としている。</p> <p>定款に掲げられている事業は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民の自主的な文化芸術活動に対する支援、育成 (2) 市民の文化芸術活動への参加促進及び鑑賞機会の提供 (3) 文化芸術の交流、連携及び情報提供 (4) 地方公共団体から指定または委託を受ける文化施設等の管理運営 (5) 地方公共団体から委託を受ける文化芸術の振興普及 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
所在地	香川県高松市サンポート2番1号
情報公開	<p>市の決算書の公告(定款/寄付行為の定め)</p> <p>定款より公告の方法は電子申告によることとされている。</p> <p>役員報酬の公表/役員の退職金支給</p> <p>役員報酬の公表・・・無し</p> <p>役員の退職金支給・・・無し</p>

(1) 当該団体が管理するサンポートホール高松(高松市文化芸術ホール)の概要

施設の規模

所在地	香川県高松市サンポート2番1号
敷地	宅地 9,047.08 m ² 県・市共有地 市持分 4,561/6,932
延床面積	ホール施設部分 21,677.72 m ² 地下駐車場市部分 5,762.60 m ² (県・市共有のうち市持分面積) <u>共用部市部分 9,620.15 m²(換算面積)</u> 合計 37,060.47 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、梁一部鉄骨造(免震構造) 地上7階(ホール施設部分)、地下2階(地下駐車場)
主な機能	芸術・文化の支援・育成機能、鑑賞・参加機能、交流・情報機能、貸館機能
着工	平成 13 年8月
竣工・引渡し	平成 16 年2月
開館	平成 16 年5月 20 日

(出典:高松市文化芸術ホール指定管理者 選定要項)

(2) 施設内容

① 大ホール

1) 概要

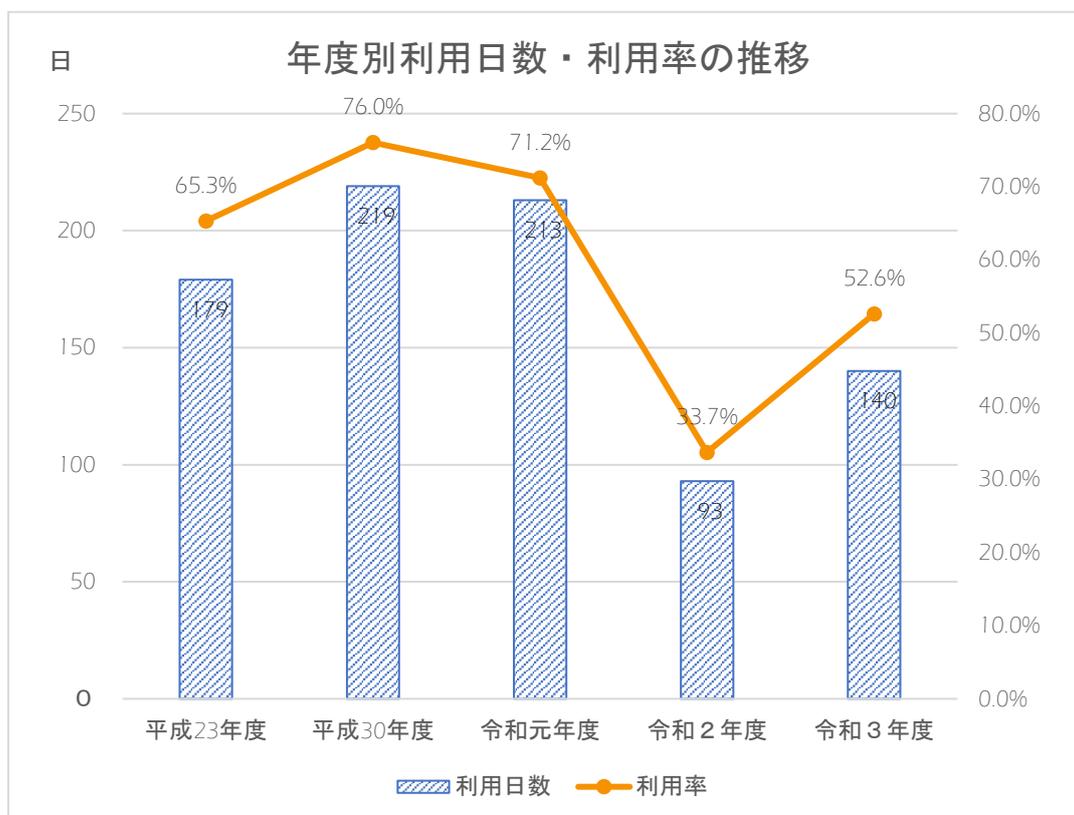
プロセニウム型、1,500 席

(客室可変機構付 車椅子席:18 席、親子席:16 席、オーケストラピット席:126 席含む)



2) 利用状況

室名	年度	利用日数	利用可能日	利用率	来館者数(人)
大ホール	平成23年度	179	274	65.3%	111,418
	平成30年度	219	288	76.0%	126,517
	令和元年度	213	299	71.2%	108,931
	令和2年度	93	276	33.7%	19,231
	令和3年度	140	266	52.6%	48,544



② 第1小ホール

1) 概要

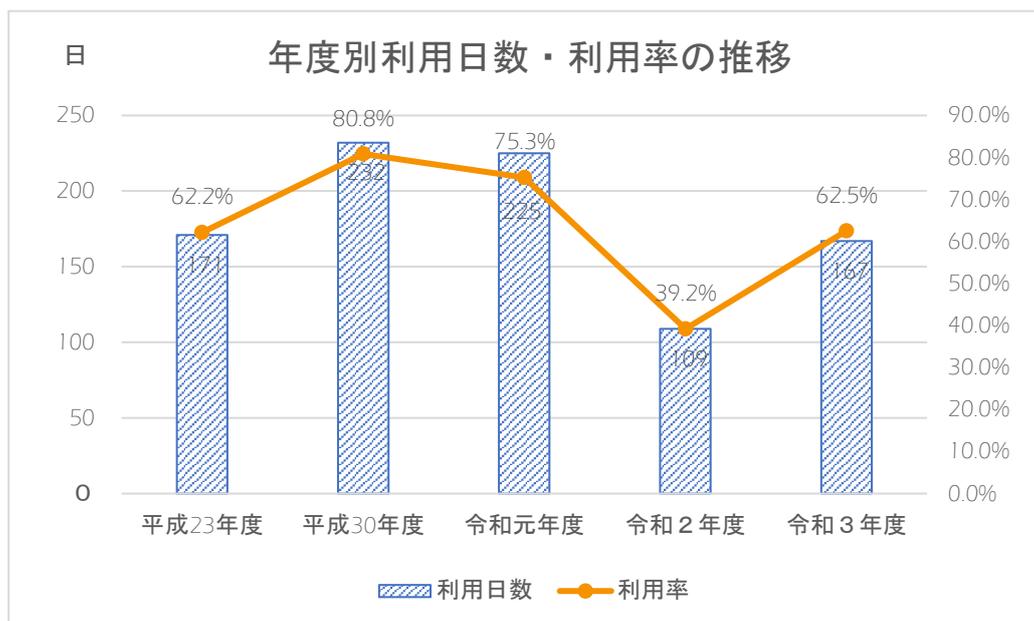
プロセニウム型、312 席

(内訳 客席:222 席、前舞台席:78 席、車椅子席:8 席、親子席:4 席)



2) 利用状況

室名	年度	利用日数	利用可能日	利用率	来館者数(人)
第1小ホール	平成23年度	171	275	62.2%	23,716
	平成30年度	232	287	80.8%	27,716
	令和元年度	225	299	75.3%	26,414
	令和2年度	109	278	39.2%	5,979
	令和3年度	167	267	62.5%	11,286



③ 第2小ホール

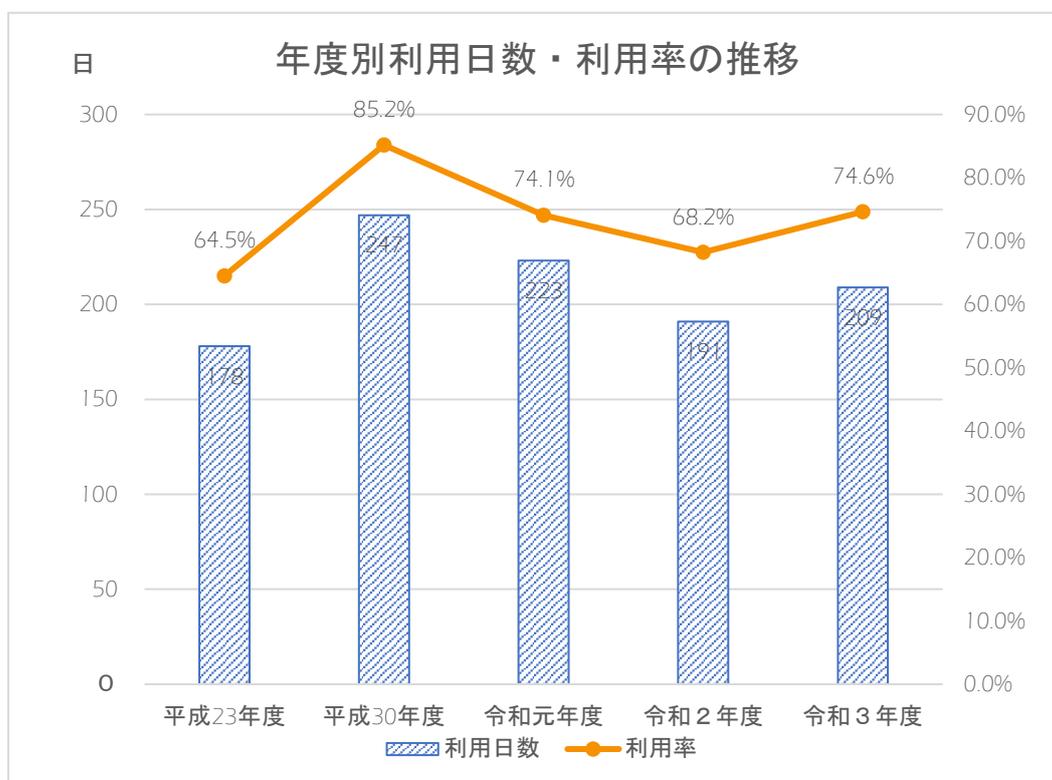
1) 概要

フリースペース型、308 席(壁面収納式移動観覧席 最大 275 席、連結式移動観覧席:22 席、車椅子席:8席、親子席:3席)
(平土間利用時:最大 500 席)



2) 利用状況

室名	年度	利用日数	利用可能日	利用率	来館者数(人)
第2小ホール	平成23年度	178	276	64.5%	28,072
	平成30年度	247	290	85.2%	29,839
	令和元年度	223	301	74.1%	24,176
	令和2年度	191	280	68.2%	8,676
	令和3年度	209	280	74.6%	11,497



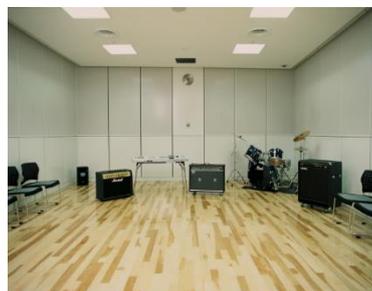
④ リハーサル室・練習室

1) 概要

リハーサル室3室、
練習室6室



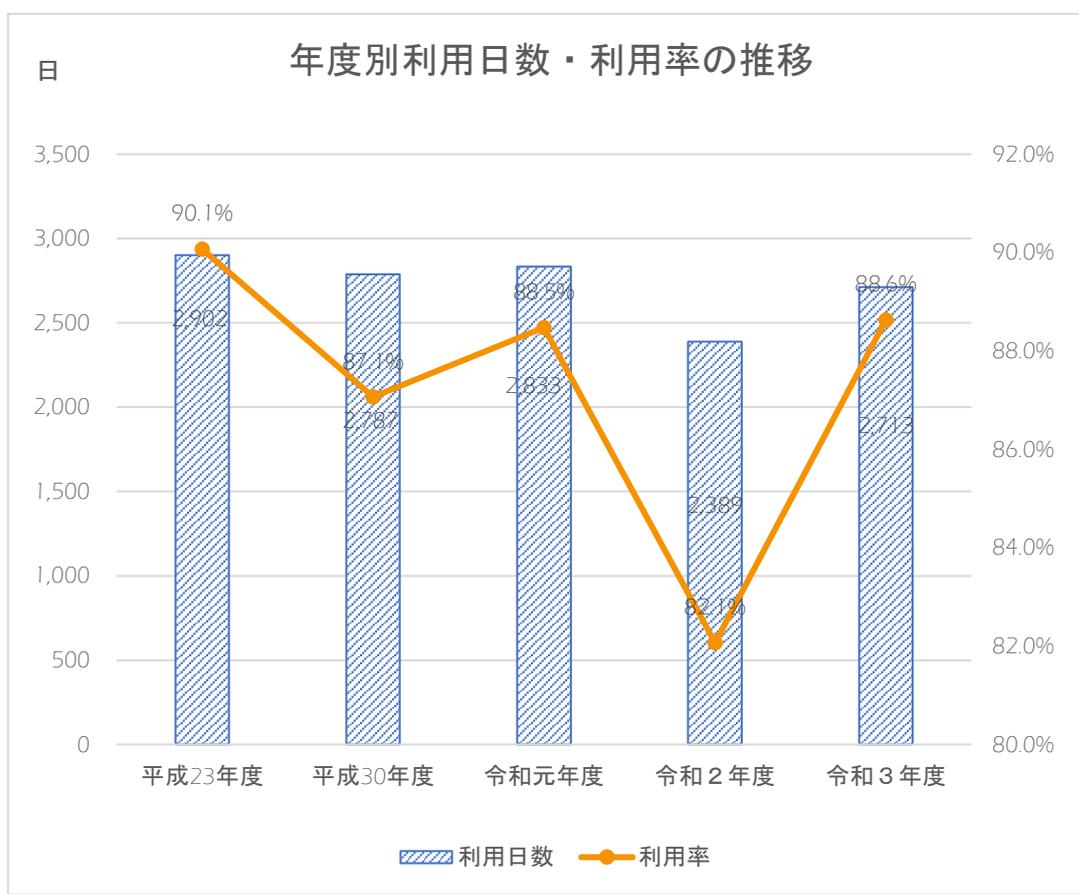
リハーサル室



練習室

2) 利用状況

室名	年度	利用日数	利用可能日	利用率	来館者数(人)
リハーサル室(3室) 練習室(6室)	平成23年度	2,902	3,222	90.1%	46,155
	平成30年度	2,787	3,201	87.1%	46,865
	令和元年度	2,833	3,202	88.5%	44,951
	令和2年度	2,389	2,911	82.1%	26,098
	令和3年度	2,713	3,061	88.6%	31,487



⑤ 会議室等

1) 概要

大・中・小会議室、和室、控室



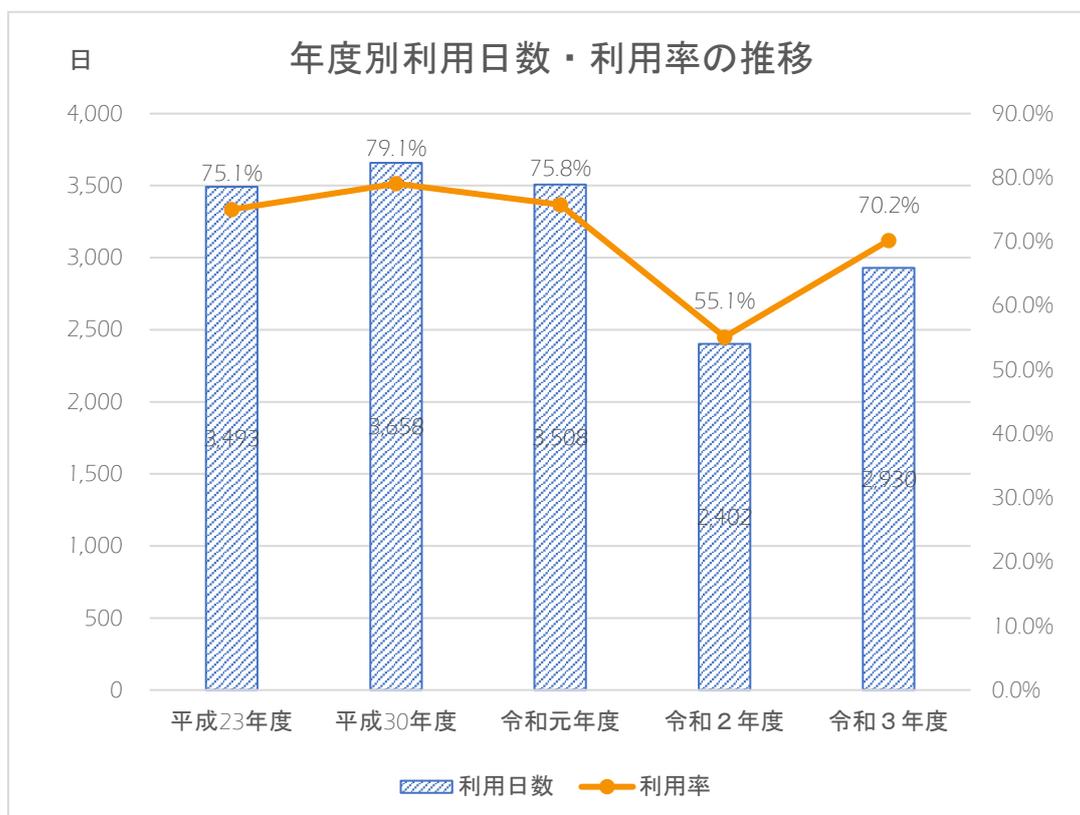
会議室



和室

2) 利用状況

室名	年度	利用日数	利用可能日	利用率	来館者数 (人)
会議室 (2室) 和室 (1室)	平成23年度	3,493	4,654	75.1%	82,582
	平成30年度	3,658	4,627	79.1%	82,442
	令和元年度	3,508	4,628	75.8%	77,814
	令和2年度	2,402	4,358	55.1%	34,892
	令和3年度	2,930	4,175	70.2%	41,875



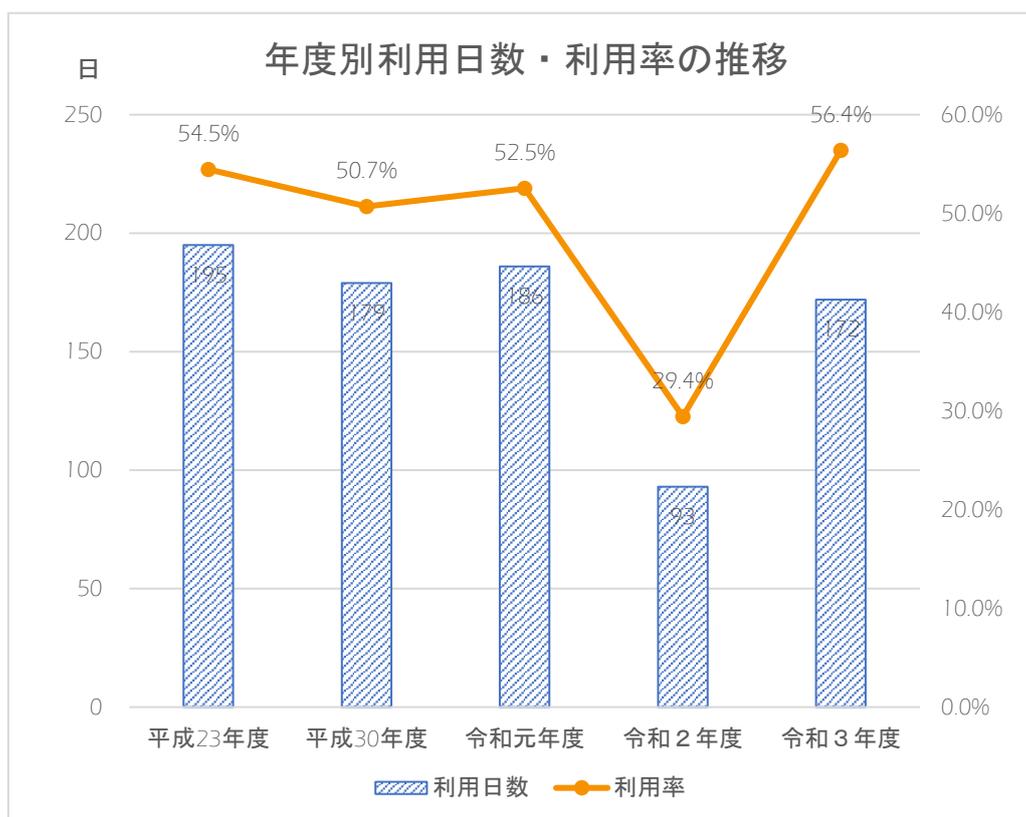
⑥ 市民ギャラリー

1) 概要
展示スペース



2) 利用状況

室名	年度	利用日数	利用可能日	利用率	来館者数(人)
市民ギャラリー	平成23年度	195	358	54.5%	21,087
	平成30年度	179	353	50.7%	17,958
	令和元年度	186	354	52.5%	17,677
	令和2年度	93	316	29.4%	6,585
	令和3年度	172	305	56.4%	12,567



⑦ コミュニケーションプラザ

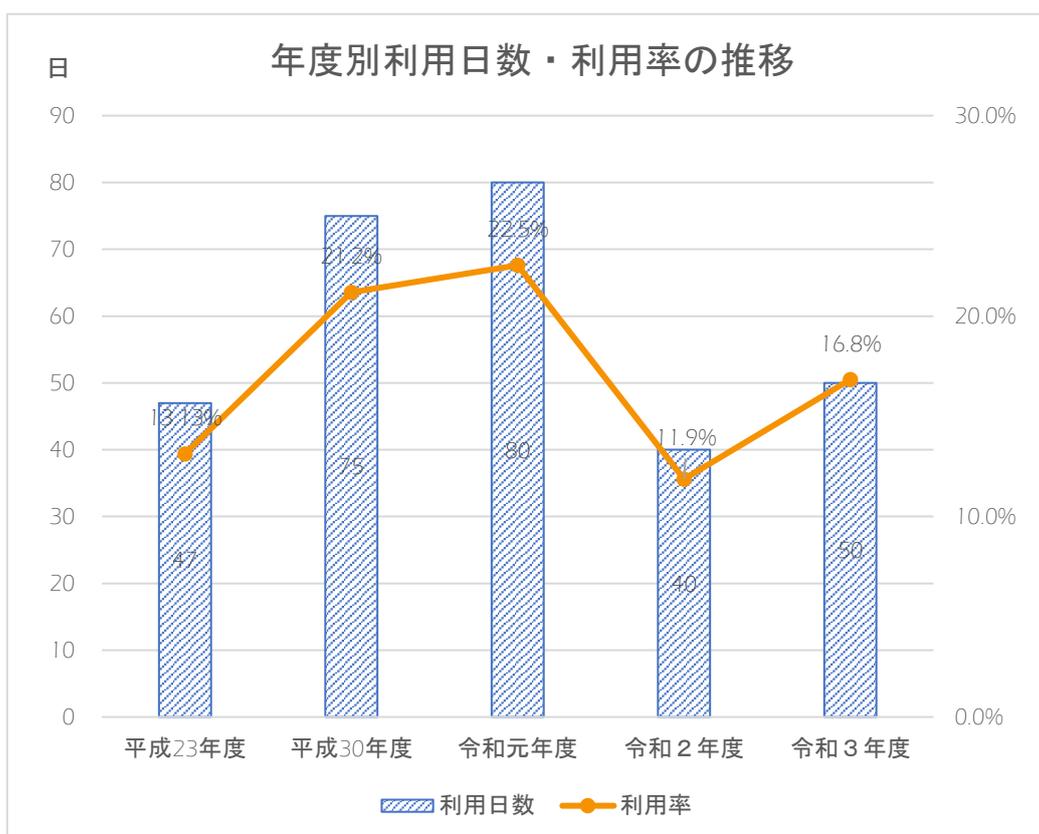
1) 概要

オープン催事等スペース



2) 利用状況

室名	年度	利用日数	利用可能日	利用率	来館者数(人)
コミュニケーションプラザ	平成23年度	47	358	13.13%	30,650
	平成30年度	75	354	21.2%	35,700
	令和元年度	80	355	22.5%	33,250
	令和2年度	40	337	11.9%	11,895
	令和3年度	50	297	16.8%	14,180



上記①～⑦の施設のほか、管理事務室(事務室、会議室等)がある。

2 市と外郭団体との関係性

所管課/政策関連部課	文化芸術振興課												
市との関係 役員・職員	評議員 10 名、役員 12 名(理事 10 名/監事2名) うち派遣人数及び OB 人数は、評議員1名(副市長)、理事1名(創造都市推進局局長)、監事1名(会計管理者) 職員については、管理職5名、職員 18 名(パート職員1名、派遣会社派遣職員1名含む。) うち管理職5名全員が OB である。												
市の出資	出捐時期:平成 15 年1月 13 日 金額:10,000 千円 出資証券:有り。 保有状況:市の出納室にて保有。												
全体:出資金等	基本財産 10,000 千円												
出資比率	100%												
市からの補助金等	市からの補助金の額(直近3か年) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>21,525 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>15,368 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>9,270 千円</td> </tr> </table> <p>市からの負担金の額(直近3か年) 該当なし。</p> <p>市からの指定管理料及び委託料の額(直近3か年)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>339,718 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>400,877 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>382,508 千円</td> </tr> </table> <p>市との賃貸借(無償含む)・目的外使用 指定管理業務に関する施設の無償賃貸借 債務保証/債務被保証の有無 いずれも該当なし。</p>	令和元年度	21,525 千円	令和2年度	15,368 千円	令和3年度	9,270 千円	令和元年度	339,718 千円	令和2年度	400,877 千円	令和3年度	382,508 千円
令和元年度	21,525 千円												
令和2年度	15,368 千円												
令和3年度	9,270 千円												
令和元年度	339,718 千円												
令和2年度	400,877 千円												
令和3年度	382,508 千円												
関連補助要綱の有無	有り。												
仕様書・協定書の有無	有り。												

3 補助事業に関する監査

補助事業の概要 仕様書・協定書の有無	文化芸術活動が地域に芽生え、根付き、成長、発展、拡大していく過程を捉え「教育普及」「人材育成」「舞台鑑賞」「参加交流」「創造発信」の5つの区分を念頭に、未来の鑑賞者となるこどもを主な対象とした事業や香川ゆかりの音楽家、関係機関団体等との連携による事
-----------------------	--

	業を柱に主催・共催・連携事業等、年間を通して展開する。 (「令和3年度公益財団法人高松市文化芸術財団事業計画」より一部抜粋)
補助事業に関するプロセス	高松市補助金等交付規則に基づき、補助金交付申請書(様式第1号)に加え、事業計画書、収支予算書(様式第2号)、その他市長が必要と認める書類を市長が指定する日までに提出し、当該書類をもとに内容を審査し、交付が決定した場合は補助金等交付決定通知書(様式第3号)により決定通知を行う。その後、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は会計年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書(様式第8号)に加え、事業実績書、収支決算書(様式第9号)、補助事業等の実施に要した経費を支払ったことを確認することのできる書類、その他市長が必要と認める書類を提出し、その内容を審査・確認した後に補助金を交付することとしている。 市は、当該団体から提出される事業報告書及び財務諸表等により補助対象事業の執行状況を確認している。

4 委託事業に関する監査

委託事業の概要 仕様書・協定書の有無	青少年を含む幅広い年齢層の市民に対して、より身近なところで優良な文化芸術に鑑賞する機会を提供し、文化芸術の普及を図るとともに、市民参加を促進することで本市の文化振興に資することを目的とする。(仕様書より抜粋)
委託事業に関するプロセス	当該団体は、「サンポートホール高松の指定管理者として文化芸術振興事業に豊富なノウハウを有し、かつ、市の文化芸術振興施策に精通している。」という理由から、市による特命随意契約により請け負うこととしている。契約期間は1年として、毎年業務委託契約を締結している。 当該委託事業は、当該団体が契約に基づき請け負った委託事業の遂行について、各委託先へ再委託を行う他、当該事業への出演団体等に補助金の支払を行っている。それらの実費相当額が委託料として市から当該団体へ支払われている。

5 外郭団体が関連する関連施策

政策	文化芸術の振興と発信
施策	① 文化芸術の振興(基本事業:文化芸術活動の推進) ② 文化芸術の振興(基本事業:国際的な発信力を持つイベントの推

	進) ③ 文化芸術の振興(基本事業:文化芸術施設の整備と機能の充実)
事務事業	① イ 市民文化祭開催事業 ロ 文化芸術活動推進事業 ハ デリバリーアーツ事業 ② 高松国際ピアノコンクール事業 ③ イ 文化芸術ホール管理運営事業 ロ 高松市文化芸術ホール改修事業
関連成果指標	<ul style="list-style-type: none"> • 文化芸術ホール事業における参加者数 (令和元年度 188,697 人、令和2年度 37,604 人、令和3年度 84,698 人) • アウトリーチ事業の参加者数 (令和元年度 140,100 人、令和2年度 26,099 人、令和3年度 30,040 人) うちデリバリーアーツ、学校巡回芸術教室、学校巡回能楽教室の3つが当該団体の委託事業 ① イ 市民文化祭(アーツフェスタ)観覧者数 (令和元年度 7,978 人、令和2年度中止、令和3年度 4,391 人) ロ 本事務事業内に当該法人委託の学校巡回芸術教室、学校巡回能楽教室が含まれているが、成果指標(文化芸術活動補助事業における参加人数)には含まれていない。 ハ デリバリーアーツ事業鑑賞者数 (令和元年度 2,521 人、令和2年度 237 人、令和3年度 488 人) ② ピアノコンクール入場者数(平成 29 年度 10,230 人、令和 3 年度 0 人) ※4年に1度、かつ新型コロナウイルス感染症による影響のため令和3年度から令和4年度へ延期のため • 学校訪問リサイタル実施校数 (令和元年度6校、令和2年度及び令和3年度は0校(新型コロナウイルス感染症による影響のため)) ③ イ -(評価対象外) ロ 文化芸術ホール改修進捗率(令和3年度 30%)

6 外郭団体の経営状況

(1) 財政状態(貸借対照表(資産・負債))について

○資産

現金及び預金が10年前と比較して7,000千円増加したことが主な要因として流動資産の増加が顕著である。また、財産の運用として満期保有目的の債券を所有している。

その他の資産として、未収金については主に市からの指定管理料や受託収益の未収分、サンポートホール高松の利用料の未収分が主であり、滞留している債権はない。

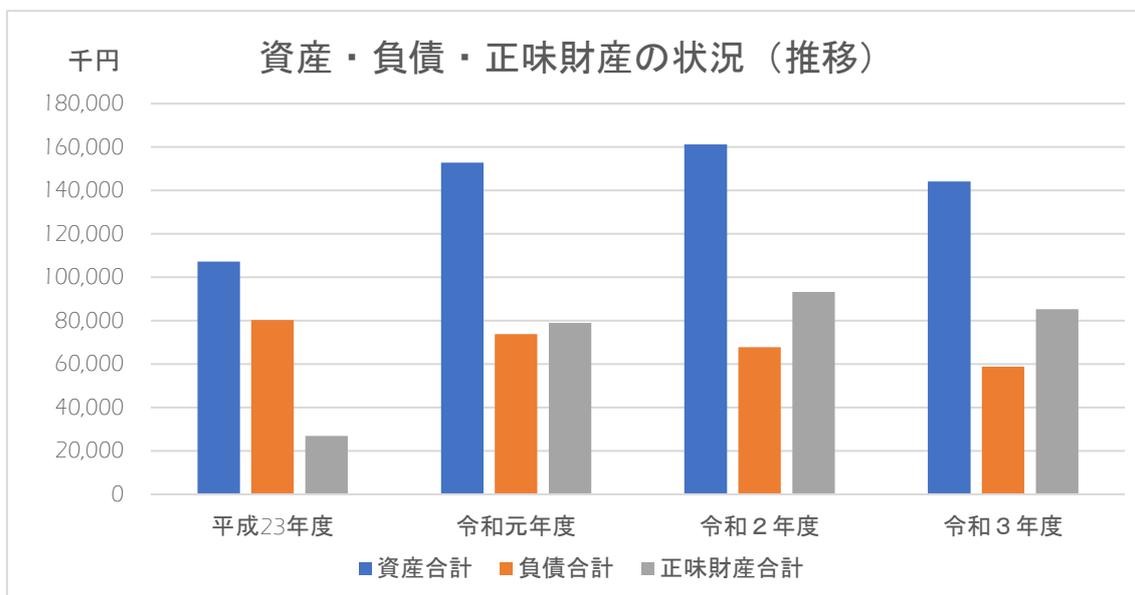
また、当該団体が管理するサンポートホール高松は、市の所有であり、当該団体自体は土地及び建物は保有していない。当該団体は、業務で使用するサーバー等の備品及びソフトウェアのみを固定資産として保有している。

○負債

減少傾向にある。流動負債しか有しておらず内容についても業務に係る支払い等であるため、長期にわたって滞留する債務はないものと考えられる。

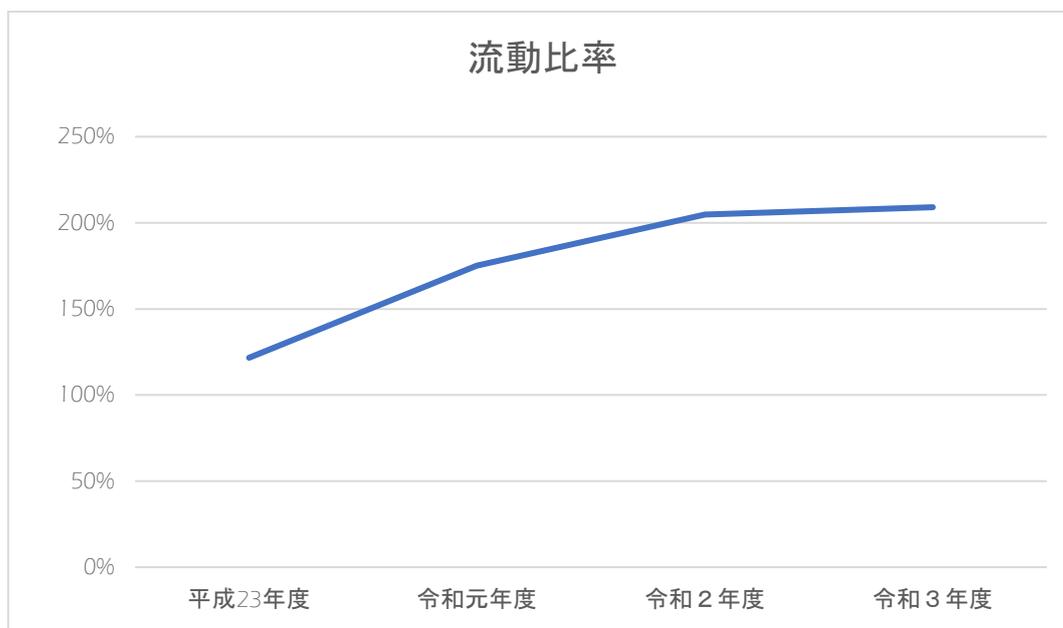
○正味財産

直近の財政状態と10年前の財政状態とを比較してみると、資産が大きく増加したことを主な要因として、正味財産は60千円程増加しており、正味財産比率は2倍以上増加しており、健全な状態であると考えられる。



○流動比率

10年前は100%~150%であったが、直近3か年は概ね200%の水準で推移している。一般に流動比率は200%が目標とされており、それに近い水準であることから、安全性が高い状況と言える。



(参考)公益財団法人高松市文化芸術財団 貸借対照表

単位:千円

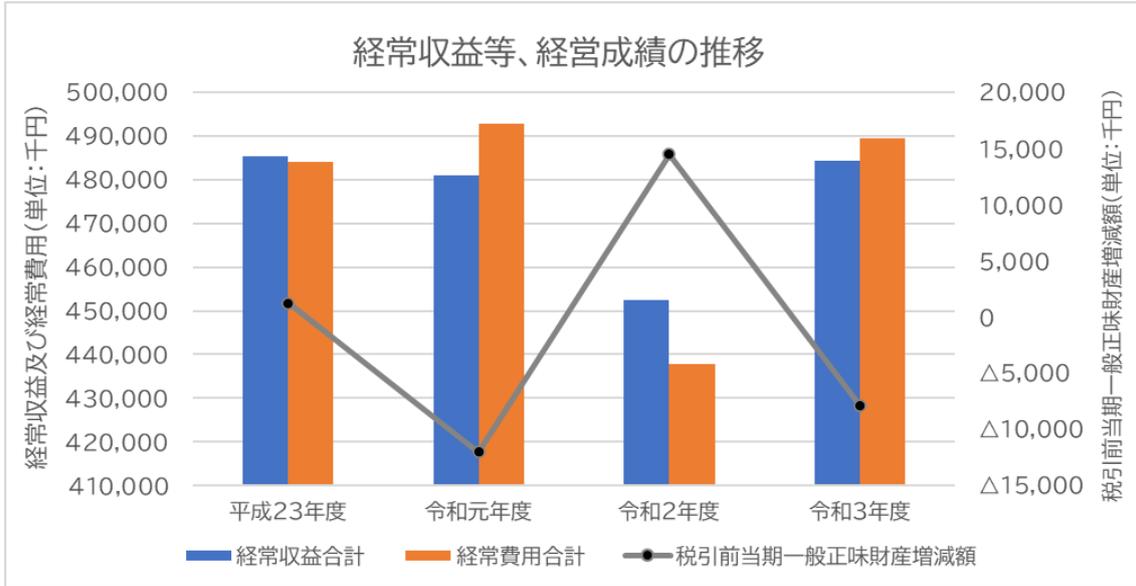
科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現金及び預金	92,452	114,353	77,449	99,264
未収金	302	13,179	59,553	22,647
前払金	-	9	189	-
貯蔵品	4,459	1,861	1,762	963
流動資産合計	97,213	129,402	138,952	122,874
定期預金	10,000	10,000	10,000	10,000
基本財産合計	10,000	10,000	10,000	10,000
什器備品	1,655	2,740	2,650	2,650
減価償却累計額	△1,655	△1,005	△1,300	△1,839
ソフトウェア	-	675	389	416
投資有価証券	-	10,125	10,031	10,000
長期前払費用	-	845	423	-
その他固定資産合計	-	13,381	12,192	11,227
資産合計	107,213	152,783	161,144	144,101
未払金	76,979	55,662	51,618	56,405
前受金	-	16,753	11,458	1,038
預り金	1,092	224	254	287
仮受金	1	-	0	1
賞与引当金	345	-	-	-
未払法人税等	80	80	80	80
未払消費税等	1,430	1,143	4,451	969
流動負債合計	79,927	73,862	67,861	58,779
退職給付引当金	429	-	-	-
固定負債合計	429	-	-	-
負債合計	80,356	73,862	67,861	58,779
指定正味財産	-	-	-	-
一般正味財産	26,857	78,921	93,283	85,322
正味財産 計	26,857	78,921	93,283	85,322

(2) 経営成績(損益計算書)について

令和元年12月頃から現在も続く新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度における1月から3月までに計画されていた公演等のイベントが軒並み中止となってしまいう等、収入に対して支出が上回ることとなってしまった。

令和2年度においては、売上規模の大きい貸館業務に係る収入の減少について、市からの指定管理料で補填されており、また、経費の支出を削減することで財源を確保した。

令和3年度においては、令和2年度に比べると稼働率が上昇したため補填額は減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、一部の公演等を行ってはきたが、大量に感染者が出た場合には中止を余儀なくされるといった状況下であり、苦しい中での運営となっている。



新型コロナウイルス感染症が流行する以前は、指定管理業務・サンポートホール高松の利用料収入を一として財源を獲得し、正味財産を増加させることができていたが、新型コロナウイルス感染症が初めて大流行した令和元年度からは、不安定な状況が続いている。

(3) 主要な利用者

サンポートホール高松における直近の主要な利用者(利用金額上位 10 者)は以下のとおりである。

単位:千円

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
利用者名	利用回数	金額	利用者名	利用回数	金額	利用者名	利用回数	金額
株式会社 デューク	86	12,862	株式会社 デューク	19	2,421	株式会社 デューク	56	8,124
公益財団法人 高松市文化芸術財団	199	5,486	公益財団法人 高松市文化芸術財団	69	2,250	公益財団法人 高松市文化芸術財団	66	3,218
第31回日本肝胆膵外科学会・学術集会	93	3,012	第42回日本手術医学学会総会	43	1,393	第31回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会	56	1,966
第42回日本漢字検定試験・日本漢検協会・中国四国支部	79	2,096	株式会社建設管理センター	125	1,161	第62回日本心身医学会総会ならびに学術講演会	57	1,553
SI2019実行委員会	47	1,715	ジャザサイズ	157	1,054	高松国際ピアノコンクール組織委員会	25	1,451
高圧ガス保安協会四国支部	40	1,312	高圧ガス保安協会四国支部	41	988	香川県商工会議所青年部連合会	31	1,210
第22回日本低侵襲脊椎外科学会	52	1,152	高松市生涯学習課	18	899	株式会社建設管理センター	121	1,171
香川音楽連盟	33	1,097	公益社団法人日本バレエ協会四国支部	22	867	ジャザサイズ	189	1,168
高松市	31	1,071	BOOST	75	786	一般社団法人日本SF協会	38	1,130
一般社団法人プラスチック成形加工学会	22	971	一般社団法人四国ツーリズム創造機構	31	772	公益社団法人瀬戸フィルハーモニー交響楽団	44	1,029
その他	6,586	87,941	その他	4,717	45,976	その他	5,698	68,457

令和2年度にあつては、上記のとおり新型コロナウイルス感染症の影響を受けた結果、主要な利用者である株式会社デュークを一として、大幅な利用回数、利用料の減少となっている。

(4) 主要な委託先

主要な委託先とその委託内容については、以下のとおりである。

No.	契約先	契約内容
1	株ニチゾウテック	舞台機構設備保守点検業務
2	株四国舞台テレビ照明高松事務所	舞台照明設備等保守点検業務
3	ヤマハサウンドシステム株大阪営業所	舞台音響設備等保守点検業務
4	四国トラステック株	大ホール、第1及び第2ホール観覧席保守点検業務
5	香川ビルメン株	清掃業務
6	株山白八松園	植栽管理業務
7	シンボルタワー管理協議会	光熱水・廃棄物処理
8	NTTコミュニケーションズ	インターネット用プロバイダー
9	総合警備保障	保安警備業務
10	大成有楽不動産株	設備等運転管理業務
11	河合楽器製作所	ピアノ保守点検
12	ヤマハミュージックリテイリング	ピアノ保守点検

なお、No.9の総合警備保障及びNo.10 の大成有楽不動産株については、サンポートホール施設が香川県と高松市の一体の施設であるため、高松シンボルタワー管理協議会が業者選定を実施したものである。

(参考)公益財団法人高松市文化芸術財団 正味財産増減計算書

単位:千円

科 目	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般正味財産増減の部				
経常収益				
基本財産運用益	3	2	1	1
事業収益	464,592	455,975	430,602	443,837
受取補助金等	20,661	23,525	17,567	30,428
雑収益	73	1,338	4,178	10,052
繰入額	-	-	-	-
経常収益合計	485,329	480,839	452,348	484,318
経常費用				
事業費	398,230	471,392	417,309	467,791
うち人件費	-	76,088	70,509	66,846
管理費	85,879	21,468	20,597	21,641
うち人件費	-	9,765	9,613	9,055
経常費用合計	484,109	492,859	437,906	489,433
評価損益等調整前当期経常増減額	1,220	△12,020	14,442	△5,115
評価損益等	-	-	-	-
当期経常増減額	1,220	△12,020	14,442	△5,115
経常外収益	-	-	-	-
経常外費用	-	-	0	2,766
当期経常外増減額	-	-	△0	△2,766
税引前当期一般正味財産増減額	1,220	△12,020	14,442	△7,881
法人税、住民税及び事業税	80	80	80	80
当期一般正味財産増減額	1,140	△12,100	14,362	△7,961

7 現金・預金等の財産の管理状況について

(1) 管理規程等の状況

当該団体は「公益財団法人高松市文化芸術財団会計規程」(平成25年3月1日 規程第16号)を策定し、当該規程に沿って業務を遂行している。

なお、業務の流れとして、事業内容に基づいて各係が金銭を收受し、各係の管理職員が会計等の事務処理を行う総務係の口座へと入金するという流れである。各フローで現金及び預金を取り扱う職員が異なるため、管理面では牽制しあえる状況と言える。

なお、市における実査等は特に行われていないとのことであった。

(2) 現金管理状況

特筆すべき事項はない。

(3) 金庫の管理状況

特筆すべき事項はない。

(4) 保有資産のうち、遊休地施設の有無・状況

現在遊休状態となっている資産は保有していない。

(5) 保有施設の更新(耐震化、長寿命化)計画の有無

指定管理業務として、サンポートホール高松の維持・管理を行っている当該団体は、サンポートホール高松の直接の所有者ではなく、市の所有となっている。

現状では、1,300 千円までの修繕については当該団体の負担により、1,300 千円を超える修繕については市の負担により実施されている。なお、当該団体では中長期的な修繕計画は策定していないが、当該ホールが建設されてから 17 年が経過しており、老朽化が進む施設設備等の補修・修繕について懸念事項ととらえている。

(6) 保有資産において、有価証券等の運用資産の状況

(取引実施に関する意思決定機関)

当該団体は、運用資産として満期保有目的の債券を有している。当該債券は、当該団体内の総務係の職員により、購入銘柄等の検討が行われ、満期になった際に当該債券を償却し、新たに取得する銘柄等を決定しているとのこと。

(7) 直近3か年の配当の有無

該当なし。

8 所管課による評価及び課題認識について

文化芸術振興課においては、サンポートホール高松について興業的なもののみならず、市民の発表の場・文化芸術の拠点としての施設であることを期待している。

施設の管理・運営を行っている当該団体の経営面をみると、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていた公演が中止になり苦しい状況である。市民発表の場としての利用も激減し、収入の面でも痛手を受けたため、令和元年度～令和3年度において市が指定管理料で補填を行った。

また、令和4年度及び令和5年度においては、サンポートホール高松の大規模な改修工事を行うことから改修後に利用者数、利用回数、来場者の回復に向けた企画、活動を行うことに期待している。

9 指摘/意見

【文化芸術振興課、人事課行政改革推進室】

(指摘－共通1) 外郭団体の指針に基づく評価が行われていない。

【状況】/【改善事項】

I 高松市土地開発公社9指摘/意見(指摘－共通1)参照。

【公益財団法人高松市文化芸術財団】

(指摘－個別X－1) 役員報酬に関する規定が公表されていなかった。

【状況】

事務局長(常務理事兼務)、理事長及び監事に対して役員報酬の支払いがなされているが、監査往査時点では役員報酬に関する規定が公表されていなかった。

【改善事項】

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に基づきホームページ等で役員報酬に関する規定を公表すべきである。

【公益財団法人高松市文化芸術財団】

(指摘－個別X－2) 市からの出捐金が一般正味財産として計上されている。

【状況】

市からの出捐金 10,000 千円について、当該団体の貸借対照表では一般正味財産(基本財産)として計上されている。

【改善事項】

当該団体の発足当時の契約において、特段の制約等がないものであり、公金が財源であることを鑑みると、処分することができないものと考えられる。したがって、当該出捐金 10,000 千円については一般正味財産ではなく指定正味財産として計上することが一般的な会計処理である。

【文化芸術振興課】

(指摘－個別X－3) 指定管理料に別の委託事業の委託料の一部が含まれていた。

【状況】

市が財団へ委託している事業は、サンポートホール高松に関する指定管理業務のほか、市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」などの文化芸術振興事業業務がある。監査人が委託者(市)と受託者(財団)双方にヒアリングしたところ、後者の委託業務にかかる委託料には、人件費相当額が含まれていないことが判明した。

委託者(市)へヒアリングしたところ、当該人件費相当額は、委託業務とは別の指定管理料に含めて支払っているとの回答を得た。

他方、受託者(団体)へヒアリングしたところ、当該委託事業に係る人件費相当額は指定管理料には含まれておらず、当該団体の自主財源により負担しているとのことであった。当該事業が開始した当初は事業規模が小さく、費用負担の問題は生じていなかったが、当該事業が拡大したことにより指定管理料では人件費が賄えない状況となっているとの回答を得た。

このような状況が生じた最も大きな要因は、指定管理者である当該団体が非公募により選定され、当該受託事業についても特命随意契約により実質的に非公募となっていることが起因しているものと考えられる。

No.	予算所管課	件名	名 称	契約期間	契約金額(円)	特命随意契約の理由
260	文化芸術振興課	高松市文化芸術振興事業業務委託	公益財団法人高松市文化芸術財団	R4.4.1～ R5.3.31	16,443,000	左記法人は、サンポートホール高松の指定管理者として文化芸術振興事業に豊富なノウハウを有し、かつ、本市の文化芸術振興施策に精通していることによる。

(出所:高松市特命随意契約公表一覧(令和4年4月1日から令和4年9月30日までの契約締結分)を加工)

【改善事項】

今後は指定管理業務と委託業務のそれぞれの内容を明確にするとともに、指定管理料と委託料の支出内訳についても明確に区分すべきである。

【公益財団法人高松市文化芸術財団】

(意見一個別X-4)指定管理業務の選定については非公募となっている。

【状況】

指定管理業務の選定要項を確認したところ、非公募とする理由については「ホールの管理・運営及び文化芸術振興事業を行うために、市が全額出資して設立した財団であり、ホールの管理運営、事業実施において高松市内に同等な団体が存在しないため」と記載されている。

非公募理由は当該団体が発足した当初から変更がなく、公募選定に向けた検討を行っているものの、地域に根差した市のホールとしての目的を果たすための多様な事業を継続できるか否か等、公募による指定管理者交替のリスクを慎重に検討する必要があり、現時点において公募選定を行わないこととしている。

【改善事項】

当該団体が発足した当初と現在では、外部環境も変化しつつある。例えば、近隣の同様の

公共施設である香川県県民ホールについては公募により民間企業が参画しており、香川県立アリーナについても同様に公募が実施されている。このような状況を鑑みると、「ホールの管理運営、事業実施において、市内に同等な団体が存在しない」ということが、非公募選定の要件である特別な理由に該当するとは言えないと考えられる。

事業実施の公平・公正を図るため、また、指定管理者制度の趣旨でもある多様化する住民ニーズに対して効果的かつ効率的に対応すること、住民サービスの向上を図ること、経費の削減等を図るためには、民間企業を含めた公募による選定を行うことが望ましいと考える。また、公募選定に際しては、上記に記載した事情を仕様書等に盛り込んだ上で実施することにより、所管課が懸念しているリスクについても回避することが可能であると考えられる。

【文化芸術振興課、公益財団法人高松市文化芸術財団】

(意見一個別X-5) サポートホール高松の設備・備品に係る料金設定が複雑である。

【状況】

「大ホール及び小ホール」や「リハーサル室及び練習室」、「会議室等」等のように組分けをしたうえで、時間帯に応じて様々な料金設定がなされている。また、各施設で使用される設備や機材についても、1つ1つ細かく料金が設定されており、非常に複雑であり事務的負担も大きいものと考えられる(【参考】参照。)

【改善事項】

設備・備品について、それら1つ1つに料金を設定するのではなく、各施設において使用される頻度の高い、あるいは使用される可能性が高い設備・機材については、1セットとして料金設定を行う方が望ましいと考える。また、各施設において使用することが想定される設備や機材については一定数を含めたものとして施設の料金を設定することも考えられる。受付を行う事務側にとってはもちろんのこと、利用者にとっても不必要な費用負担が生じず、かつ利便性を損なわない範囲で簡略化された料金設定を検討すべきである。

【参考】サンポートホール高松設備器具等利用料(サンポート高松利用料金表より一部抜粋)

大ホール及び小ホール設備器具等利用料

(単位:円, 冷暖房費・消費税および地方消費税を含む)

種別	名称	単位	利用料			摘要
			大ホール	第1小ホール	第2小ホール	
舞台設備	所作舞台	1式	5,750	5,750	5,750	
	所作舞台(花道用)	1式	1,670	1,670		
	平台	1台	200	200	200	
	反響板	1式	5,550	3,650		
	オーケストラピット	1基	5,430			
	舞台前迫り	1基		3,760		
	小迫り	1基	1,150			
	松羽目	1式	2,400	2,400	2,400	
	金びょうぶ	1双	1,560	1,560	1,560	
	銀びょうぶ	1双	1,560	1,560	1,560	
	鳥の子びょうぶ	1双	1,560	1,560	1,560	
	地がすり(大)	1枚	1,670	1,150		黒または灰
	地がすり(小)	1枚	930	930	930	黒または灰
	紗幕	1枚	1,150	1,030		
	定式幕	1式	2,610	2,610		仮設レールを含む。
	仮設花道	1式	15,700	10,470		片道
	仮設鳥屋囲	1式	1,030	930		
	めくり台	1台	100	100	100	
	上敷ござ	1枚	310	310	310	
	バレエ用シート	1枚	930	930	930	
	緋毛せん・紺毛せん	1枚	310	310	310	
	高座用座布団	1枚	410	410	410	
	長座布団	1枚	200	200	200	
	演台	1式	620	410	410	脇台(2台)を含む。
	司会者台	1台	200	200	200	
	指揮者台	1台	310	310	310	
	指揮者用譜面台	1台	200	200	200	
	譜面台	1台	100	100	100	
	譜面灯	1台	50	50	50	
	演奏者用いす	1脚	100	100	100	
	コントラバスいす・チェロいす	1脚	100	100	100	
	舞台用いす	1脚	50	50	50	
長机	1脚	100	100	100		
姿見	1台	200	200	200		
スモークマシン	1台	3,130	3,130	3,130	ロスコオイルを含む。	
ドライアイスマシン	1台	930	930	930	ドライアイスを除く。	
仮設スピーカー台	1式	6,280	4,180		片道	
客席用ミキサー台	1台	200	200	200		
照明設備	アッパーホリゾントライト	1列	2,710	1,670	830	
	ローアホリゾントライト	1列	1,150	930	830	
	ボーダーライト	1列	1,030	830		
	シーリングライト	1列	1,350	930		
	フットライト(舞台用)	1列	720	620		
	フットライト(花道用)	1列	410	310		
	天井反射板ライト	1列	2,610	1,560		
	フロントサイドスポットライト	1台	830	830		
	コンダクタースポットライト	1台	310			
	センタービンスポットライト	1台	2,200	2,200	1,770	
	スポットライト(250ワット)	1台	150	150	150	
	スポットライト(500ワット)	1台	200	200	200	
	スポットライト(1キロワット)	1台	310	310	310	
	スポットライト(1.5キロワット)	1台	310	310	310	
	スポットライト(3キロワット)	1台	930	930	930	

種別	名称	単位	利用料			摘要
			大ホール	第1小ホール	第2小ホール	
	パーライト(1キロワット)	1台	310	310	310	
	ソースフォー	1台	310	310	310	
	ストリップライト(12灯用)	1台	310	310	310	
	波マシン	1台	930	930	930	
	オーロラマシン	1台	930	930	930	
	プリズムマシン	1式	930	930	930	
	カレイドマシン	1式	930	930	930	
	ソースフォー用ムービングエフェクト	1式	930	930	930	
	ITO(650ワット)	1台	930	930	930	
	スパイラルマシン	1式	930	930	930	
	ディスクマシン	1式	930	930	930	
	フィルムマシン	1式	930	930	930	
	フリッカーマシン	1式	930	930	930	
	スライドキャリア	1式	930	930	930	
	虹マシン	1台	930	930	930	
	スピナー	1台	930	930	930	
	ミラーボール	1台	930	930	930	
	ストロボ	1台	930	930	930	
	星球セット	1列	930	930	930	
	調光装置	1式	3,650	1,770	1,030	
	移動式調光装置	1式			510	
音響設備	3点吊りマイクロホン装置	1式	1,030	1,030		
	拡声装置	1式	3,450	2,400	1,560	
	移動式拡声装置	1式			1,030	
	スクリーンスピーカー	1式	2,080			
	ステージスピーカー	1台	1,030	830	830	
	移動式スピーカー(大)	1台	510	510	410	
	移動式スピーカー(小)	1台	410	410	310	
	フライングスピーカー	1台			310	
	効果用シーリングスピーカー	1式	2,080	1,560	1,030	
	ウォールスピーカー	1式	2,080	1,560		
	ハネ返りスピーカー	1台	1,350	1,350		
	移動式アナログミキサー卓(大)	1台	1,030	1,030	1,030	24チャンネル
	移動式アナログミキサー卓(小)	1台	830	830	830	16チャンネル
	移動式デジタルミキサー卓	1台	1,350	1,350	1,350	
	移動式パワーアンプ	1台	510	510	510	
	カセットテープレコーダー	1台	1,030	1,030	1,030	
	オープンテープレコーダー	1台	1,030	1,030	1,030	
	CDプレーヤー	1台	1,030	1,030	1,030	
	CDレコーダー	1台	1,030	1,030	1,030	
	MDレコーダー	1台	1,030	1,030	1,030	
	マルチエフェクター	1台	720	720	720	
	デジタルディレイ	1台	720	720	720	
	デジタルリバーブ	1台	720	720	720	
	コンプリッサー・リミッター・ゲート	1台	720	720	720	
	イコライザー	1台	720	720	720	グラフィック・パラメトリック
	マイクロホンアンプ	1台	510	510	510	
	ダイナミックマイクロホン	1本	720	720	720	
	コンデンサーマイクロホン	1本	830	830	830	
	卓上フレキシブルマイクロホン	1本	720	720	720	
	ワイヤレスマイクロホン装置	1チャンネル	1,250	1,250	1,250	マイクロホンを除く。
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,450	1,450	1,450	ハンド型またはタイピン型
	ガンマイクロホン	1本	1,350	1,350	1,350	
	ヘッドホン型マイクロホン	1本	1,350	1,350	1,350	
	ハンダリマイクロホン	1本	1,350	1,350	1,350	
	ステレオマイクロホン	1本	1,350	1,350	1,350	
映像設備	ビデオプロジェクター	1台	3,650	3,450	3,130	
	ビジュアルプレゼンター		1,770	1,770	1,770	

種別	名称	単位	利用料			摘要
			大ホール	第1小ホール	第2小ホール	
	スライドフィルムプレゼンター	1台	1,350	1,350	1,350	
	DVDプレーヤー	1台	1,030	1,030	1,030	
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,030	1,030	1,030	
	オーケストラピット用ビデオカメラ装置	1式	1,030			
	スクリーン	1枚	1,560	930	620	
	移動式スクリーン	1枚	200	200	200	
	レーザーポインター	1本	100	100	100	
楽器	フルコンサートグランドピアノ(外国製)	1台	10,150	10,150	10,150	調律料を除く
	フルコンサートグランドピアノ(日本製)	1台	5,230	5,230	5,230	調律料を除く
	大太鼓	1台	830	830	830	
その他	展示パネル	1枚	100	100	100	
	持込電気器具	1キロワット	260	260	260	

リハーサル室設備器具等利用料

(単位:円, 消費税および地方消費税を含む)

名称	単位	利用料			摘要
		第1	第2	第3	
バレエ用シート	1式	930	930	930	10m×12巻
移動式スピーカー	1台	510	510	510	LとR一式の場合は1,020円
移動式音響装置	1式	1,030	1,030	1,030	
カセットテープレコーダー	1台	510	510	510	
CDプレーヤー	1台	510	510	510	
MDレコーダー	1台	510	510	510	
ダイナミックマイクロホン	1本	310	310	310	
ワイヤレスマイクロホン	1本	410	410	410	
フルコンサートグランドピアノ(外国製)	1台	7,320			調律料を除く
フルコンサートグランドピアノ(日本製)	1台		3,130		調律料を除く
コンパクトグランドピアノ	1台			1,980	調律料を除く
長机	1脚	100	100	100	全40脚(練習室とも共用)
持込電気器具	1キロワット	260	260	260	上限はお問い合わせください。

練習室設備器具等利用料

(単位:円, 消費税および地方消費税を含む)

名称	単位	利用料					摘要
		第1	第2~3	第4	第5	第6	
カセットテープレコーダー	1台		510	510			
CDプレーヤー	1台		510	510			
MDレコーダー	1台		510	510			
ダイナミックマイクロホンA	1本		310	310			各室上限6本
ダイナミックマイクロホンB	1本		200	200			
ダイナミックマイクロホンC	1本		310	310			
コンデンサーマイクロホン	1本		510	510			全6本:ダイナミックマイクと併用不可
プレッシャーゾーンマイクロホン	1本		510	510			全2本:ダイナミックマイクと併用不可
アップライトピアノ	1台	1,980				1,980	調律料を除く
キーボード	1台		510	510			
キーボードアンプ	1台		310	310			
ギターアンプ	1台		510				
ベースアンプ	1台		510				
ドラムセット	1式		720				
音響基本装置	1式		1,030	1,030			
長机	1脚	100	100	100	100	100	全40脚(リハーサル室とも共用)
持込電気器具	1キロワット	260	260	260	260	260	上限はお問い合わせください。

第4 関連する法令・基準等

高松市外郭団体の運営等指導基準(平成16年9月 高松市)

1 目的

この基準は、法令等に定めがあるもののほか、市の外郭団体の運営等に関する指導について必要な事項を定め、もって外郭団体の管理運営の効率化・適正化に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) この基準において、「外郭団体」とは、当該外郭団体の基本財産、資本金等に占める市の出資金又は出捐金の割合が25%以上であり、かつ、市の出資又は出捐の割合が最も大きい法人をいう。
- (2) 前号に規定する法人のうち、基本財産、資本金等に占める市の出資金又は出捐金の割合が50%以上の法人を「特定団体」といい、それ以外の法人を「その他団体」という。

3 主管局長の責務

外郭団体を所管する局長(以下「主管局長」という。)は、所管する外郭団体に対し、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿ってその業務が適正かつ効率的に運営されるよう、この基準に従い、適切な指導等を行うものとする。

4 総務局長及び財政局長の責務

総務局長及び財政局長は、主管局長に対し、必要に応じて助言・協力を行うとともに、外郭団体に対する指導等が統一的かつ円滑に行われるよう、調整を行うものとする。

5 協議・報告の要請

- (1) 主管局長は、特定団体が、次に掲げる事項を行おうとする場合は、当該特定団体に事前協議を求めるものとする。
 - ア 廃止又は統合
 - イ 定款又は寄附行為の変更
 - ウ 役員及び管理職員(職員のうち管理監督的地位にある職員をいう。以下同じ。)の任免
 - エ 組織の新設又は改廃
 - オ 職員数の変動又は職員の採用・昇任
 - カ 役員の報酬及び職員の給与の決定
 - キ 諸規程の制定又は改廃(軽微なものを除く。)
 - ク 基本財産の造成又は処分
 - ケ 重要な財産の取得又は処分
 - コ 各事業年度の事業計画及び予算の作成又は変更
 - サ アからコに掲げるもののほか、団体の管理運営に関する重要事項の決定
- (2) 主管局長は、次に掲げる事項について、特定団体に報告を求めるものとする。
 - ア 主要な事業の進捗状況

- イ 前事業年度の事業報告及び決算
- ウ その他特に報告を要すると認められる事項

6 組織及び人事管理

主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の組織及び人事管理について指導する。

(1) 職員数の適正化

職員数は、人員の効率的な運用や事務の効率化等を総合的に勘案し、適正なものとする。

(2) 役員数の適正化

役員数は、特定団体の事業規模、事業内容等を総合的に勘案して、適正なものとする。

(3) 組織の簡素合理化

ア 関連又は類似の業務を行う特定団体が複数の局にまたがる場合は、関係局間において調整の上、統廃合等の見直しを行う。

イ 事業執行の一層の効率化を図るため、小規模又は細分化された組織については、再編・統合の見直しを積極的に行うとともに、組織の硬直性を排し、業務動向に応じた機動的かつ弾力的な組織運営に努める。

ウ 組織及び職員数は、特定団体の事業規模、経営状況等に応じたものとし、業務量の変化に応じた効果的かつ弾力的な配置に努めるとともに、新たな業務への対応についても、既存業務の見直しや事務処理方法の改善等により、新規の増員を抑制し、簡素で効率的な執行体制とする。

エ 管理職員等については、民間を含む幅広い人材の活用に努める。

(4) 職員の定年

職員の定年については、高松市職員の定年等に関する条例(昭和59年高松市条例3第20号)に準拠することを原則とする。

(5) 責任体制の明確化

事務決裁に係る規程等を整備することにより、責任の所在及び意思決定過程の明確化を図る。

7 給与等の適正化の推進

主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の給与等の適正化について指導する。

(1) 役員の報酬及び職員の給与については、経営状況、他の外郭団体との均衡等を十分に勘案して定め、かつ、市の一般職員の給与等の内容を限度とする。

(2) 職務と責任に応じた適正な給料表の適用を図る。

(3) 特殊勤務手当等諸手当の見直しを図る。

(4) 時差出勤制度等の活用に努める中で、時間外勤務手当の総額の抑制を図る。

(5) 退職手当の適正化を図る。

8 特定団体の常勤の役員の在職期間及び報酬等

主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の常勤の役員の在職期間及び報酬等について指導する。

- (1) 在職期間は、原則として、満64歳に達する日の属する年度の末日までとする。ただし、在職期間の延長について、特別の事情があると認める場合は、総務局長に協議しなければならない。
- (2) 報酬は、別に定める額を基準とする。
- (3) 退職手当は、支給しない。

9 特定団体の嘱託職員の在職期間及び給与

主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の嘱託職員の在職期間及び給与について指導する。

- (1) 委嘱期間は、1期間(1年度を1期間)以内とし、最初の委嘱の日の属する年度における4月1日を起算日として、通算4期間を超えない範囲内で更新できる。ただし、業務の執行上、特別の事情があると認める場合は、年度の初日において64歳に達している者又は委嘱期間が通算して4期間を超えている者に委嘱することができるが、その場合は、総務局長に協議しなければならない。
- (2) 給料は、別に定める額を基準とする。
- (3) 扶養手当、住居手当及び退職手当は、支給しない。

10 職員の意識改革

主管局長は、外郭団体の職員一人一人がその団体の使命を踏まえ、意識を改革し、能力と意欲を高めるよう指導する。

11 職員研修

主管局長は、外郭団体の職員の資質の向上を図るため、次の基準に基づき、職員研修について指導する。

- (1) 職員研修を強力に進め、外郭団体間の交流や共同研修を実施するとともに、少数精鋭主義の徹底に努める。
- (2) 職員の能力開発等を図るため、研修の内容の充実等専門知識の習得を推進する。

12 事業及び財務管理

主管局長は、次の基準に基づき、特定団体の事業及び財務管理について指導する。

- (1) 特定団体の設立目的を踏まえ、事業内容、活動状況、果たしている機能、市又は民間との役割分担等について、恒常的に見直しを行い、計画的かつ適正な業務運営の確保を図る。
- (2) 目的の達成や特定団体相互あるいは民間企業等と競合するなど社会情勢の変化に伴う事業は、当該事業の見直しを行い、必要性が乏しくなっているものは、廃止又は縮小する。ただし、事業の継続が必要な場合は、当該事業の共同実施や業務の移管に努める。
- (3) 特定団体の経営状況を十分に把握し、今後の経営見通しを明らかにするとともに、不採算部門や下降傾向にある部門の業務の見直しなど、経営改善に向けた特定団体の主体的な取組みを強化するため、具体的な数値目標を設定した経営改善計画を策定する。
- (4) 特定団体の計画的・安定的経営確立のため、施設稼働率や利用者数などについて、適切な成果指標を設定した中・長期的な経営計画を策定するものとする。

- (5) 民間企業の経営手法を最大限に採り入れた効率的な事業執行を行う。
- (6) 事業は、利用者満足度調査を実施するなどにより、社会経済情勢の変化に適切に対応し、市民ニーズに適応したものとなるよう努める。

13 財政負担の縮減・合理化

- (1) 主管局長は、次の基準に基づき、財政負担の縮減や合理化に努める。
 - ア 財政支援の抜本的見直しを行い、補助金等の整理合理化を図る。
 - イ 新規事業や既存事業の委託化などに当たっては、既存団体だけでなく民間・NPOの活用も視野に入れて検討する。なお、新規の外郭団体の設立は、厳に慎むこととする。
 - ウ 既に、外郭団体に委託されているものについても、経営効率とサービスを勘案し、コスト高になっている場合には、民間委託を含めた委託先の変更を検討する。
 - エ 市の財政的支援は、外郭団体の公益性、市の行政との関連性及び将来における運営の見通し等を総合的に勘案して、真にやむを得ない場合に限り実施する。
- (2) 主管局長は、財政負担の縮減や合理化を図るため、次の基準に基づき、外郭団体を指導する。
 - ア 施設の管理運営を行う特定団体が、その施設の設備の維持管理等の業務を外部委託するに当たっては、さらに競争入札、見積り合せ等を積極的に実施するなど競争原理を導入し、効果的・効率的運営を図る。
 - イ 積極的な事業展開を図り、事業収入の確保等財政基盤の強化を図る。
 - ウ 一般管理費は、毎年度一定率の節減目標を設定するなど可能な限りの抑制に努める。
 - エ 財産の運用管理は、特定団体の健全な運営に必要な基本財産を除き、ペイオフへの対応も含め、安全かつ確実またできるだけ高い運用益が得られる方法で行う。
 - オ 予算執行は、厳正かつ簡素を旨とし、適正に行う。

14 経営評価及び情報公開システムの推進

主管局長は、次の基準に基づき、経営評価及び情報公開システムの推進について指導する。

- (1) 事業・業務運営等経営評価システムを創設し、経営評価を実施し、結果等を公表する。
- (2) 関係法令や団体の自主性・自立性に配慮しながら情報公開の充実を図り、透明性の確保に努める。
- (3) 高松市情報公開条例(平成 12 年高松市条例 39 号)の例により、情報公開に関し必要な措置を講ずる。

15 自主的な経営努力を促す制度の検討

主管局長及び財政局長は、外郭団体が行う公の施設の管理については、自主的な経営努力の強化を可能とする利用料金制度の導入及び外郭団体の経営にインセンティブを与える制度について検討する。

16 その他団体に対する指導

主管局長は、その他団体の運営等についても、必要に応じ、前記6から15までの規定に準じて、

適切に指導等を行うものとする。

附 則

この内規は、平成 16 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。